

那 霸 市 公 報

第 1 9 0 6 号 その 2
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 固定資産の価格等の登録について（資産税課）…………… 332
- 那覇市職員等の公益通報に関する要綱の一部を改正する要綱（人事課）…… 333
- 包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について（企画調整課）…………… 348
- 那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の指定公金事務取扱者への委託について（子育て応援課）…………… 349
- 那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について（市営住宅課）…………… 350
- 那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について（市営住宅課）…………… 351
- 公金収納事務の委託について（納税課）…………… 352
- 公金収納事務の委託について（納税課）…………… 354
- 那覇市コンビニエンスストア等収納事務委託契約に係る指定納付受託者の指定について（納税課）…………… 355
- 市町村事務の委託について（ちゃーがんじゅう課）…………… 356

◇ 公 告 ◇

- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 357
- 第 4 次那覇市水産業振興基本計画の策定について（商工農水課）…………… 358

告 示

那覇市告示第 603 号
令和 8 年 3 月 27 日
掲 示 済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定により、令和 8 年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を令和 8 年 3 月 27 日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 知念 覚

那覇市告示第 606 号
令和 8 年 3 月 30 日
掲 示 済

那覇市職員等の公益通報に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員等の公益通報に関する要綱の一部を改正する要綱

那覇市職員等の公益通報に関する要綱(平成22年那覇市告示第187号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>職員等による公益通報を適切に処理するための基本的事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、市政の適法かつ公正な運営を推進することにより市政に対する市民の信頼の確保に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、「<u>職員等</u>」とは、<u>次に掲げる者をいう。</u></p> <p>(1) <u>市長事務部局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、消防本部、上下水道局及び議会事務局に所属する職員(臨時的任用職員、非常勤職員及び派遣職員を含む。)</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の施行に伴い、職員等により行われる内部公益通報について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、市政の適法かつ公正な運営を推進することにより市政に対する市民の信頼の確保に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>職員等 次のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p>ア <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員又は公益通報の日前1年以内に当該職員であった者</u></p> <p>イ <u>地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する職員(市議会議員を除く。)</u></p> <p>ウ <u>本市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者及びその役員、従業員又は公益通報の日前1年以内にこれらの職であった者</u></p> <p>エ <u>本市に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員、その管理する公の施設の管理業務に従事している者又は公益通報の日前1年以内に</u></p>

<p>(2) <u>市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者及びその役員又は従業員並びに指定管理者及びその管理する公の施設に従事している者</u></p> <p>2 <u>この要綱において「公益通報」とは、市政の適法かつ公正な執行を確保するために、職員等がする通報(前項第2号に規定する者については、その者が受託、請負等をした事業に関する通報に限る。)をいう。</u></p>	<p><u>これらの職であった者</u></p> <p><u>オ 本市を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者又は公益通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者</u></p> <p>(2) <u>法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、条例及び規則(地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。)をいう。</u></p> <p>(3) <u>通報対象事実 公益通報者保護法第2条第3項に規定する事実、法令違反の事実又はそれらのおそれが客観的に認められる事実をいい、本市の事業、処分又は決定に対する意見、要望及び苦情に該当するものを除く。</u></p> <p>(4) <u>公益通報 職員等が本市の事務事業に関し通報対象事実を通報(第1号ウからオまでに規定する者については、その者が受託、請負、指定管理、派遣業務等をした事業に関する通報に限る。)することをいう。</u></p> <p>(5) <u>公益通報者 公益通報を行う職員等をいう。</u></p> <p>(6) <u>職員通報窓口 総務部人事課、教育委員会生涯学習部総務課、教育委員会学校教育部学校教育課、上下水道局総務課及び消防局総務課をいう。</u></p> <p>(7) <u>任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。</u></p>
--	---

3 この要綱において「公益通報者」とは前項の公益通報を行う職員等をいう。

(公益通報)

第3条 職員等は、市の事務事業に関し次に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思われるときは、公益通報をすることができる。

(1) 法令(条例、規則等を含む。)に違反する事実

(2) 人の生命若しくは身体の保護又は利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるおそれがある事実

(3) 市に対する市民等の信頼を損なうおそれがある事実

(公益通報者の保護)

第5条 公益通報者は、第3条に規定する公益通報をしたことによつていかなる不利益な取扱いも受けない。

2～3 [略]

(公益通報)

第3条 職員等は、通報対象事実が生じていると思われるときは、公益通報をすることができる。

(公益通報者の保護)

第5条 職員等は、公益通報者に対し、正当な公益通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いを行ってはならない。

2～3 [略]

(通報対応責任者)

第6条 公益通報に適切に対応するために必要な体制を整備し、及び公益通報に係る受付、調査、措置その他の事務を統括するため、通報対応責任者を置き、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる者をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者(別表左欄の区分を所管する任命権者をいう。以下同じ。)は、前項の通報対応責任者が当該公益通報を処理することが適当でないと認める場合は、当該事案に限り、他の職員を通報対応責任者とすることができる。

(公益通報対応業務従事者)

第7条 公益通報者保護法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者(以下「従事者」という。)は、当該公益通報に係る職員通報窓口に対応する通報対応責任

(公益通報の処理)

第6条 公益通報は、公益通報書(第1号様式)により文書又は電子メールにより、人事課長に対して行うものとする。

2 人事課長は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

者、副部長(消防局においては消防局総務課長)、所属長及び職員通報窓口の職員(公益通報の業務を担当する職員に限る。)とする。

2 従事者(従事者であった者を含む。)は、正当な理由なく、通報者を特定する情報及び従事者の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 従事者は、自己が公益通報の対象となった行為に関係している場合には、当該公益通報の処理に関与してはならない。

4 任命権者は、特に必要と認める場合は、新たに職員を従事者として指定することができる。

5 前項の規定による指定は、公益通報対応業務従事者指定書(様式第1号)により行うものとする。

(公益通報の処理)

第8条 公益通報は、公益通報書(第2号様式)により文書又は電子メールにより、職員通報窓口に対して行うものとする。

2 公益通報を受けた職員通報窓口の従事者は、公益通報者の秘密保持に配慮しつつ、公益通報者の氏名及び連絡先を確認し、通報に係る事実の内容を確認する。この場合において、他の職員通報窓口が受理することが適当と認められる公益通報については、当該職員通報窓口に引き継ぐものとする。

3 通報対応責任者は、公益通報について、受理するときはその旨を、受理して調査不要とするとき及び受理しないときはその旨及びその理由を公益通報受理・不受理通知書(第3号様式)により公益通報者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名の公益通報者又は当該通知を希望しない公益通報者(以下「匿名公益通報者等」という。)に対しては、この限りでない。

4 次に掲げる通報は、公益通報として受理

	<p>することができない。</p> <p><u>(1) 勤務条件に関する事案である通報</u></p> <p><u>(2) 第4条第2項に規定する目的でなされた通報</u></p> <p><u>(3) 内容が著しく不分明である通報</u></p> <p><u>(4) 内容が虚偽であることが明らかな通報</u></p> <p><u>(5) その他公益通報に該当しない通報</u> (調査の実施等)</p>
<p>(人事課長の調査)</p> <p><u>第7条 人事課長は、公益通報を受理した場合には、当該公益通報について調査の必要があると認めるときは、直ちに調査を開始するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の調査は、公益通報の対象となった職員等、関係する課等に対し行い、その結果を調査結果報告書(第2号様式)により市長に報告しなければならない。</u></p> <p>(是正措置等)</p>	<p><u>第9条 通報対応責任者は、公益通報を受理した場合で、調査の必要があると認めるときは、当該公益通報について従事者に調査を行わせるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の調査は、公益通報の対象となった職員等、関係する課の職員等に対し行うものとする。</u></p> <p>3 <u>従事者から調査の協力を求められた職員等は、誠実に調査に協力しなければならない、調査を妨害する行為をしてはならない。</u></p> <p>4 <u>通報対応責任者は、第1項の調査の結果を調査結果報告書(第4号様式)により任命権者に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項の規定による報告は、公益通報者を特定させる事項は報告しない。</u> (是正措置等)</p>
<p><u>第8条 市長は、前条第2項に規定する調査の結果に応じて、是正措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)をとるものとし、その内容について、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、公益通報者に対し遅滞なく通知するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>第10条 任命権者は、前条第4項に規定する報告を受けた結果、通報対象事実があったと認める場合には、関係部局に対し、是正措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)を講じるものとする。</u></p> <p>2 <u>通報対応責任者は、是正措置等が講じられた場合はその旨を、通報対象事実が認められない場合はその旨を、適正な業務の進行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない</u></p>

<p>(公表等)</p> <p><u>第9条</u> 市長は、是正措置等に関し必要と認める事項を適宜公表するものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する公表の後、是正措置等の実施状況を適宜確認し、必要があると認めるときは新たな改善策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 市長は、公益通報したことを理由とした不利益な取扱い等が行われていないか、公益通報者に対し適宜確認するものとする。</p>	<p><u>範囲において、調査結果通知書(第5号様式)により公益通報者に対し通知するよう努めるものとする。ただし、匿名公益通報者等に対しては、この限りでない。</u></p> <p>(公表等)</p> <p><u>第11条</u> 任命権者は、是正措置等に関し必要と認める事項を適宜公表するものとする。</p> <p>2 任命権者は、前項に規定する公表の後、是正措置等の実施状況を適宜確認し、必要があると認めるときは新たな改善策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 通報対応責任者は、公益通報したことを理由とした不利益な取扱い等が行われていないか、公益通報者に対し適宜確認するものとする。</p> <p>4 <u>通報対応責任者は、この要綱に基づく体制の整備及び運用状況について、定期的に評価・点検等を行い、必要に応じて改善策を講じるものとする。</u></p> <p>(懲戒処分等)</p> <p><u>第12条</u> 任命権者は、正当な理由なく第5条第1項及び第3項並びに第7条第2項の規定に違反する行為を確認した場合は、当該行為を行った職員等に対して、懲戒処分その他適切な措置を行うものとする。</p>
<p>(任命権者の協議)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、公益通報の内容が<u>教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、消防本部、上下水道局及び議会事務局</u>に関係する場合は、<u>前3条</u>の規定の適用について、必要に応じそれぞれの任命権者と協議するものとする。</p> <p><u>第11条</u> [略]</p>	<p>(任命権者の協議等)</p> <p><u>第10条</u> 通報対応責任者は、公益通報の内容が<u>他の任命権者の事務事業</u>に関係する場合は、第9条から第11条までの規定の適用について、必要に応じそれぞれの<u>通報対応責任者</u>と協議するものとする。</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>(記録管理等)</p> <p><u>第15条</u> この要綱の規定により行う職務に関する文書の保存期間は、5年とする。ただし、他の法令によりこれを超える保存期間が定められているときは、この限り</p>

<p>(その他)</p> <p><u>第12条</u> この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は<u>人事課長</u>が別に定める。</p> <p>[<u>第1号様式</u> 別記]</p> <p>[<u>第2号様式</u> 別記]</p>	<p><u>でない。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第16条</u> この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は<u>通報対応責任者</u>が別に定める。</p> <p>[別表 別記]</p> <p>[<u>第1号様式</u> 別記]</p> <p>[<u>第2号様式</u> 別記]</p> <p>[<u>第3号様式</u> 別記]</p> <p>[<u>第4号様式</u> 別記]</p> <p>[<u>第5号様式</u> 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p> <p>5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。</p>	

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

通報する業務等の区分	職員通報窓口	通報対応責任者
ア 上下水道局に関する業務	上下水道局総務課	上下水道局部長
イ 消防局に関する業務	消防局総務課	消防局次長
ウ 教育委員会に関する業務 (エに掲げるものを除く。)	教育委員会 生涯学習部 総務課	教育委員会 生涯学習部長
エ 市立学校に関する業務	教育委員会 学校教育部 学校教育課	教育委員会 学校教育部長
オ 上記のいずれにもあてはまらない業務	総務部人事課	総務部長
備考 公益通報は、原則として、左欄に掲げる区分に応じ、中欄に掲げる職員通報窓口に対して行うものとする。		

[改正後 別記]

[第1号様式 (第7条関係)]

年 月 日

(所属)

(職・氏名)

様

任命権者

公益通報対応業務従事者指定書

公益通報者保護法第11条第1項及び那覇市職員等の公益通報に関する要綱第7条の規定に基づき、公益通報対応業務事業者として指定する。

指定期間は、

- 「
 年 月 日 から 年 月 日まで」の公益通報に係る調査・報告が終了するまで

とする。

[改正前 別記]

[第1号様式(第6条関係)]

年 月 日

人事課長 様

公益通報書

所属		氏名	
連絡先			
1 公益通報の件名			
2 行政運営上の違法・不当な行為の内容			
3 行政運営上の違法・不当な行為に関係するものの所属、職名及び氏名			
4 行政運営上の違法・不当な行為の事実の確認方法			
<input type="checkbox"/> 添付資料あり <input type="checkbox"/> 添付資料なし			
備考			

※ 人事課長記載欄

通報受付番号	
受付日時	年 月 日() 時 分
受付方法	面談・郵送・電子メール・その他()
通報対象 事実の確認	明らかに事実あり・要調査(現時点では不明) ・明らかに事実なし・その他()
その他	備考 人事課長の補完資料等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

※ 決裁欄

—	部長	副部長	人事課長	人事課長の判断 <input type="checkbox"/> 受理(要調査) <input type="checkbox"/> 受理(調査不要) <input type="checkbox"/> 不受理

[改正後 別記]

[第2号様式(第8条関係)]

年 月 日

(あて先) _____ 部 (局) _____ 課

公益通報書

所属		氏名	
連絡先			
1 公益通報の件名			
2 違法行為等の内容 (日時、場所、内容、目的、原因、対象となる法令、通報理由等)			
3 違法行為等に関係する者の所属、職名及び氏名			
4 違法行為等の事実の確認方法			
<input type="checkbox"/> 添付資料 (証拠書類又は証拠物) あり <input type="checkbox"/> 添付資料 (証拠書類又は証拠物) なし			
備考			

※ 職員通報窓口記載欄

通報受付番号	
受付日時	年 月 日 () 時 分
受付方法	面談・郵送・電子メール・その他 ()
通報対象 事実の確認	明らかに事実あり・要調査(現時点では不明) ・明らかに事実なし・その他 ()
その他	備考
	職員通報窓口の補完資料等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

[改正後 別記]

[第3号様式(第8条関係)]

年 月 日

(所属)

(職・氏名)

様

通報対応責任者

部長 (次長)

公益通報受理・不受理通知書

年 月 日にあなたが行った公益通報の対応は、次の通り決定したので那覇市職員等の公益通報に関する要綱第8条第3項の規定により通知します。

1 件名

2 結果

(1) 公益通報として受理し、当該対象について調査を開始しました。

(2) 公益通報として受理しましたが、次の理由により調査は不要といたしました。
調査不要の理由：

(2) 次の理由により、公益通報とは認められないので、不受理といたしました。
不受理の理由：

[改正前 別記]

[第2号様式(第7条関係)]

年 月 日

(任命権者)

様

調査結果報告書

通報受付番号		調査者氏名	
調査期間	年 月 日	～	年 月 日
公益通報の概要			
調査方法			
調査結果			
備考			

※ 決裁欄

市長	副市長	副市長	部長	副部長	人事課長	是正措置の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

[改正後 別記]

[第4号様式(第9条関係)]

年 月 日

(任命権者)

様

調査結果報告書

通報受付番号		調査者氏名	
調査期間	年	月	日 ~ 年 月 日
公益通報の概要			
調査方法			
通報対象事実の有無等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 通報対象事実の有無が判明しない		
調査結果			
備考			

[改正後 別記]

[第5号様式(第10条関係)]

年 月 日

(所属)

(職・氏名)

様

通報対応責任者

部長（次長）

調査結果通知書

年 月 日にあなたが行った公益通報について、調査した結果を那覇市職員等の公益通報に関する要綱第10条第2項の規定により通知します。

1 件名

2 調査結果

(1) 次の内容の是正措置が講じられました。

是正措置の内容：

(2) 次の理由により、通報対象事実は認められませんでした。

理由：

那 覇 市 告 示 第 3 号
令 和 8 年 4 月 1 日
掲 示 済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する
閲覧について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第 252 条の 36 第 6 項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成 25 年那覇市規則第 55 号）に基づき、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを那覇市企画財務部企画調整課で閲覧に供する。

那覇市長 知念 寛

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 令和 8 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 前島 修
 - (2) 住所
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法
精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払いをするものとする。
- 5 閲覧期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（那覇市の休日を定める条例（平成 3 年那覇市条例第 33 号）第 1 条に規定する休日以外の日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとする）
- 6 閲覧申請 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を市長に申請するものとする。

那 覇 市 告 示 第 2 6 号
令 和 8 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の指定公金事務取扱者への委託について

地方自治法第243条の2第1項の規定により収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

那覇市長 知念 寛

- 1 件 名 母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス
所在地 那覇市西1丁目19番7号 フェアービル
代表者 代表取締役社長 大神田 睦
- 3 委託した収納の事務に係る歳入
母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金
- 4 指 定 日 令和8年3月18日
- 5 委 託 日 令和8年4月1日
- 6 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

那 覇 市 告 示 第 2 7 号
令 和 8 年 4 月 1 日
掲 示 済

那 覇 市 営 住 宅 使 用 料 等 徴 収 業 務 委 託 に つ い て

地 方 自 治 法 第 2 4 3 条 の 2 第 2 項 に よ り、次 の と お り 委 託 し た の で 告 示 す る。

那 覇 市 長 知 念 覚

- 1 件 名 市 営 住 宅 使 用 料 等 徴 収 業 務 委 託
- 2 委 託 先 名 称 下 地 克 枝
住 所
名 称 田 中 君 枝
住 所
- 3 委 託 し た 収 納 の 事 務 に 係 る 歳 入
市 営 住 宅 使 用 料、駐 車 場 使 用 料、督 促 手 数 料 お よ び 延 滞 金
- 4 指 定 日 令 和 8 年 3 月 2 3 日
- 5 委 託 日 令 和 8 年 4 月 1 日
- 6 委 託 期 間 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 令 和 9 年 3 月 3 1 日 ま で

那 覇 市 告 示 第 2 8 号
令 和 8 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法第 243 条の 2 第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 市営住宅使用料等徴収業務委託
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス
所在地 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号 フェアービル
代表者 代表取締役社長 大神田 睦
- 3 委託した収納の事務に係る歳入
市営住宅使用料、駐車場使用料、督促手数料および延滞金
- 4 指 定 日 令和 8 年 3 月 23 日
- 5 委 託 日 令和 8 年 4 月 1 日
- 6 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

那 覇 市 告 示 第 3 0 号
令 和 8 年 4 月 1 日
掲 示 済

公金収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 那覇市コンビニエンスストア等収納事務委託
- 2 委託業者 1 名 称 株式会社琉球銀行
所在地 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号
- 委託業者 2 名 称 地銀ネットワークサービス株式会社
所在地 東京都中央区日本橋本石町4-6-7
日本橋日銀通りビル5階
- 委託業者 3 名 称 株式会社しんきん情報サービス
所在地 東京都港区港南一丁目8番27号
- 委託業者 4 名 称 株式会社セイコーマート
所在地 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
- 委託業者 5 名 称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
所在地 東京都千代田区二番町8番地8
- 委託業者 6 名 称 株式会社ファミリーマート
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号
- 委託業者 7 名 称 株式会社 ポプラ
所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
- 委託業者 8 名 称 ミニストップ株式会社
所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1

委託業者 9 名 称 山崎製パン株式会社
所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

委託業者10 名 称 株式会社ローソン
所在地 東京都品川区大崎 1-11-2

- 3 委託した公金収納事務に係る歳入
市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、
後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅家賃、
市営住宅駐車場使用料、保育園保育料、幼稚園保育料、
幼稚園預かり保育料、母子父子寡婦福祉資金償還金、
認定こども園保育料 (1号)、認定こども園保育料 (2号)
- 4 委 託 日 令和8年4月1日
- 5 委 託 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

那覇市告示第 31 号
令和 8 年 4 月 1 日
掲 示 済

公金収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 那覇市コンビニエンスストア等収納事務委託
- 2 委託業者 1 名 称 KDDI株式会社
所在地 東京都港区高輪 2 丁目 21 番 1 号
THE LINKPILLAR 1 NORTH

委託業者 2 名 称 株式会社NTTドコモ
所在地 東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1
- 委託業者 3 名 称 ビリングシステム株式会社
所在地 東京都千代田区内幸町 1-2-2
- 3 委託した公金収納事務に係る歳入
市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、
後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅家賃、市営住宅駐車場使用料、
幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料、保育園保育料、
認定こども園保育料（1号）、認定こども園保育料（2号）
- 4 委 託 日 令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委 託 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 32 号
令和 8 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市コンビニエンスストア等収納事務委託契約に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者に納付事務を認めた歳入
市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、
後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅家賃、市営住宅駐車場使用料、
保育園保育料、認定こども園保育料 1 号、認定こども園保育料 2 号、
幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料
- 3 指定納付受託者に指定した日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定納付受託者に指定した期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

那 覇 市 告 示 第 4 1 号
令 和 8 年 4 月 2 日
掲 示 済

市 町 村 事 務 の 委 託 に つ い て

みだしのことについて、介護保険法第 24 条の 2 第 5 項及び介護保険法施行規則第 34 条の 6 第 1 項に基づき次のとおり告示する。

那 覇 市 長 知 念 覚

1. 市町村事務受託事務所の名称及び所在地
名 称 : 特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
所在地 : 沖縄県那覇市西 2 丁目 4 番 3 号 クレスト西 205
2. 委託する市町村事務受託法人の名称及び所在地並びに代表者氏名
名 称 : 特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
代表者 : 理事長 堀川 美智子
所在地 : 沖縄県那覇市西 2 丁目 4 番 3 号 クレスト西 205
3. 委託する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
4. 委託する市町村事務の内容
介護保険法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する事務
(照会等事務)
5. 居宅サービス等の提供の有無
無し

公 告

那覇市公告第 916 号
令和 8 年 3 月 27 日
掲 示 済

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
令和 8 年 2 月 4 日 第 R4-協議 01-02 号
那覇市指令ま建指 第 41-R4-協議 01-02 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市繁多川 2 丁目 441 番 1 他 7 筆
1-1 工区
- 3 公共施設
防火水槽
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉城 康裕
- 5 検査済証番号
令和 8 年 3 月 27 日 那ま建指第 292 号（工事完了）
令和 8 年 3 月 27 日 那ま建指第 293 号（公共施設工事完了）
- 6 工事完了年月日
令和 7 年 3 月 31 日

那 覇 市 公 告 第 4 号
令 和 8 年 4 月 3 日
掲 示 済

第 4 次那覇市水産業振興基本計画の策定について

次のとおり、第 4 次那覇市水産業振興基本計画を策定したので、公表します。

那覇市長 知念 覚

1 計画策定の目的

本市水産業が今後 10 年間にわたり持続的な発展を遂げることを目指し、その羅針盤となる「第 4 次那覇市水産業振興基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「活力ある海業が、人と文化を紡ぎ、多様な産業と共鳴するまち那覇」を目標像に掲げ、この目標達成に向けて、「漁業生産の基盤確立と発展」、「水産物の高付加価値化による消費拡大」及び「水産業を守り育て次の世代へ」の 3 つを柱とし、総合的かつ計画的に施策を展開してまいります。

2 計画期間

令和 8 年度から令和 17 年度 (10 年間)

3 内容

那覇市ホームページ (経済観光部 商工農水課) よりご確認ください。

活力ある海業が、人と文化を紡ぎ、多様な産業と共鳴するまち 那覇

4th Naha City Fisheries Promotion Basic Plan

第4次那覇市 水産業振興基本計画

海

漁港環境の基盤を整える
漁港環境の向上を通じて
人と環境にやさしい現場へ

紡

次の担い手を育てる
地域に誇られる水産業を
若い世代が仕事に選ぶ環境へ

多様な産業と繋げる

水産業をきっかけに、
多様な産業が共に発展する好循環を

共



はじめに

はいさい ぐすーよー ちゅうがなびら。

那覇市は、「ナバ」（漁場）を語源とするその名が示すとおり、琉球王国時代から漁業や海外貿易を中心として発展し、豊かな歴史と文化を育んできました。

現在も、沖縄の空と海の玄関口である那覇空港と那覇港を擁する県都として、行政・経済の中心を担うとともに、水産業の重要な拠点としての役割を果たしております。



本市水産業の中核を担う泊漁港は、県内最大の水揚量を誇るだけでなく、生産・流通機能に加え、観光や飲食などの都市機能も併せ持つ「都市型漁港」として発展してきました。長年にわたり沖縄県内の水産物流通の中心的役割を担い、地域に根差した欠かせない存在となっています。

一方で、漁業従事者の高齢化や担い手不足、荷捌き施設をはじめとする漁港施設の老朽化といった課題に直面しています。さらに、気候変動に伴う水産資源量の変動リスクや燃料・資材価格の高騰など、外部環境の変化も本市水産業に大きな影響を及ぼしています。

こうした状況の中、県内民間企業等を中心に始動した取組である「GW2050 P R O J E C T S グランドデザイン」において、世界の産業変化と沖縄の優位性を軸として、確実性の高い成長基盤産業と、飛躍的な成長を成しえる産業にブルーエコノミーが選定され、「持続可能なシステム・技術を活かした陸上養殖技術の確立」等が示されました。民間の取組と連携しながら、未来を見据え新たな可能性に果敢に挑戦する施策についても検討を加速させる必要があります。

これらの課題と機会を的確に捉え、本市水産業が今後 10 年間にわたり持続的な発展を遂げられるよう、その羅針盤となる「第 4 次那覇市水産業振興基本計画」を策定しました。本計画では、「活力ある海業が、人と文化を紡ぎ、多様な産業と共鳴するまち 那覇」を目標像に掲げ、「漁業生産基盤の確立と発展」、「水産物の高付加価値化による消費拡大」、「水産業を守り育て次の世代へ」の三つを柱として、総合的かつ計画的に施策を展開してまいります。

結びに、市民の皆様が水産業を地域の誇りとして実感し、また、水産業に携わる皆様がその発展を実感できる那覇市であり続けるため、引き続き皆様の御理解と御協力を賜りながら、水産業のさらなる振興に取り組んでまいります。

いっぺー にふえーでーびる。

令和 8 年 3 月

那覇市長 知念 寛

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

- 1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第 2 章 那覇市の概要

- 1. 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2. 那覇都市圏・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3. 産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第 3 章 日本を取り巻く水産業の現状

- 1. 世界の漁業・養殖業生産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (1) 世界の漁業・養殖業生産量の推移・・・・・・・・・・・・ 21
 - (2) 世界の漁業の国別漁獲量の推移・・・・・・・・・・・・ 21
 - (3) 世界の養殖業の国別収穫量の推移・・・・・・・・・・・・ 22
 - (4) 世界の漁業・養殖業従事者数の推移・・・・・・・・・・・・ 23
- 2. 日本の水産業をめぐる動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (1) 水産物輸入の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (2) 水産物輸出の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (3) 漁業・養殖業の生産量及び生産額の推移・・・・・・・・・・・・ 26
 - (4) 漁業・養殖業の平均産地価格の推移・・・・・・・・・・・・ 27
 - (5) 漁業就業者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (6) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用・・・・・・・・ 29
 - (7) 陸上養殖をめぐる動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (8) HACCP への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (9) 資源管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第 4 章 那覇市を取り巻く水産業の現状

- 1. 沖縄県・那覇市の水産業をめぐる動き・・・・・・・・・・・・ 32
 - (1) 漁業・養殖業の生産量の推移・・・・・・・・・・・・ 32
 - (2) 漁業・養殖業の生産額の推移・・・・・・・・・・・・ 40
 - (3) 漁業・養殖業の平均産地価格の推移・・・・・・・・・・・・ 44
 - (4) 漁業就業者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
 - (5) 6次産業の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

(6) 世帯あたりの魚介類消費支出額・マグロ消費支出額推移	48
(7) 那覇市民の地元水産物の購入意向	50
2. 那覇市水産業の拠点と漁業協同組合	51
(1) 那覇市水産業の拠点	51
(2) 漁業協同組合	53
i) 漁業協同組合の概要	53
ii) 組合員数	54
iii) 漁船数	55
(3) 各漁業協同組合における水揚量と水揚額	56
i) 那覇地区漁業協同組合	56
ii) 那覇市沿岸漁業協同組合	57
iii) 沖縄県近海鯖漁業協同組合	58

第 5 章 第 3 次那覇市水産業振興基本計画（前計画）における目標値の達成状況

1. 第 3 次那覇市水産業振興基本計画（前計画）における目標値の達成状況	59
---------------------------------------	----

第 6 章 市民アンケート・関係者ヒアリング

1. 本市水産業の現状把握及び課題抽出を目的とした市民アンケート等	64
(1) 市民アンケート	64
(2) 流通事業者アンケート	68
(3) 漁業協同組合・漁業者ヒアリング	70
(4) 実需者（飲食店・宿泊事業者・量販店）ヒアリング	71
2. 具体的施策の実現に向けた関係者ヒアリング	73
(1) 漁業協同組合	73
(2) 卸流通事業者	78
(3) 観光関連事業者	80
(4) 水産加工業者	86
(5) 学校給食関係者	88
(6) その他 DX・陸上養殖技術・HACCP 識者等	90

第 7 章 那覇市水産業の振興に向けた目標と具体的施策（手段）

1. 本市水産業における現状と課題等による分析	95
2. 本市水産業の展望と目標像	97
3. 施策体系	99
4. 目標像を支える柱（基本理念）	100
5. 基本方針	101

6. 第 4 次那覇市水産業振興基本計画における KGI (重要目標達成指標)	102
7. 具体的施策と KPI (取組の活動状況をみる指標)	105
具体的施策一覧表	106
No.1 低環境負荷型資源管理とブルーカーボンプロジェクトの推進	107
No.2 効率的操業による漁業生産性の向上	109
No.3 スマート水産技術の普及と先進機器の活用促進	111
No.4 次世代型養殖業の確立に向けた実証の実施	113
No.5 産学官連携による新たな漁業モデル創出	115
No.6 漁業基盤のスマート化と周辺環境整備の促進	117
No.7 泊漁港工リアの一体の機能高度化と戦略的な再整備	119
No.8 「なはまぐろ」ブランドの確立と販売店舗拡大	121
No.9 水産物の消費拡大と「なはまぐろ」の付加価値向上	123
No.10 「なはまぐろ」上位ブランドの確立と市場価値向上	125
No.11 インバウンド需要拡大に向けた多言語対応等と環境整備の促進	127
No.12 消費者ニーズを反映した商品の開発と六次産業化促進	129
No.13 水産物の副産物や未利用資源を商品化し持続可能な水産業の発展	131
No.14 信頼性確保を目指したトレーサビリティ実証の実施	133
No.15 地域水産物 PR 戦略の強化	135
No.16 「泊いゆまち」と「なはまぐろ市場」施設環境の整備	137
No.17 「漁師塾」の設立による漁業者支援と経営力強化	139
No.18 観光関連産業連携型コンテンツの開発による魅力発信	141
No.19 若者向け漁業体験・フェアを通じた人材確保及び育成	143
No.20 漁業を身近に感じるための水産教室等の開催	145
No.21 「なはまぐろ」を活用した学校給食と食育プロジェクトの促進	147

第 8 章 計画の推進体制と進捗マネジメント

1. 推進体制の概要と基本的役割	149
2. 計画進捗のマネジメント	151

資料編

1. 本市水産業の拠点が市内へもたらす経済波及効果	153
2. 第 3 次那覇市水産業振興基本計画 (前計画) における具体的施策の総括	157
3. 那覇市水産業振興協議会委員名簿	168
4. 那覇市水産業振興協議会答申	169
5. 用語解説	170

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 計画の目的

沖縄県の空と海の玄関口である那覇空港と那覇港を擁する県都・那覇市において、水産業の拠点である泊漁港は、生産・流通機能に加え観光機能も備えた「都市型漁港」として発展し、長年にわたり県水産物流通の中心的役割を担ってきた。これは本市の大きな強みである。

一方で、漁業従事者の高齢化や担い手不足、荷捌き施設をはじめとする漁港施設の老朽化などの内部課題に直面している。さらに、気候変動による水産資源量の変動リスクや燃料・資材価格の高騰といった外部環境の変化も、経営を圧迫している。

加えて、平成 30 年の漁業法及び食品衛生法改正により、TAC 管理による科学的知見に基づく資源管理や HACCP の義務化など、国際基準への対応も求められている。本市水産業は、こうした時代のニーズに的確に応え、持続可能な産業として発展していくための重要な局面を迎えている。

こうした状況を踏まえ、第 4 次那覇市水産業振興基本計画（以下「本計画」という。）は、前計画の成果と課題を継承しつつ、今後 10 年間に本市水産業が目指す将来像を明確にし、その実現に向けた具体的な施策を示すものである。新型コロナウイルス感染症の影響から観光経済が回復基調にある今こそ、その活力を最大限に取り込み、漁業をはじめとする水産業と観光や商工業など多様な産業との連携を一層深化させることが重要となる。

具体的には、老朽化した漁業基盤の更新と新たな賑わい創出に向けた再整備、スマート水産技術の導入による生産性向上と経営力強化、漁業協同組合等と連携した高付加価値化や 6 次産業化の推進、トレーサビリティの導入による信頼性向上と流通の効率化、漁業文化の発信や次世代の担い手育成など、持続可能性と競争力の強化を両立する施策を体系的に展開していく。

また、本市は、平成 22 年に「マグロ」を市魚に制定し、平成 30 年には沖縄県から「まぐろ類の拠点産地」の認定を受けた。泊漁港で水揚げされる天然の 4 種（クロマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ）を「なはまぐろ」と定義し、「なはまぐろブランド戦略」を策定の上、認知度向上及び消費拡大に向けた P R 施策を展開してきた。

本計画では、こうした取組をさらに発展させ、「なはまぐろ」のブランド価値向上と基盤強化を図るとともに、生産体制の充実や外部環境の変化などの課題に着実に対応し、今後 10 年間の持続的な発展の方向性を示すものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第5次那覇市総合計画」における『まちづくりの将来像』を具体化するために示された5つの『めざすまちの姿』のうち、産業・観光・情報分野、特に水産業の振興に関する施策を効果的かつ着実に推進するための総合的な指針として策定するものである。本計画の推進にあたっては、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実施計画」をはじめ、「新・沖縄21世紀農林水産業振興計画」や「沖縄県水産業振興計画」との整合を図り、県と連携しながら各施策を実施する。

以下に関連計画の概要を示す。

図表 1-2-1 第4次那覇市水産業振興基本計画の位置づけ



○ 第 5 次那覇市総合計画

第 5 次那覇市総合計画は 2018 年度（平成 30 年度）に策定され、基本計画の目標年度は 2027 年度（令和 9 年度）としている。目標年度における人口は 31 万 5,000 人（2015 年国勢調査人口 319,435 人）と見込み、生産年齢人口の割合は総人口の 61% 程度を目標としている。

なお「水産業」とは、魚介類や海藻などの水産物を取り扱う産業全体を指し、第一次産業である漁業（養殖業含む）にとどまらず、第二次産業である食品加工業、第三次産業である卸売・流通業までを含む広い概念である。同総合計画において水産業と深く関わる施策は主に三つ示されている。

施策 31：那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる

施策 32：戦略的産業及び新たな産業の振興により稼げるまちをつくる

施策 34：農水産業が生き活きとしたまちをつくる

特に施策 34 では、「食生活の多様化などによる消費量の減少、価格の低迷、担い手の高齢化や後継者不足」といった課題を挙げるとともに、「漁業施設等の基盤整備や漁業者支援の充実等による漁業生産の安定化と向上、産地市場及び消費地市場である漁港の拡充、地元水産物の認知向上やブランド化による消費拡大、水産業の多角的展開や人材確保等の施策の強化」などを取組の方向性として示している。

※施策 31 及び 32 では、観光と密接に関わる「食」の分野について、市魚「まぐろ」の活用による魅力ある食文化の創出や、水産特産品を活用した加工・流通・販売の展開を通じた地域経済の活性化を図る方針が示されている。

1 漁業関連施設の環境整備

安全安心な水産物の供給、漁業関連施設の老朽化対策や機能強化のため漁港・漁業施設の整備、衛生管理設備等の整備に取り組みます。

2 水産物の消費拡大

市魚であるマグロ等の地元水産物の消費拡大を図るため、イベント等による認知向上やブランド化に向けた取組をすすめるとともに、本市水産業の拠点である泊漁港及び泊いゆまち一帯の再整備の実施に向け、国や県等と連携し積極的に取り組みます。

3 安定した経営環境の確立

各種融資制度を活用し、経営の安定化に向けた支援を図ります。

4 担い手の育成支援

農水産業の維持・発展を図るため、就業希望者への情報提供や新規就業者等への技術研修支援等の就業支援を行い、また、就農希望者に対しては生産設備の設置及び農業機械等の購入支援等を行います。

5 農水産物の高付加価値化、生産者の所得向上・安定化（農商工連携、6次産業化）

農水産物の高付加価値化や6次産業化を図り、生産者の所得向上・安定化を図ります。

上記取組の活動状況をみる指標として以下の数値を掲げている

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標年度 (2027年度)
那覇市海面漁業生産量 (まぐろ類)	4,839 トン (2015年)	5,444 トン	6,049 トン

○ 新・沖縄 21 世紀農林水産業振興計画

沖縄県では、沖縄 21 世紀ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、2022 年度に「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画及び実施計画」を策定した。さらに、その取組を具体化・補完する行動計画として「新・沖縄 21 世紀農林水産業振興計画」を定め、水産分野については「沖縄県水産業振興計画」を策定している。これらの計画により、水産業の現状と課題を整理するとともに、振興の方向性や具体的施策・事業を体系的に示している。本項では、このうち農林水産業振興計画に基づく水産施策を整理する。

計画の目標値

主要指標	単位	令和 2 年度 (現状値)	令和 6 年度 (目標値)	令和 9 年度 (目標値)	令和 13 年度 (目標値)
漁業産出額	億円	184	217	241	279

基本方向（7つの施策の柱）と施策項目

基本方向 (7つの施策の柱)	施策項目
1：おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化	<p>(1) 沖縄型のつくり育てる漁業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> →沖縄県の温暖な亜熱帯海洋性気候の特性を踏まえた海面養殖や台風に強い陸上養殖 →海藻類養殖における生産及び価格の安定及び魚介類養殖における良質な種苗の供給や魚病対策 →養殖品種の育成やスマート技術の導入等の技術開発・普及、漁業近代化施設の整備等 <p>(2) 資源管理型沿岸漁業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> →水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全と管理 →漁場環境に適した水産資源の永続的な有効利用を図る資源管理型漁業への取り組み

	<p>→新しい水産資源の探索・資源解析を伴う漁場開拓</p> <p>→広域な周辺水域の漁業秩序の維持</p>
2：県産農林水産物の安全・安定供給と消費者信頼の確保	<p>(1) 県産農林水産物の高度な衛生管理の推進</p> <p>→高度衛生管理型荷捌施設の整備を通じた水揚げ施設、加工施設、販売施設等における一貫した衛生管理システムの構築</p>
3：多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化	<p>(1) 農林水産物の輸送コストの低減対策及び総合的な流通の合理化</p> <p>→輸送コストの一部を支援しつつ、生産地から消費地までのコールドチェーン体制を確立し、輸送ロットの確保と定期輸送を進め、船舶輸送を基本とするモーダルシフトの促進</p> <p>(2) 多様なニーズに対応する戦略的な販路拡大と加工・販売機能の強化</p> <p>→市場や一般消費者だけでなく、入域観光客も含めたマーケットインの視点やデジタル技術を活用した効果的な販売戦略の構築・品目ごとのブランディング強化と多様な流通チャネルによる販売促進活動による県産農林水産物の販路拡大</p> <p>→加工・業務用需要に対応するための加工施設の整備推進などによる地域の実情に応じた農林水産物の高付加価値化と新たな市場の獲得</p> <p>→沖縄国際物流ハブを活用したアジア主要地域への高品質な農林水産物を短時間で届ける体制の構築</p> <p>(3) 食品産業など他産業との連携による農林水産物の付加価値向上</p>

	<p>→製造業や観光関連産業をはじめとする他産業の需要側のニーズを的確に捉え、安定した生産供給が可能な産地の育成や 1 次加工品等の供給</p> <p>(4) 地産地消等による県産農林水産物の消費拡大</p> <p>→地域における学校給食などを通じた地産地消の普及</p> <p>→農林水産物直売所等の活性化支援による地産地消の推進と、新鮮な地域農林水産物の販売と就業機会の創出などによる農村漁村の活性化</p> <p>→県内ホテル・飲食店等との積極的な連携による本県の伝統的な食文化提供のための原料供給や、国内外観光客向けの商品開発、県産品提供機会の確保など戦略的な販売支援による地産地消の量的拡大</p>
<p>4：担い手の育成・確保と経営力強化</p>	<p>(1) 担い手の育成・確保</p> <p>→就農希望者等に対する施設・技術・資金等の経営に必要な資源を効果的に支援、就業相談から定着までの一貫した就業支援等</p> <p>→農業大学校、農林水産業の普及指導機関において、農林水産業に従事している青年や新規就業者等に対する研修教育、スマート農林水産技術等の技術指導・経営指導等の充実、農林水産業についての啓発活動の実施</p> <p>→不足する人材を確保するための外国人材の円滑な受け入れも含めた、これら人材が活動しやすい受入環境の整備支援や雇用就農の受け皿となる農業法人等の育成・支援</p>

	<p>(2) 農林水産業の経営安定対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> →農林漁業の担い手の経済改善を図るための関係機関・団体と連携した資金融資への支援 →農業災害資金等による被災農林漁業者の負担軽減 →台風等自然災害による損失を補填する共済や農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填する収入保険への加入促進 →価格安定対策等 <p>(3) 農林漁業団体の組織強化を通じた力強い経営体づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> →地域の漁業振興を図る上で重要な役割を果たしている漁業協同組合に対する経営基盤強化と経営管理能力の向上、指導体制の充実・強化に向けた取り組み。
<p>5：農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進</p>	<p>(1) デジタル技術等を活用したスマート農林水産技術の実証と普及</p> <ul style="list-style-type: none"> →地域特性や気候特性を踏まえた沖縄型スマート農林水産業の確立に向けた研究機関、普及組織、生産現場等との連携による技術開発と実証 <p>(2) 多様なニーズや気候変動等に対応した品質の開発と普及</p> <ul style="list-style-type: none"> →先端技術を活用した多様なニーズや気候変動等に対応した農林水産物の品種の開発 <p>(3) 地域特性を最大限に生かした農林水産技術の開発と普及</p>

	<ul style="list-style-type: none"> →地域特性を最大限に生かした技術開発、その技術の円滑な普及による農林漁業者の技術の高度化、経営管理能力の向上 →普及組織、研究機関、関係団体等の連携による最新技術等の情報提供及び開発された技術の迅速な現場普及 →県内大学や、沖縄科学技術大学院大学等を含めた産官学の推進による新たなイノベーションや農林水産業を核とした新たな基礎的技術の開発 <p>(4) 農林水産技術の国際技術の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> →独立行政法人国際協力開発機構や市町村等との連携による海外研修生の受入れに伴う技術協力や技術交流支援 →本県のマグロはえ縄漁船の重要な漁場であるパラオ EEZ 海域（排他的経済水域）における操業継続に向けた漁業協議に関する情報収集等の実施、パラオとの友好関係強化を明確化するための連携覚書の締結
<p>6：成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備</p>	<p>(1) 水産物の生産性を高める生産基盤の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> →漁港の防波堤や防風施設等の整備による台風時における漁船の安全係留の確保、防暑施設や浮棧橋等の漁業就労環境の改善による漁業生産性の向上 →高度な衛生管理に対応した岸壁、荷捌き施設、冷凍・冷蔵施設等の一体的な整備による生産・流通機能の高度化に伴う水産物の価格や品質の向上 →漁場における浮魚礁の新設・改良・更新整備等による回遊魚資源を中心とした豊かな生態系の創造による生産力の

	<p>向上と漁場探索時間や操業時間の短縮による漁業経営の安定化</p> <p>(2) 農村漁村地域の強靱化対策の推進</p> <p>→頻発化、激甚化する豪雨や地震等の災害への適切な対応、安定した農林水産業の経営や農山漁村地域の安全・安心な暮らしの実現</p> <p>→地震、津波、高潮等に対応する岸壁など漁港施設の改良・更新、漁港内の放置艇の撤去など計画的な漁港の整備と保全</p>
<p>7：魅力と活力ある農山漁村地域の振興と脱炭素社会への貢献</p>	<p>(1) 環境に配慮した持続可能な農林水産業の推進</p> <p>→赤土等流出の実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討など総合的な取組の推進と、地域や住民と一体となった総合的な赤土等流出防止対策の実施</p> <p>(2) 地域資源の活用・域内循環の創出による地域の活性化</p> <p>→農林漁業者自らが地域内で生産・加工・販売を行う6次産業化、農林漁業者と商工業者が互いの技術やノウハウを持ち寄る農商工連携を支援し、地域農林水産物等の資源の掘り起こし・利用拡大等による域内・域外向け商品開発モデルの構築</p> <p>→観光産業など他産業との連携による農山漁村地域における体験交流プログラムの提供や体験・滞在型施設の整備等による各種ツーリズムの促進、都市住民や観光</p>

	<p>客との交流機会の増大、就業機会の創出、地産地消の拡大等による農山漁村地域の経済活動の拡充</p> <p>(3) 地域が有する多面的機能の維持・発揮 →農林水産業の生産活動の場であり、生活の場である農山漁村における豊かな自然環境の保全や景観の形成、伝統文化の継承等の農山漁村の協働力を生かした多面的機能の維持・発揮と都市住民にも開かれた快適で活力ある地域づくりの推進</p>
--	---

新・沖縄 21 世紀農林水産業振興計画
成果指標と目標

基本方向 1：おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

成果指標	単位	令和 2 年度 (現状値)	令和 6 年度 (目標値)	令和 9 年度 (目標値)	令和 13 年度 (目標値)
海面養殖漁業 生産量	トン	25,651	24,200	26,600	30,300
海面漁業 生産量	トン	12,928	16,100	16,100	16,100

基本方向 2：県産農林水産物の安全・安定供給と消費者信頼の確保

成果指標	単位	令和 2 年度 (現状値)	令和 6 年度 (目標値)	令和 9 年度 (目標値)	令和 13 年度 (目標値)
加工処理施設 等の HACCP 等 の認証取得割合 (水産施設)	%	3	6	9	9

基本方向 3：多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化

成果指標	単位	令和 2 年度 (現状値)	令和 6 年度 (目標値)	令和 9 年度 (目標値)	令和 13 年度 (目標値)
沖縄からの農 林水産物・食品 の輸出額	億円	32.1	40	45	53
他産業と連携 している農産 加工事業者割 合	%	36.7	42.5	46.8	52.5
農林水産物直 売所の年間販 売額	億円	147	152	156	161

基本方向 4：担い手の育成・確保と経営力強化

成果指標	単位	令和 2 年度 (現状値)	令和 6 年度 (目標値)	令和 9 年度 (目標値)	令和 13 年度 (目標値)
新規漁業就業者数 (累計)	人	121	510	1,020	1,700
漁業共済加入率	%	94.0	90.0	90.0	90.0
認定漁業者数 (累計)	人	30	33	36	40

基本方向 5：農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進

成果指標	単位	令和 2 年度 (現状値)	令和 6 年度 (目標値)	令和 9 年度 (目標値)	令和 13 年度 (目標値)
スマート農林水産技術の導入研修 (累計)	産地	1	5	8	12
生産現場等への普及に移す研究成果数 (累計)	件	568	749	884	1,064
農林水産分野における研修受講人数	人	107 (R 元)	107	107	107

基本方向 6：成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備

成果指標	単位	令和 2 年度 (現状値)	令和 6 年度 (目標値)	令和 9 年度 (目標値)	令和 13 年度 (目標値)
係留施設の機能高度化整備率	%	7	15	26	40

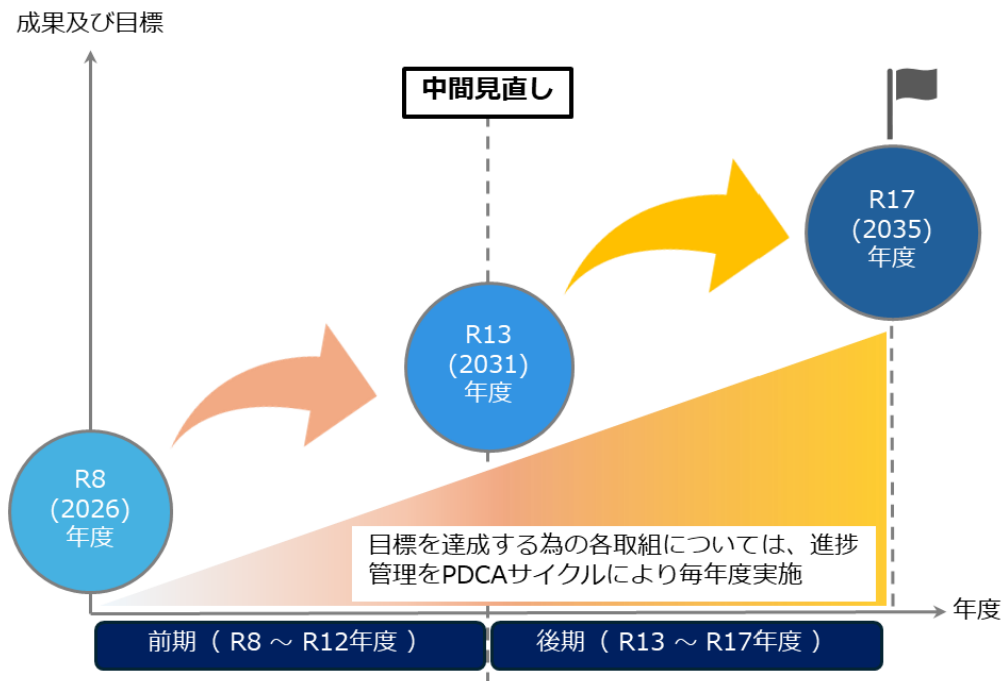
基本方向 7：魅力と活力ある農山漁村地域の振興と脱炭素社会への貢献

主要指標	単位	令和 2 年度 (現状値)	令和 6 年度 (目標値)	令和 9 年度 (目標値)	令和 13 年度 (目標値)
農林水産業の 6 次産業化関連事業者の年間販売額	億円	245	255	263	273

3. 計画期間

本計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間とし、前期5年（2026～2030年度）と後期5年（2031～2035年度）に区分する。毎年度、進捗管理を行い、PDCAサイクルに基づき適切に検証・改善を図る。さらに、2031年度には、水産業を取り巻く環境変化や、那覇市水産業振興協議会等の関係機関の意見、成果指標による定量評価を踏まえ、中間見直しを実施し、後期計画への的確に反映させる。

図表 1-3-1 第4次那覇市水産業振興基本計画の推進行程

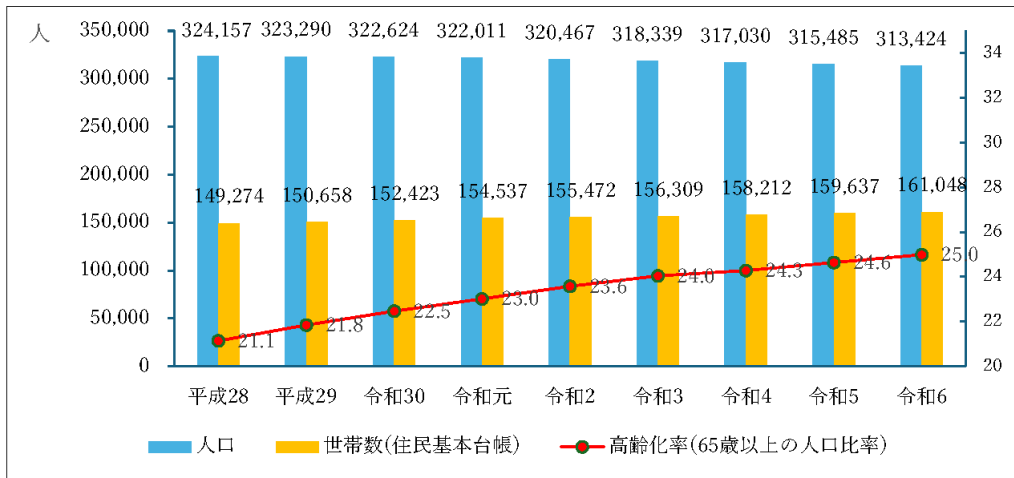


第 2 章 那 覇 市 の 概 要

1. 人 口

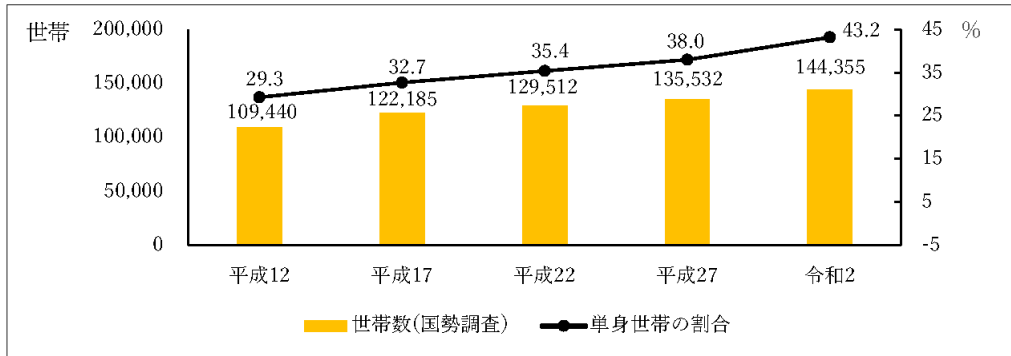
沖 縄 県 の 県 庁 所 在 地 で あ る 本 市 の 人 口 は、平 成 27 年 の 324,169 人 を ピーク と し て、そ の 後 減 少 し て い る。一 方、総 人 口 に 占 め る 65 歳 以 上 の 割 合 (高 齢 化 率) は 年 々 増 加 し て い る。さ ら に、近 年 の 核 家 族 化 や 晩 婚 化、未 婚 化 の 進 行 に よ り 世 帯 数 は 増 加 し て お り、特 に 単 身 世 帯 数 の 割 合 は 高 ま っ て い る。

図 表 2-1-1 本 市 の 人 口 と 高 齢 化 率 の 推 移



資料：那 覇 市 住 民 基 本 台 帳 (各 年 12 月 末 時 点)

図 表 2-1-2 本 市 の 世 帯 数 と 単 身 世 帯 数 の 割 合



資料：国 勢 調 査

2. 那覇都市圏

「那覇都市圏」は、国（総務省、国土交通省）が定める公式な都市圏ではなく、都市経済学に基づき学術的に定義された圏域である。構成市町村は、那覇市を中心に、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、宜野湾市、西原町、中城村の 11 市町村で構成される。

2020 年現在の人口は約 83 万人で、県人口の約 6 割が集中している。国内外を結ぶ広域交通施設や多様な都市機能が高度に集積し、世界遺産をはじめとする歴史文化資源や豊かな田園環境も有するなど、行政・経済・教育・歴史・文化の中核を担う都市圏である。また、全国の都市圏と比較しても人口密度が高く(図表 2-2-3)、限られた区域に多くの人々が居住している点が特徴である。

図表 2-2-1 那覇都市圏



図表 2-2-2 那覇都市圏の人口推移

	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 R2
那覇市	301,890	301,032	312,393	315,954	319,435	317,625
那覇都市圏	728,156	754,410	779,726	803,261	830,532	851,319
沖縄県	1,273,440	1,318,220	1,361,594	1,392,818	1,433,566	1,467,480
全国 (千人)	125,570	126,926	127,768	128,057	127,094	126,146

資料：国勢調査

図表 2-2-3 各都市圏人口・面積・人口密度

名 称	中心市	人 口 (人)	面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	備 考	
札幌大都市圏	札幌市	2,641,452	5,130	514	総務省定義による都市圏 ※国勢調査の結果を提示する為に定義	
仙台大都市圏	仙台市	2,228,837	6,504	342		
関東大都市圏	さいたま市 千葉市 東京都区部 横浜市 川崎市 相模原市	38,034,418	13,560	2,804		
中京大都市圏	名古屋市	9,192,193	6,948	1,323		
近畿大都市圏	京都市 大阪市 堺市 神戸市	19,176,439	13,090	1,464		
北九州・福岡大都市圏	北九州市 福岡市	5,510,405	5,663	973		
熊本大都市圏	熊本市	1,467,878	4,319	339		
鹿児島都市圏	鹿児島市	1,098,487	3,457	317		
那覇都市圏	那覇市	851,319	270	3,142		都市経済学に基づく都市圏

資料：国勢調査（令和 2 年）

3. 産業

令和3年6月1日現在、本市の事業所数は16,770事業所、従業員数は161,824人である。産業構造は、事業所数、従業員数ともに第三次産業が9割以上を占め、第一次産業及び第二次産業の割合は極めて小さい状況である。

図表 2-3-1 本市の事業所数と従業員数

	事業所数		従業員数（人）	
	数	割合	数	割合
総計	16,770	100.0%	161,824	100.0%
第一次産業	24	0.1%	199	0.1%
農林業	20	0.1%	180	0.1%
漁業	4	0.0%	19	0.0%
第二次産業	1,176	7.0%	12,305	7.6%
鉱業、採石業等	9	0.1%	63	0.0%
建設業	829	4.9%	9,026	5.6%
製造業	338	2.0%	3,216	2.0%
第三次産業	15,570	92.8%	149,320	92.2%
電気、ガス、熱供給、水道業	8	0.0%	287	0.2%
情報通信業	383	2.3%	7,724	4.8%
運輸業、郵便業	300	1.8%	9,491	5.9%
卸売業、小売業	3,833	22.9%	29,409	18.2%
金融業、保険業	352	2.1%	7,289	4.5%
不動産業、物品賃貸業	1,995	11.9%	7,902	4.9%
学術研究、専門・技術サービス業	1,015	6.1%	8,272	5.1%
宿泊業、飲食サービス業	3,054	18.2%	20,929	12.9%
生活関連サービス業、娯楽業	1,359	8.1%	6,507	4.0%
教育、学習支援業	768	4.6%	5,454	3.4%
医療、福祉	1,433	8.5%	25,027	15.5%
複合サービス業	57	0.3%	1,834	1.1%
サービス業（他に分類されないもの）	1,013	6.0%	19,195	11.9%

資料：那覇市統計書（令和6年版）（令和3年6月1日現在）

注：「事業所」とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

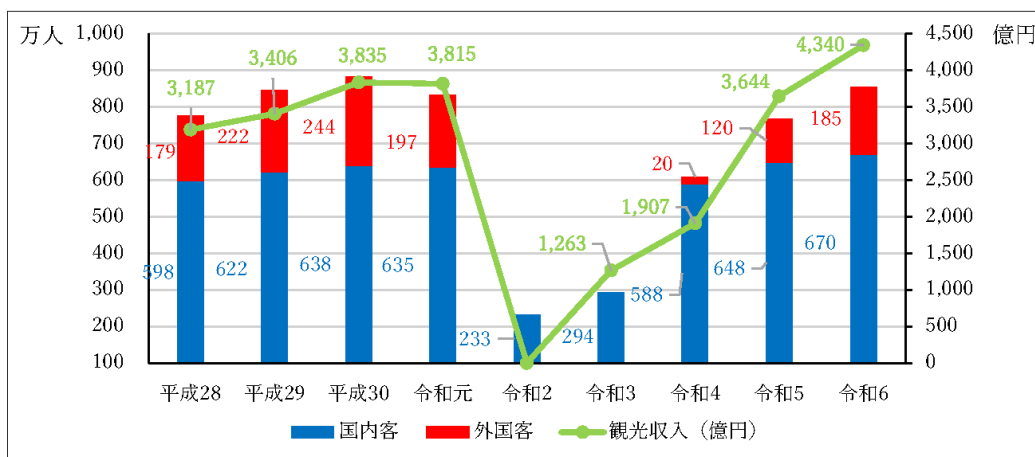
- ・一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経営活動が行われていること。
- ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

また、本市の入域観光客数は、平成 28 年度に 777 万人（国内 598 万人、外国 179 万人）、観光収入は 3,187 億円であった。平成 30 年度には入域観光客数・観光収入ともに過去最高を記録したが、その後は新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、令和 2～令和 4 年度にかけて観光業をはじめ多くの産業が大きな影響を受けた。令和 5 年度以降は感染症の 5 類への移行を背景に回復基調となり、観光客数は新型コロナ禍前の水準に近づき、直近では観光収入が新型コロナ禍前を上回っている。

観光客 1 人当たりの市内消費額は、宿泊費 30,212 円（38.9%）が最も高く、次いで飲食費 17,874 円（23.0%）、土産品・買物費 11,837 円（15.2%）、娯楽費・入場料 6,105 円（7.8%）の順となっている。

なお、市内宿泊施設の収容可能人員は 53,633 人で、沖縄本島南部の 88%、本島全体の 38.1%を占めている。

図表 2-3-2 本市の入域観光客数と観光収入の推移



資料：那覇市の観光統計

注：令和 2 年度においては観光収入調査未実施

図表 2-3-3 本市における観光客の消費額の推移

区分	宿泊者一人あたりの市内消費額 (円)							入域観光客数 (人)			観光収入 (億円)
	宿泊費	市内交通費	土産品買物費	飲食費	娯楽費入場料	その他	計	国内客	外国客	計	
平成28	19,626	4,939	14,852	13,371	8,193	12,022	73,003	5,981,552	1,785,490	7,767,042	3,187
平成29	21,416	4,633	14,488	14,356	7,926	12,476	75,295	6,224,222	2,222,441	8,446,663	3,406
平成30	23,869	4,830	15,436	13,496	7,051	12,535	77,217	6,382,633	2,435,770	8,818,403	3,835
令和元	20,117	4,104	14,742	13,245	7,158	14,789	74,156	6,345,745	1,970,022	8,315,767	3,815
令和2	0	0	0	0	0	0	0	2,326,818	0	2,326,818	0
令和3	22,810	5,543	11,187	14,395	5,906	5,643	65,484	2,935,820	0	2,935,820	1,263
令和4	20,544	4,334	12,149	14,075	3,876	3,530	58,509	5,884,984	198,819	6,083,803	1,907
令和5	28,512	5,072	8,447	17,087	5,853	6,258	71,229	6,484,419	1,195,774	7,680,193	3,644
令和6	30,212	6,101	11,837	17,874	6,105	5,507	77,636	6,696,331	1,845,789	8,542,120	4,340

資料：那覇市の観光統計

注：令和2年度においては観光収入調査未実施

図表 2-3-4 本市等における宿泊施設の概要

	那覇市				沖縄本島 (南部)		沖縄本島 (南部・中部・北部)	
	軒数	収容人員 (人)	対本島南部比率	対本島比率	軒数	収容人員 (人)	軒数	収容人員 (人)
ホテル・旅館	291	48,308	90.4%	42.2%	315	53,389	654	114,236
民宿	23	276	52.4%	15.1%	44	526	142	1,825
ペンション・貸別荘	123	1,636	56.9%	9.0%	251	2,873	1,732	18,016
ドミトリー・ゲストハウス	50	2,582	98.0%	66.6%	55	2,643	169	3,890
ウォークリーマンション	9	455	92.6%	45.5%	11	491	40	999
団体経営施設	2	131	18.1%	8.4%	7	722	17	1,547
ユースホステル	2	235	100.0%	100.0%	2	235	2	235
合計	500	53,633	88.0%	38.1%	685	60,879	2,756	140,748

資料：令和6年宿泊施設実態調査 (沖縄県)

第 3 章 日本を取り巻く水産業の現状

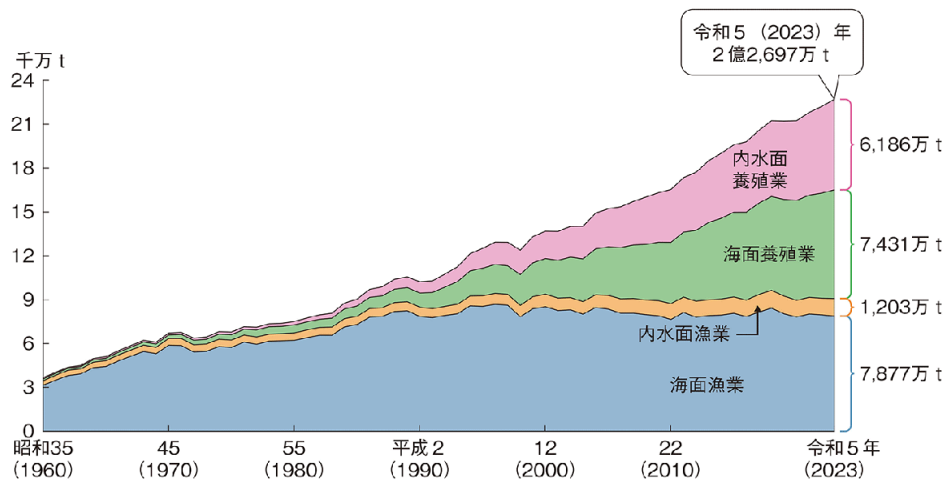
主な引用元：令和 6 年度水産白書

1. 世界の漁業・養殖業生産

(1) 世界の漁業・養殖業生産量の推移

世界の漁業・養殖業の生産量は増加傾向が続いており、2023 年の総生産量は 2 億 2,697 万トンとなった。このうち、漁業の漁獲量は 1980 年代後半以降おむね横ばいで推移している一方、養殖業の生産量は大きく伸長している。

図表 3-1-1 世界の漁業・養殖業生産量の推移

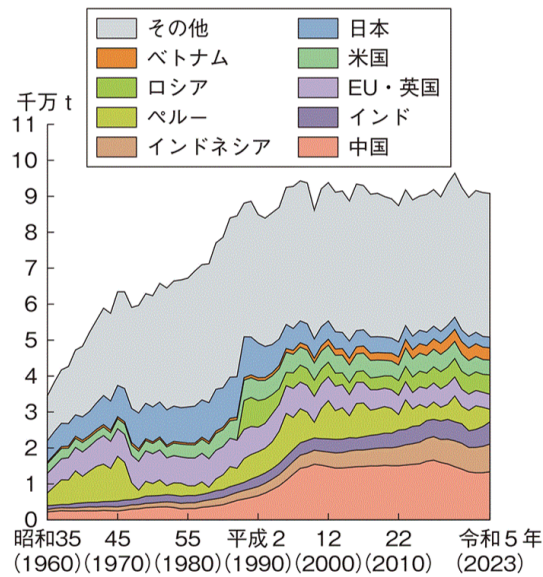


資料：FAO「Fishstat (Global capture production、Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

(2) 世界の漁業の国別漁獲量の推移

主要国・地域別に漁獲量を見ると、EU・英国、米国、日本などの先進国・地域は、過去 20 年ほど横ばいまたは減少傾向にある。一方、インドネシアやベトナムなどアジアの新興国を中心に開発途上国の漁獲量が増加しており、中国は 1,336 万トンで世界全体の 15%を占めている。

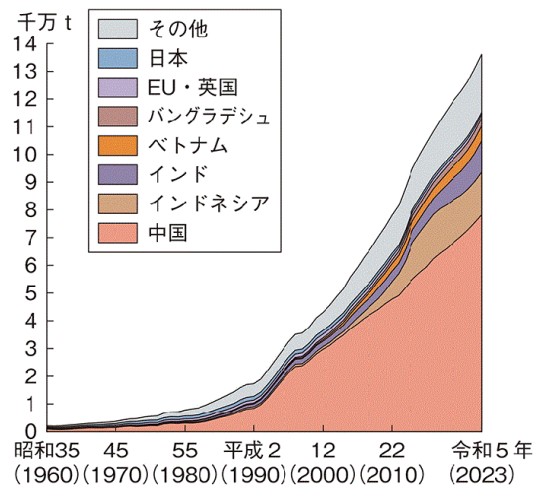
図表 3-1-2 世界の漁業の国別漁獲量の推移



(3) 世界の養殖業の国別収穫量の推移

養殖業の国別生産量を見ると、中国とインドネシアの増加が顕著である。中国は7,828万トンで世界全体の57%を占め、インドネシアは1,536万トンで11%を占めており、両国で世界の大半を担っている。

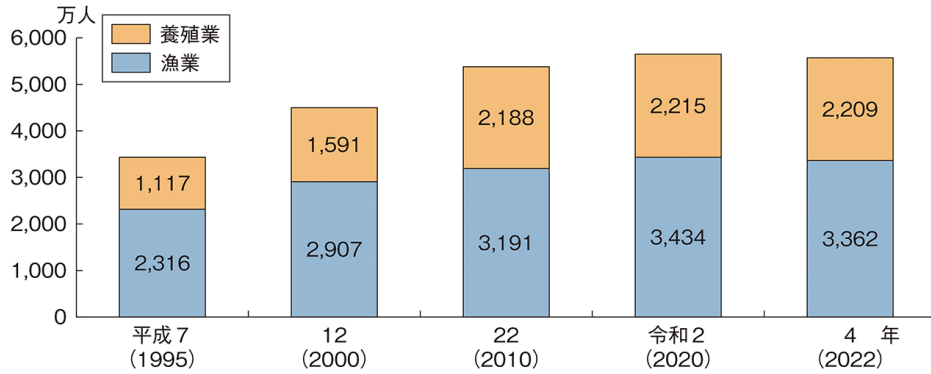
図表 3-1-3 世界の養殖業の国別収穫量の推移



（4）世界の漁業・養殖業の従事者数の推移

FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture」によると、2022年時点の世界の漁業・養殖業従事者は約6,200万人である。このうち約3,400万人が漁業、約2,200万人が養殖業に従事している。従事者数は長年増加してきたが、近年は横ばい傾向で推移している。

図表 3-1-4 世界の漁業・養殖業の従事者数の推移



資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2024」に基づき水産庁で作成

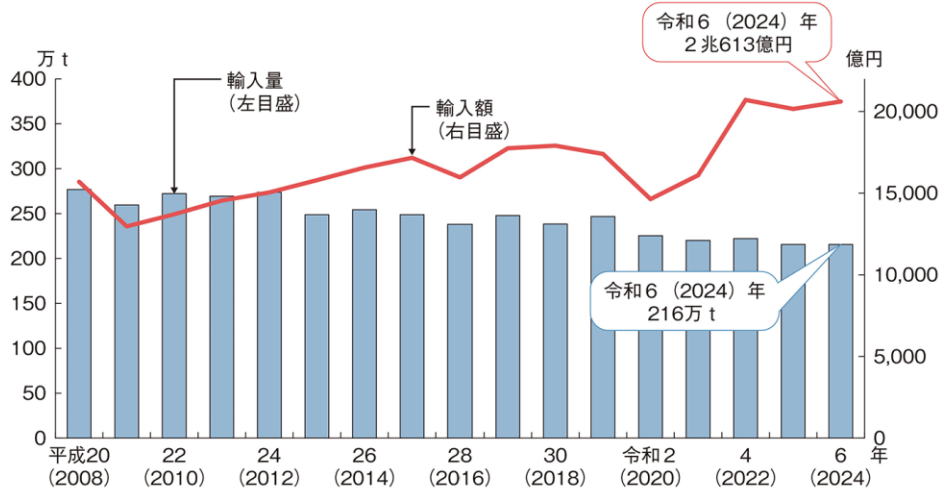
2. 日本の水産業をめぐる動き

（1）水産物輸入の動向

日本の水産物輸入量は、国際的な需要の高まりや国内消費の減少などを背景に、緩やかな減少傾向で推移してきた。近年は大幅な円安や世界的な物価高騰の影響により、冷凍水産物や加工原材料、輸入餌料などの価格が上昇しており、価格安定が課題となっている。

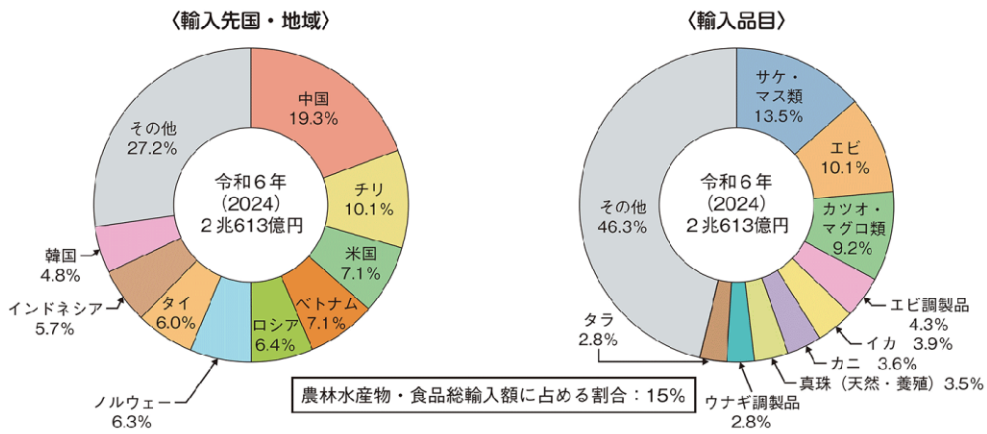
2024年の輸入量（製品重量ベース）は216万トンで前年と同水準、輸入額は2.2%増の2兆613億円となった（図表3-2-1）。

図表 3-2-1 日本の水産物輸入量・輸入額の推移



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

図表 3-2-2 日本の水産物輸入先国・地域及び品目内訳

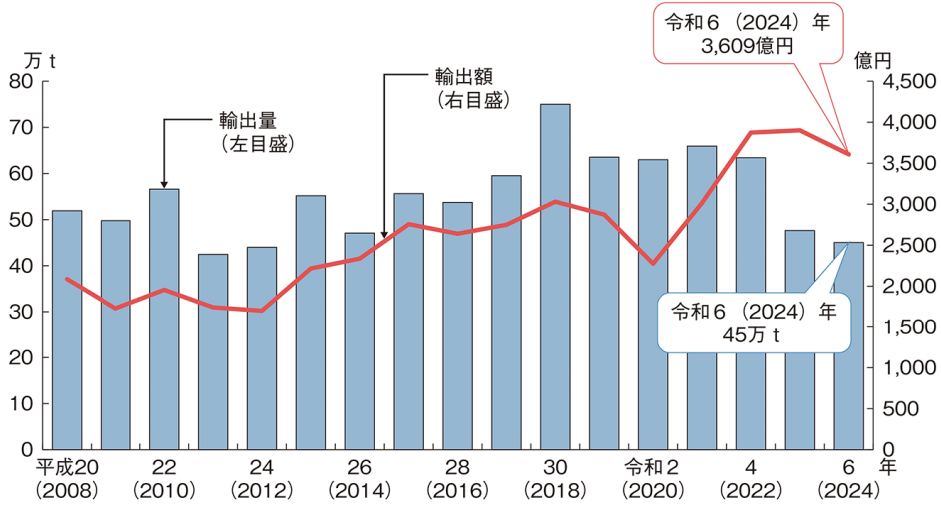


資料：財務省「貿易統計」(令和6(2024)年)に基づき水産庁で作成

(2) 水産物輸出の動向

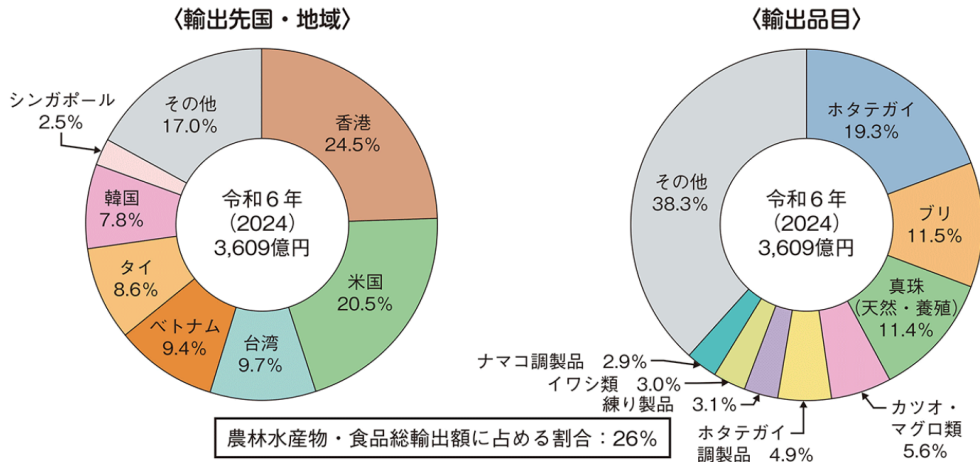
輸出額は、2008年のリーマンショックや2011年の原発事故に伴う輸入規制で一時減少したが、2012年以降は概ね増加傾向で推移した。コロナ禍でも増加基調を維持したものの、2024年は中国の輸入停止措置などの影響により、輸血量(製品重量ベース)は45万トン(前年比5.5%減)、輸出額は3,609億円(同7.5%減)となった(図表3-2-3)。

図表 3-2-3 日本の水産物輸出量・輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

図表 3-2-4 日本の水産物輸出先国・地域及び品目内訳

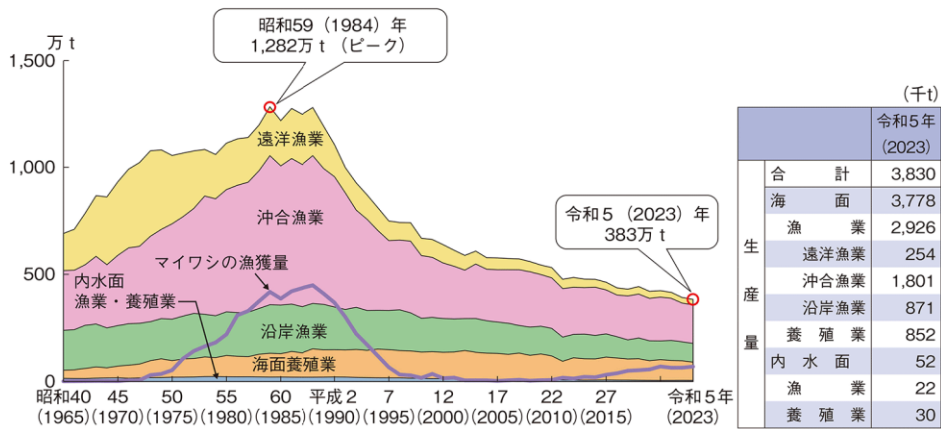


資料：財務省「貿易統計」(令和6(2024)年)に基づき水産庁で作成

(3) 漁業・養殖業の生産量及び生産額の推移

日本の漁業は、戦後、沿岸から沖合へ、さらに遠洋へと漁場を拡大することで発展し、1984年に生産量のピークを迎えた。しかし、200海里体制の定着やマイワシ資源の減少、気候変動や海洋環境の変化などの影響により、1995年頃まで生産量は急減した。その後も、漁業就業者や漁船の減少による生産体制の弱体化、水産資源の減少等を背景に、緩やかな減少傾向が続いている。2023年の総生産量は383万トンで、前年より9万トン（2%）減少した。

図表 3-2-5 日本の漁業・養殖業の生産量の推移

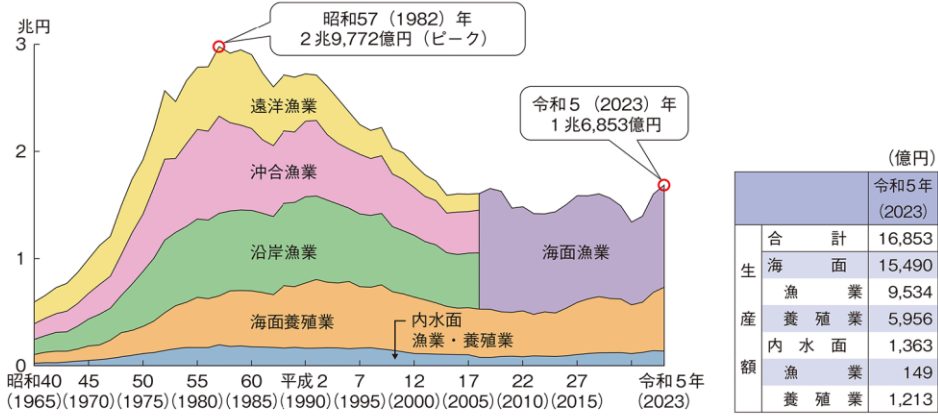


資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注 1：漁業・養殖業の生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成 19（2007）年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成 19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成 23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

内訳は、海面漁業が 293 万トン（前年比 1%減）、海面養殖業が 85 万トン（同 7%減）、内水面漁業・養殖業の生産量が 5 万（同 4%減）である。一方、生産額は単価上昇等を背景に前年より 852 億円（5%）増加の 1 兆 6,853 億円となり（図表 3-2-6）、2003 年以降で最高水準を記録した。内訳は、海面漁業 9,534 億円（4%増）、海面養殖業 5,956 億円（10%増）、内水面漁業・養殖業（3%減）となっている。

図表 3-2-6 日本の漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

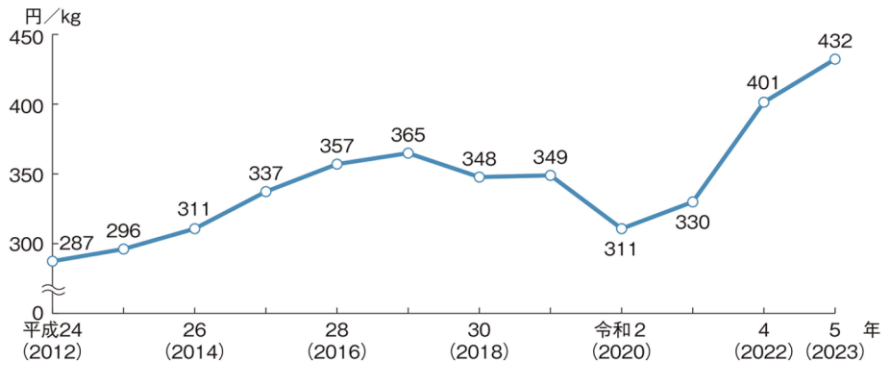
注 1：漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等に乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。

注 2：海面漁業の部門別産出額については、平成 19（2007）年から取りまとめを廃止した。

(4) 漁業・養殖業の平均産地価格の推移

漁業・養殖業の平均産地価格は、2017 年以降は下降傾向にあったが、2021 年から回復基調に転じた。2023 年は前年より 31 円/kg 上昇し、432 円/kg となった（図表 3-2-7）。

図表 3-2-7 漁業・養殖業の平均産地価格の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」及び「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

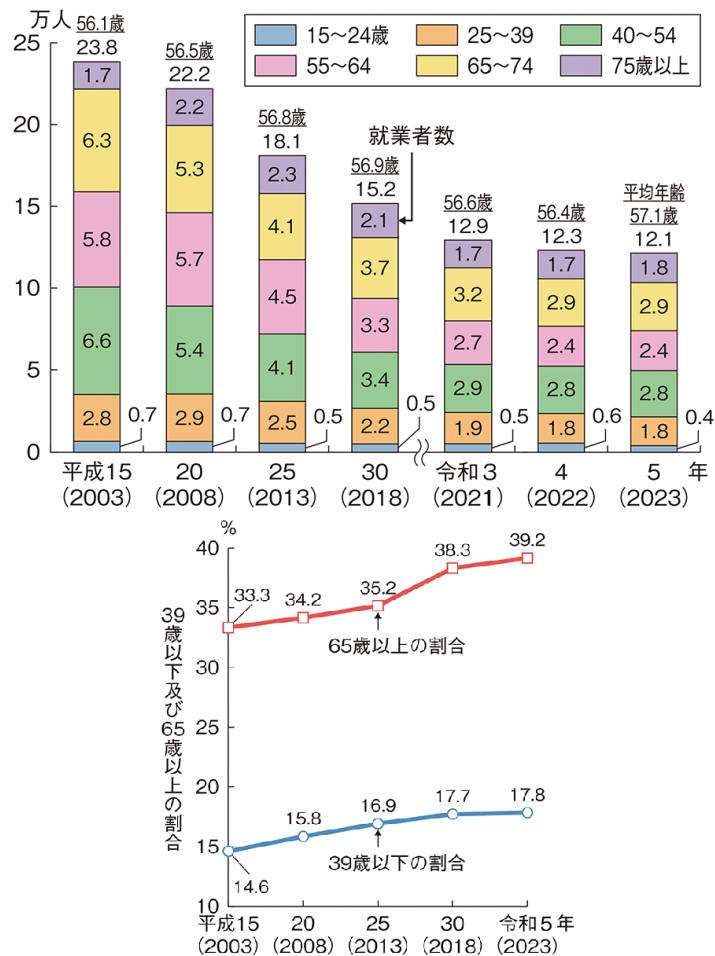
注 1：漁業・養殖業の産出額（捕鯨業を除く）を生産量で除して求めた。

(5) 漁業就業者の動向

日本の漁業就業者数は一貫して減少しており、2023 年は 12 万 1,389 人（前年比 1.4% 減）となった（図表 3-2-8）。一方、年齢構成では 65 歳以上と 39 歳以下の割合が増加している。

新規漁業就業者数は近年概ね 2 千人前後で推移し、2023 年は 1,733 人と前年度比 2.5% 増加した（図表 3-2-9）。うち約 7 割を 39 歳以下が占め若年層の参入が続いている。

図表 3-2-8 漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成 15 (2003)、20 (2008)、25 (2013)、30 (2018) 及び令和 5 (2023) 年）及び「漁業構造動態調査」（令和 3 (2021) 及び 4 (2022) 年）

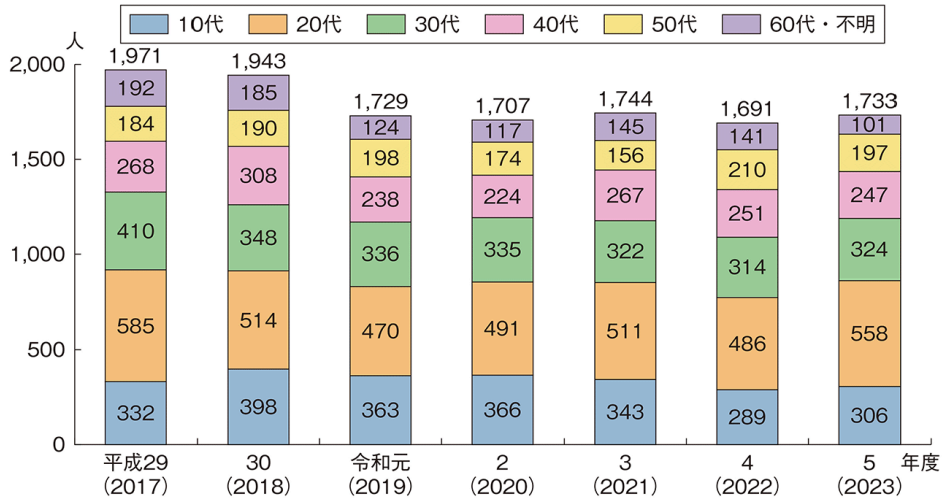
注 1：「漁業就業者」とは、満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業の海上作業に 30 日以上従事した者。

注 2：平成 20 (2008) 年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれな

った非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成 15 (2003) 年とは連続しない。

注 3 : 平均年齢は、「漁業構造動態調査」及び「漁業センサス」より各階層の中位数 (75 歳以上の階層については 80 を使用。) を用いた推計値。

図表 3-2-9 新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規就業者に関する調査から水産庁で推計

(6) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用

漁業・養殖業の生産量減少や就業者の高齢化・減少といった課題に対応し、水産業を成長産業へ転換するためには、資源管理の徹底に加え、ICT^{*1}・IoT^{*2}・AI^{*3}等の情報技術や、ドローン・ロボット等の先端技術を現場へ導入・普及させることが重要となる。民間企業等による技術開発は進展しており、今後はその成果の普及とさらなる高度化に向けた実証が求められている。

沿岸漁業では、水温・塩分・潮流などのデータを活用して漁場環境を予測し、スマートフォンで情報提供する取組や、定置網の入網魚種を陸上で把握して出漁判断や混獲回避に役立つ技術が進められている。

沖合・遠洋漁業では、衛星データと漁獲情報をAIで解析し漁場形成を予測する取組や、かつお一本釣り漁船への自動釣り機導入の実証が進んでいる。

養殖業でも、自動給餌システムや網掃除ロボットの導入など、省力化・効率化に向けた取組が進展している。

※1 Information and Communication Technology : 情報通信技術。

※2 Internet of Things : モノのインターネットといわれる。自動車、家電、ロボット、施設等あらゆる

モノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

※3 Artificial Intelligence：人工知能。

（7）陸上養殖をめぐる動向

近年、海面と同様の生育環境を陸上に整備し、海水魚などを養殖する「陸上養殖」が拡大している。多額の投資や高度な技術を要する一方、異業種分野等からの新規参入も活発化している。こうした新たな養殖方法は、排水による周辺環境への影響などに関する十分な知見が蓄積途上であることから、実態把握を目的に、2023 年 4 月より内水面漁業の振興に関する法律に基づく届出制の対象となった。2025 年 1 月 1 日時点の全国の届出件数は 740 件で、都道府県別では沖縄県が 186 件と最多であり、大分県、鹿児島県が続くなど、九州地方に多い傾向がみられる。沖縄県で件数が多い背景には、くるまえばや海ぶどうの養殖で培われた技術基盤に加え、天然資源の減少や台風等の影響を受けにくい点が評価されている。安定供給の確保や漁業権の制約が少ないことも事業化を後押ししている。さらに、琉球大学との連携により、ヤイトハタなど高付加価値魚種の技術確立も進められており、成長産業としての期待が高まっている。

（8）HACCP への対応

国内で安全な水産物を提供するためには、卸売市場等における衛生管理の高度化と、水産加工業における HACCP^{*1} に沿った衛生管理の徹底が重要である。2018 年 6 月に食品衛生法等が改正され、水産加工業者を含む原則すべての食品等事業者に対し、2021 年 6 月から HACCP に沿った衛生管理の実施が義務化された。

さらに、米国や EU へ水産物を輸出する場合は、HACCP の実施に加え、各国・地域が定める施設基準への適合が求められる。

国は、荷さばき所等の衛生高度化や、冷凍・冷蔵施設、加工・流通施設等の整備を進め、生産・流通機能の強化と効率化を図っている。

※1 Hazard Analysis and Critical Control Point：危害要因分析・重要管理点。原材料の受入れから最終製品に至るまでの工程ごとに、微生物による汚染や金属の混入等の食品の製造工程で発生するおそれのある危害要因をあらかじめ分析(HA)し、危害の防止につながる特に重要な工程を重要管理点(CCP)として継続的に監視・記録する工程管理システム。国際連合食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)の合同機関である食品規格(コーデックス)委員会がガイドラインを策定して各国にその採用を推奨している。

(9) 資源管理

資源管理とは、漁業活動を適切に調整し、必要な資源水準を確保しながら水産資源の持続的な利用を図る取組である。主な手法は、①漁船数や操業日数を制限する投入量規制（インプットコントロール）、②漁具や設備の仕様を規制する技術的規制（テクニカルコントロール）、③漁獲可能量（TAC : Total Allowable Catch）を設定し漁獲量を直接管理する算出量規制（アウトプットコントロール）の三つに大別される。従来は①②が中心であったが、技術革新により漁獲能力が向上したため、2018年の漁業法改正以降は、TAC管理が基本となった。

現在は TAC 管理に加え、操業期間や漁具制限等なども組み合わせ、資源特性や漁業実態に応じた総合的な管理が行われている。

第4章 那覇市を取り巻く水産業の現状

1. 沖縄県・那覇市の水産業をめぐる動き

(1) 漁業・養殖業の生産量の推移

沖縄県及び那覇市の近年の漁業生産量は図表 4-1-1 のとおりである。漁業種類別では図表 4-1-2 に示すように、沖縄県全体では「もずく養殖」が最も多く、次いで「まぐろはえ縄」、「いか釣」の順となっている。なお、農林水産省「海面漁業生産統計調査」は2019年以降、市町村別統計が公表されていないため、県と本市との単純比較は出来ないが、過去の統計データや漁協の報告を踏まえると、養殖を行っていない本市では「まぐろはえ縄」が中心で、次いで「いか釣」が多いと推察される。

図表 4-1-1 沖縄県・那覇市の漁業生産量推移

単位：t

対象年		海面漁業	海面養殖業	計
H28	沖縄県	16,158	16,547	32,705
	那覇市	5,516	－	5,516
H29	沖縄県	15,954	20,842	36,796
	那覇市	6,186	－	6,186
H30	沖縄県	15,555	23,579	39,134
	那覇市	5,788	－	5,788
R1	沖縄県	15,685	17,977	33,662
	那覇市	市町村別統計は未実施		
R2	沖縄県	12,928	25,651	38,579
	那覇市	市町村別統計は未実施		
R3	沖縄県	14,936	24,042	38,978
	那覇市	市町村別統計は未実施		
R4	沖縄県	10,689	16,865	27,554
	那覇市	市町村別統計は未実施		
R5	沖縄県	12,418	21,728	34,146
	那覇市	市町村別統計は未実施		

資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

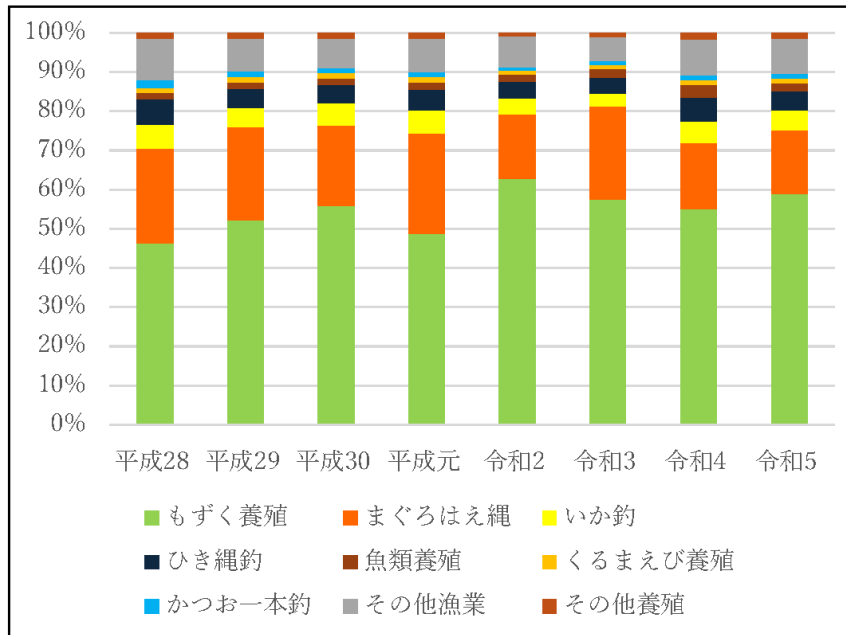
図表 4-1-2 沖縄県・那覇市の漁業種類別の生産量推移

単位：t

対象年		まぐろ はえ縄	いか釣	ひき縄 釣	かつお 一本釣	その他 漁業	もずく 養殖	くるま えび 養殖	魚類 養殖	その他 養殖
H28	沖縄県	7,929	2,021	2,141	642	3,425	15,111	447	496	493
	那覇市	4,721	129	0	0	666	0	0	0	0
H29	沖縄県	8,740	1,785	1,785	538	3,106	19,238	523	588	493
	那覇市	5,687	119	0	0	380	0	0	0	0
H30	沖縄県	8,041	2,229	1,825	513	2,947	21,868	549	606	556
	那覇市	5,307	140	0	0	341	0	0	0	0
R1	沖縄県	8,613	2,012	1,774	413	2,873	16,402	485	614	476
	那覇市	市町村別統計は未実施								
R2	沖縄県	6,364	1,538	1,683	339	3,004	24,223	426	655	347
	那覇市	市町村別統計は未実施								
R3	沖縄県	9,268	1,285	1,604	349	2,430	22,400	418	841	383
	那覇市	市町村別統計は未実施								
R4	沖縄県	4,627	1,545	1,671	281	2,565	15,172	372	888	433
	那覇市	市町村別統計は未実施								
R5	沖縄県	5,577	1,729	1,681	357	3,074	20,084	469	677	498
	那覇市	市町村別統計は未実施								

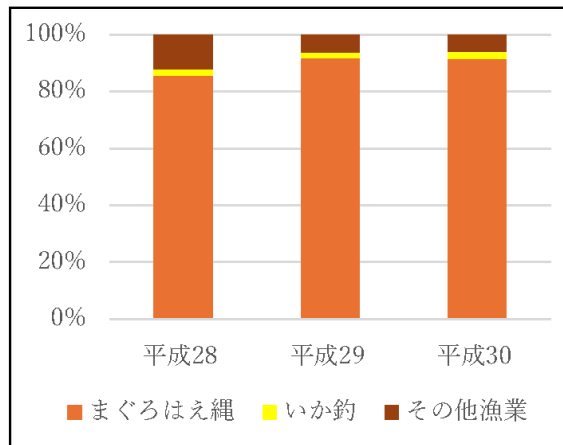
資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

図表 4-1-3 沖縄県の漁業種類別の生産量構成比



資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

図表 4-1-4 本市の漁業種類別の生産量構成比 [H28~H30]



資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

図表 4-1-5 は、沖縄県及び本市の魚種別の生産量推移を示したものである。沖縄県全体では「もずく養殖」、「まぐろ類」、「いか類」が生産量の上位を占める。なお、本市では本格的な養殖業が行われていないため、次頁の図表 4-1-6・4-1-7 では海面漁業の生産量構成比のみを示している。

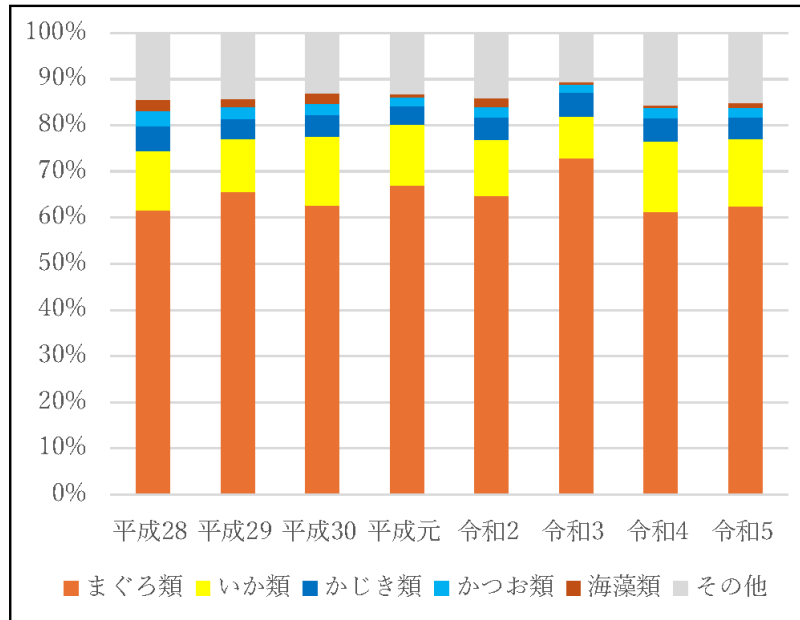
図表 4-1-5 沖縄県・本市の漁種別の生産量推移

単位：t

対象年	海面漁業						海面養殖業				
	まぐろ類	いか類	かつお類	かじき類	海藻類	その他魚種	もずく養殖	くるまえび養殖	魚類養殖	その他養殖	
H28	沖縄県	9,965	2,071	539	854	393	2,336	15,111	447	496	493
	那覇市	4,807	133	4	365	0	207	0	0	0	0
H29	沖縄県	10,455	1,821	417	705	284	2,272	19,238	523	588	493
	那覇市	5,559	127	3	323	0	174	0	0	0	0
H30	沖縄県	9,758	2,308	359	732	357	2,041	21,868	549	606	556
	那覇市	5,160	162	3	333	0	130	0	0	0	0
R1	沖縄県	10,501	2,066	284	635	118	2,081	16,402	485	614	476
	那覇市	市町村別統計は未実施									
R2	沖縄県	8,377	1,567	287	619	257	1,821	24,223	426	655	347
	那覇市	市町村別統計は未実施									
R3	沖縄県	10,901	1,324	261	793	69	1,588	22,400	418	841	383
	那覇市	市町村別統計は未実施									
R4	沖縄県	6,549	1,635	250	525	49	1,681	15,172	372	888	433
	那覇市	市町村別統計は未実施									
R5	沖縄県	7,769	1,786	275	583	132	1,873	20,084	372	677	595
	那覇市	市町村別統計は未実施									

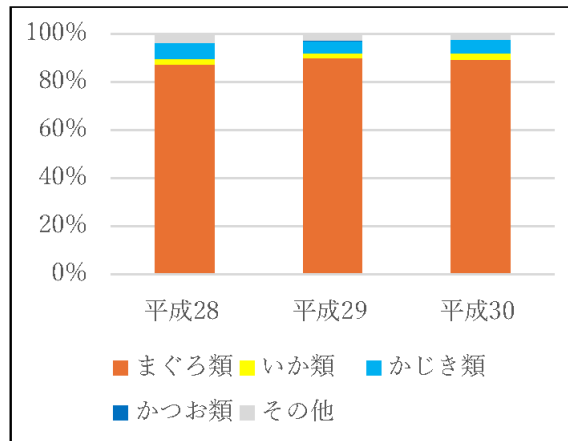
資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

図表 4-1-6 沖縄県の漁種別の生産量（海面漁業）構成比



資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

図表 4-1-7 本市の漁種別の生産量（海面漁業）構成比 [H28～H30]



資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

〔参考〕 沖縄県及び那覇市の海面漁業及びまぐろ類生産量の比較

前頁で示したとおり、農林水産省「海面漁業生産統計調査」は2019年以降、市町村別の生産量統計を公表していないため、同統計に基づく沖縄県と本市の単純比較は出来ない。そこで本項では、代替指標として水産庁の「水産物流通調査」による本市の水揚量を用い、沖縄県全体に占める本市の海面漁業及びまぐろ類生産量の割合を参考値として示す。

なお、2022年に本市の水揚量が大幅に減少しているのは、新型コロナウイルスの影響に加え、沖縄県漁業協同組合連合会と那覇地区漁業協同組合が運営していた泊魚市場有限責任組合（LLP）が2021年3月末に解散したことにより、2022年以降の集計が那覇地区漁業協同組合単独となったことが主な要因である。

図表 4-1-8 沖縄県全体に占める本市の海面漁業の生産量割合（参考値）

対象年		海面漁業生産量		那覇市 生産量割合 <u>参考値</u>	備考
		(沖縄県)	水揚量 (那覇市)		
H28	沖縄県	16,158 t	33.28%	沖縄県の数値参照： 海面漁業生産統計調査（農林水産省） 那覇市の数値参照： 水産物流通調査（水産庁）	
	那覇市	5,377 t			
H29	沖縄県	15,954 t	39.34%		
	那覇市	6,276 t			
H30	沖縄県	15,555 t	39.25%		
	那覇市	6,106 t			
R1	沖縄県	15,685 t	41.49%		
	那覇市	6,507 t			
R2	沖縄県	12,928 t	39.86%		
	那覇市	5,153 t			
R3	沖縄県	14,936 t	20.33%		
	那覇市	3,037 t			
R4	沖縄県	10,689 t	17.21%		
	那覇市	1,840 t			
R5	沖縄県	12,418 t	35.78%		
	那覇市	4,443 t			

資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）・水産物流通調査（水産庁）

図表 4-1-9 沖縄県全体に占める本市のまぐろ類の生産量割合 (参考値)

対象年		まぐろ類 生産量 (沖縄県)	那覇市 まぐろ類 生産量割合 <u>参考値</u>	備考
		まぐろ類 水揚量 (那覇市)		
H28	沖縄県	9,965 t	45.34%	沖縄県の数値参照： 海面漁業生産統計調査（農林水産省） 那覇市の数値参照： 水産物流通調査（水産庁）
	那覇市	4,518 t		
H29	沖縄県	10,455 t	52.94%	
	那覇市	5,535 t		
H30	沖縄県	9,758 t	55.39%	
	那覇市	5,405 t		
R1	沖縄県	10,501 t	55.91%	
	那覇市	5,871 t		
R2	沖縄県	8,377 t	53.72%	
	那覇市	4,500 t		
R3	沖縄県	10,901 t	25.74%	
	那覇市	2,806 t		
R4	沖縄県	6,549 t	24.37%	
	那覇市	1,596 t		
R5	沖縄県	7,769 t	46.97%	
	那覇市	3,649 t		

資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）・水産物流通調査（水産庁）

以上の結果から、直近の 2023 年において、沖縄県全体に占める那覇市の海面漁業生産量の割合は約 36%、まぐろ類生産量は約 47%と推計される。同年の沖縄県のまぐろ類生産量は全国 7 位であり、その約半数を担う那覇市は全国でも有数のマグロ産地といえる。さらに、本市は全国的にも希少な「生マグロ」の拠点産地という特性を有しており、生産量と品質の両面で沖縄県の水産業を牽引する重要な役割を果たしている。

図表 4-1-10 令和 5 年水産物流通調査からみる「生マグロ」水揚量上位の漁港

漁港		くろまぐろ (生)	びんなが (生)	めばち (生)	きはだ (生)	その他の まぐろ類 (生)	計
1	那智勝浦町 (和歌山県)	71 t	6,495 t	611 t	1,866 t	197 t	9,239 t
2	気仙沼市 (宮城県)	83 t	3,727 t	27 t	262 t	1,025 t	5,124 t
3	塩釜市 (宮城県)	1,769 t	1,263 t	855 t	201 t	323 t	4,411 t
4	那覇市 (沖縄県)	61 t	2,460 t	702 t	573 t	437 t	4,238 t
5	銚子市 (千葉県)	101 t	1,775 t	514 t	711 t	379 t	3,481 t

資料：水産物流通調査（水産庁）

注 1：水産物流通調査は、全国 2,177 漁業地区のうちから、ある一定の条件を満たした地区を調査区に設定し、これら 147 の調査区を便宜的に「漁港」と表示している。

(2) 漁業・養殖業の生産額の推移

沖縄県の近年の漁業・養殖業生産額は図表 4-2-1 のとおりである。魚種別では、図表 4-2-2 に示すように「まぐろ類」が最も高く、次いで「もずく養殖」、「くるまえび養殖」、「いか類」、「魚類養殖」の順となっている。生産量では「もずく養殖」が上位であるが、生産額では単価の高いまぐろ類が上位となる点が特徴である。また、「もずく養殖」、「くるまえび養殖」、「魚類養殖」など養殖業の占める割合が比較的高いことも沖縄県の特徴といえる。

なお、農林水産省「海面漁業生産統計調査」は 2007 年以降、市町村別及び漁業種類別の生産額を公表していない。

図表 4-2-1 沖縄県・本市の漁業・養殖業の漁業生産額推移

単位：百万円

対象年		海面漁業	海面養殖業	計
H28	沖縄県	12,163	7,328	19,491
	那覇市	市町村別統計は未実施		
H29	沖縄県	12,371	8,563	20,934
	那覇市	市町村別統計は未実施		
H30	沖縄県	12,746	8,824	21,570
	那覇市	市町村別統計は未実施		
R1	沖縄県	11,900	9,147	21,047
	那覇市	市町村別統計は未実施		
R2	沖縄県	9,410	9,032	18,443
	那覇市	市町村別統計は未実施		
R3	沖縄県	9,918	7,935	17,853
	那覇市	市町村別統計は未実施		
R4	沖縄県	10,021	7,210	17,232
	那覇市	市町村別統計は未実施		
R5	沖縄県	11,027	7,936	18,963
	那覇市	市町村別統計は未実施		

資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

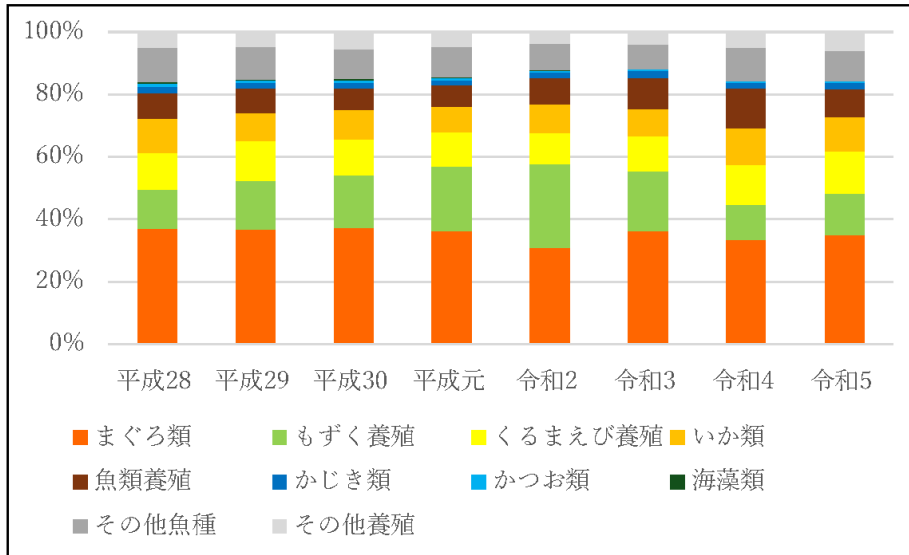
図表 4-2-2 沖縄県・本市の漁種別の生産額推移

単位：百万円

対象年		海面漁業					海面養殖業				
		まぐろ類	いか類	かつお類	かじき類	海藻類	その他魚種	もずく養殖	くるまえばい養殖	魚類養殖	その他養殖
H28	沖縄県	7,194	2,137	177	418	107	2,130	2,463	2,271	1,596	998
	那覇市	市町村別統計は未実施									
H29	沖縄県	7,681	1,895	142	379	70	2,204	3,271	2,666	1,642	984
	那覇市	市町村別統計は未実施									
H30	沖縄県	8,051	2,018	125	389	107	2,056	3,630	2,481	1,516	1,197
	那覇市	市町村別統計は未実施									
R1	沖縄県	7,637	1,702	145	344	25	2,047	4,363	2,314	1,456	1,014
	那覇市	市町村別統計は未実施									
R2	沖縄県	5,689	1,683	106	307	53	1,572	4,966	1,818	1,574	674
	那覇市	市町村別統計は未実施									
R3	沖縄県	6,486	1,532	58	410	14	1,418	3,427	1,981	1,813	714
	那覇市	市町村別統計は未実施									
R4	沖縄県	5,769	2,016	70	318	7	1,841	1,927	2,209	2,205	869
	那覇市	市町村別統計は未実施									
R5	沖縄県	6,613	2,085	76	395	20	1,838	2,531	2,576	1,690	1,139
	那覇市	市町村別統計は未実施									

資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

図表 4-2-3 沖縄県の漁種別の生産額構成比



資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

〔参考〕 沖縄県及び那覇市の海面漁業及びまぐろ類生産額の比較

生産量と同様に、農林水産省「海面漁業生産統計調査」は 2007 年以降、市町村別の生産額統計を公表していないため、沖縄県と本市の比較はできない。このため、代替指標として水産庁の「水産物流通調査」における本市の水揚額を用い、県全体に占める海面漁業及びまぐろ類の生産額割合を参考値として示す。

図表 4-2-4 沖縄県全体に占める本市の海面漁業の生産額割合 (参考値)

対象年		海面漁業生産額 (沖縄県)		那覇市 生産額割合 <u>参考値</u>	備考
		水揚額 (那覇市)			
H28	沖縄県	12,163 百万円		28.07%	沖縄県の数値参照： 海面漁業生産統計調査（農林水産省） 那覇市の数値参照： 水産物流通調査（水産庁）
	那覇市	3,414 百万円			
H29	沖縄県	12,371 百万円		34.75%	
	那覇市	4,299 百万円			
H30	沖縄県	12,746 百万円		35.07%	
	那覇市	4,470 百万円			
R1	沖縄県	11,900 百万円		35.87%	
	那覇市	4,269 百万円			
R2	沖縄県	9,410 百万円		33.46%	
	那覇市	3,148 百万円			
R3	沖縄県	9,918 百万円		16.29%	
	那覇市	1,616 百万円			
R4	沖縄県	10,021 百万円		13.75%	
	那覇市	1,378 百万円			
R5	沖縄県	11,027 百万円		31.99%	
	那覇市	3,528 百万円			

資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）・水産物流通調査（水産庁）

図表 4-2-5 沖縄県全体に占める本市のまぐろ類の生産額割合 (参考値)

対象年		まぐろ類 生産額 (沖縄県)	那覇市 まぐろ類 生産額割合 <u>参考値</u>	備考
		まぐろ類 水揚額 (那覇市)		
H28	沖縄県	7,194 百万円	40.70%	沖縄県の数値参照： 海面漁業生産統計調査（農林水産省） 那覇市の数値参照： 水産物流通調査（水産庁）
	那覇市	2,928 百万円		
H29	沖縄県	7,681 百万円	49.95%	
	那覇市	3,837 百万円		
H30	沖縄県	8,051 百万円	50.05%	
	那覇市	4,030 百万円		
R1	沖縄県	7,637 百万円	50.72%	
	那覇市	3,873 百万円		
R2	沖縄県	5,689 百万円	49.83%	
	那覇市	2,835 百万円		
R3	沖縄県	6,486 百万円	23.02%	
	那覇市	1,493 百万円		
R4	沖縄県	5,769 百万円	21.12%	
	那覇市	1,218 百万円		
R5	沖縄県	6,613 百万円	41.90%	
	那覇市	2,771 百万円		

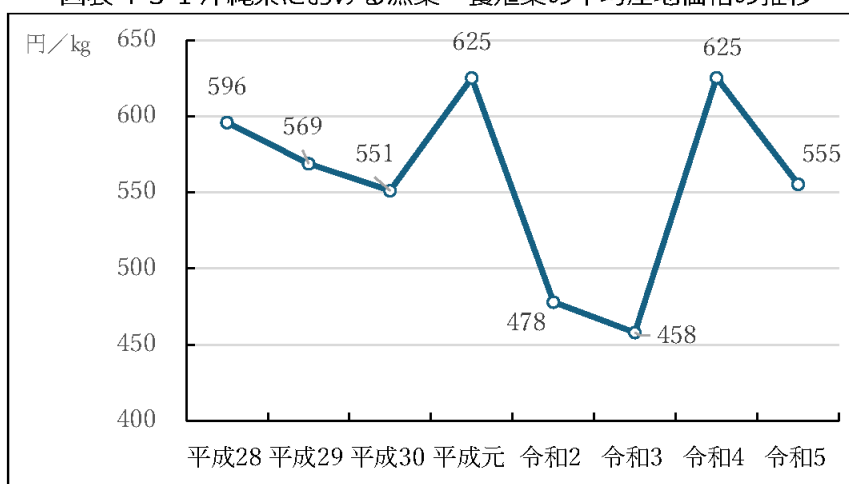
資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）・水産物流通調査（水産庁）

直近令和 5 年では、沖縄県全体に占める本市の海面漁業生産額は約 32%、まぐろ類生産額は約 42%と推計される。

(3) 漁業・養殖業の平均産地価格の推移

沖縄県における漁業・養殖業の平均産地価格は、いったん下降傾向が続いた後、2019年に上昇したものの、新型コロナウイルスの影響により再び大きく下落した。その後、2022年には観光需要の回復などを背景にコロナ禍前の水準まで回復している。平均産地価格は魚種や地域、漁獲量等により変動するが、観光需要の回復や燃料費など生産コストの高止まり、円安による輸入水産物の価格上昇などを踏まえると、現在は回復基調にあると考えられる。

図表 4-3-1 沖縄県における漁業・養殖業の平均産地価格の推移



資料：海面漁業生産統計調査（農林水産省）に基づき作成

注1：沖縄県における漁業・養殖業の生産額を生産量で除して求めた。

(4) 漁業就業者の動向

那覇市の漁業就業者数は、5年ごとに実施される経済センサスの調査年ごとに増減はあるものの、全体としては減少傾向にある。過去4回の調査結果から推計すると、次回調査が予定される2028年においても減少傾向が続くと見込まれる。

また、65歳以上の就業者割合は全国平均を下回ってはいるものの、2013年以降は沖縄県平均を上回り、直近では34.0%となっている。

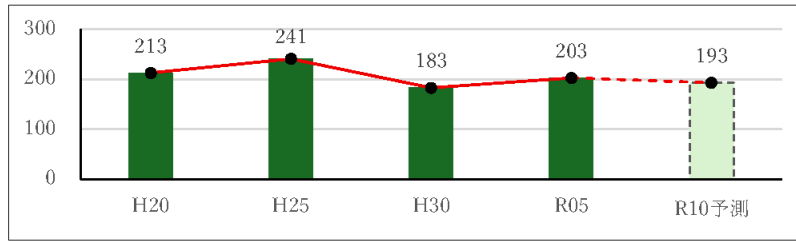
図表 4-4-1 年齢階級別漁業就業者数の推移 (全国・沖縄県・本市)

		総数							
		計	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	単位：人
									65歳以上
全国	H20 (2008)	221,908	1,296	13,096	20,771	31,985	50,912	103,848	75,810
		100.0%	0.6%	5.9%	9.4%	14.4%	22.9%	46.8%	34.2%
	H25 (2013)	180,985	1,274	11,121	18,235	25,100	35,664	89,591	63,633
		100.0%	0.7%	6.1%	10.1%	13.9%	19.7%	49.5%	35.2%
沖縄県	H30 (2018)	151,701	1,065	9,379	16,439	21,011	27,687	76,120	58,117
		100.0%	0.7%	6.2%	10.8%	13.9%	18.3%	50.2%	38.3%
	R05 (2023)	121,389	724	7,983	12,960	17,350	21,654	60,718	47,529
		100.0%	0.6%	6.6%	10.7%	14.3%	17.8%	50.0%	39.2%
那覇市	H20 (2008)	3,929	22	260	482	719	1,126	1,320	933
		100.0%	0.6%	6.6%	12.3%	18.3%	28.7%	33.6%	23.7%
	H25 (2013)	3,731	16	200	471	583	1,049	1,412	853
		100.0%	0.4%	5.4%	12.6%	15.6%	28.1%	37.8%	22.9%
那覇市	H30 (2018)	3,686	26	243	545	619	745	1,508	914
		100.0%	0.7%	6.6%	14.8%	16.8%	20.2%	40.9%	24.8%
	R05 (2023)	3,268	23	253	471	596	548	1,377	989
		100.0%	0.7%	7.7%	14.4%	18.2%	16.8%	42.1%	30.3%
那覇市	H20 (2008)	213	2	10	24	28	83	67	33
		100.0%	0.9%	4.7%	11.3%	13.1%	39.0%	31.5%	15.5%
	H25 (2013)	241	1	9	24	29	65	113	58
		100.0%	0.4%	3.7%	10.0%	12.0%	27.0%	46.9%	24.1%
那覇市	H30 (2018)	183	2	9	19	27	31	95	66
		100.0%	1.1%	4.9%	10.4%	14.8%	16.9%	51.9%	36.1%
	R05 (2023)	203	0	12	30	38	37	86	69
		100.0%	0.0%	5.9%	14.8%	18.7%	18.2%	42.4%	34.0%

資料：漁業センサス（水産庁）（各年11月1日現在）

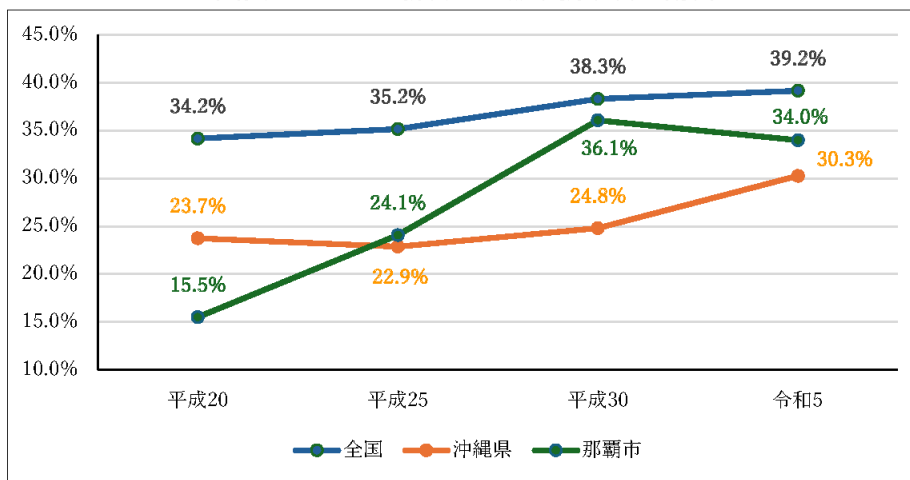
注1：「漁業就業者」とは満15歳以上で調査期日前の1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

図表 4-4-2 本市における漁業就業者数の推移と今後の予測



資料：漁業センサス（水産庁）（各年 11 月 1 日現在）

図表 4-4-3 65 歳以上の漁業就業者の割合



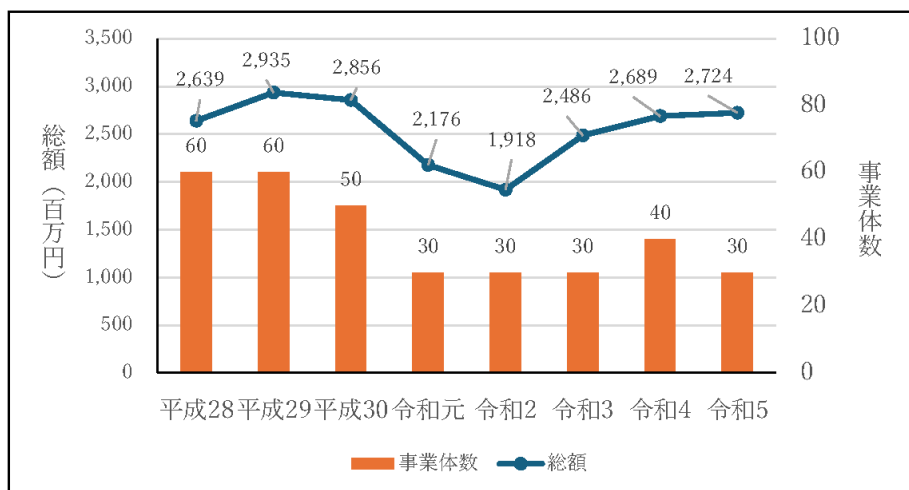
資料：漁業センサス（水産庁）（各年 11 月 1 日現在）

（5）6次産業の動向

6次産業とは、農林水産業などの一次産業の担い手が、自ら食品の加工・製造（二次産業）や販売・サービス（三次産業）までを一体的に行う取組を指す。本項では、漁業経営体又は漁業協同組合等が、自ら又は組合員が生産した水産物を活用して加工品を製造・販売を行う事業を対象とする。沖縄県における6次産業の年間販売金額及び事業体数の推移は図表 4-5-1 のとおりであり、令和元年及び令和 2 年にかけては、新型コロナの影響により販売金額が大きく落ち込んだ。

その後は、回復に伴い販売額は持ち直しつつあるが、事業体数は平成 28 年と比較して半数程度まで減少している。この背景には、漁業経営体が生産活動に加え、加工・製造や販売・営業といった異なる専門分野を担う必要があることから、事業運営の負担が大きく、継続が容易ではないという実情がある。

図表 4-5-1 沖縄県における 6 次産業の動向

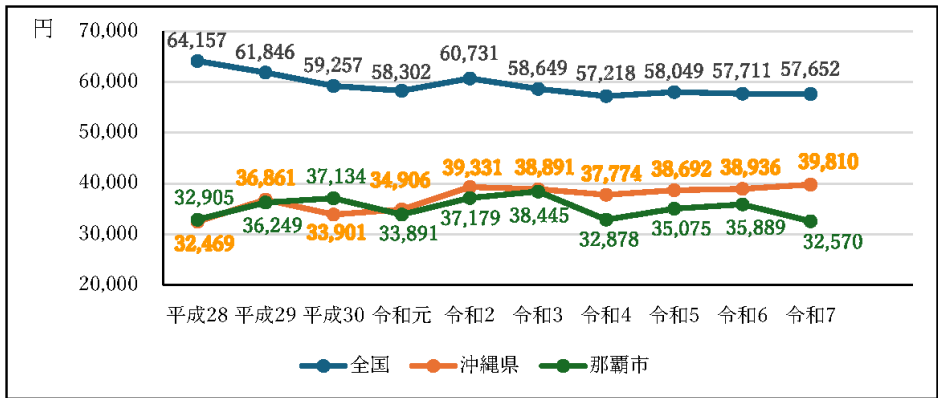


資料：6次産業化総合調査（農林水産省）

(6) 世帯あたりの魚介類消費支出額・マグロ消費支出額推移

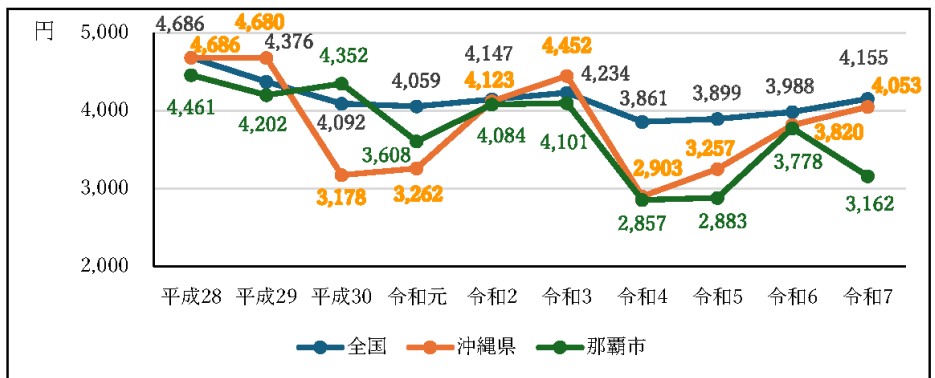
那覇市は、沖縄県全体の漁獲量の約 3~4 割を占めている水産物流通の拠点であり、県内各地のスーパーや小売店、飲食店へ多くの水産物を供給する。近年は入域観光客の回復により水産物需要は持ち直しつつあるが、本市の世帯あたりの魚介類消費支出額は、全国を下回るだけでなく、沖縄県平均よりも低い水準で推移している。この傾向はマグロの消費支出額においても概ね同様である。一方、単身世帯を除く 2 人以上世帯の推移を見ると、過去には本市の魚介類消費支出額が県平均を上回り、マグロ消費支出額が全国平均を上回る年もあった。しかし、最新の調査では再び県平均を下回る結果となっている。今後は観光需要を着実に取り込みつつ、市民全体の消費拡大を図ることが重要であり、特に増加傾向にある単身世帯の消費特性に対応した商品開発や販売促進策の取組が、消費支出の底上げに向けた重要な鍵になると考えられる。

図表 4-6-1 世帯（総世帯）あたりの魚介類消費支出額の推移



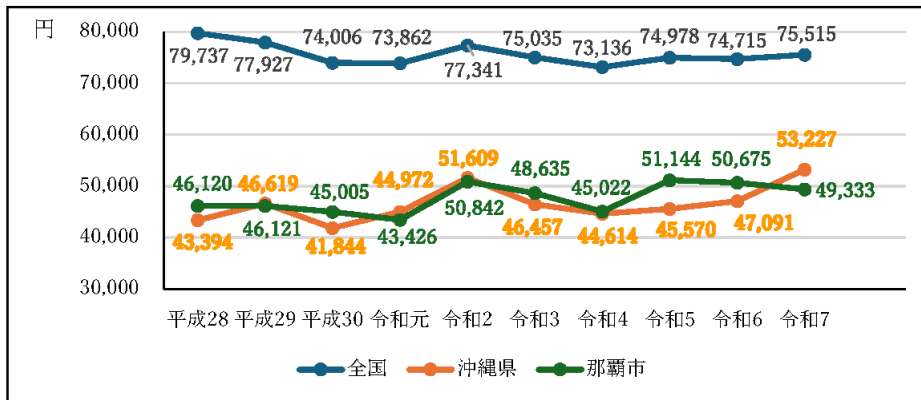
資料：家計調査（総務省）

図表 4-6-2 世帯（総世帯）あたりのマグロ消費支出額の推移



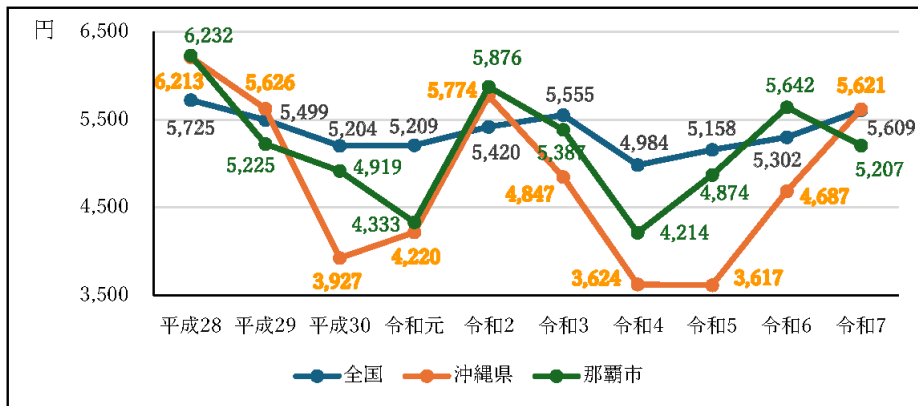
資料：家計調査（総務省）

図表 4-6-3 世帯 (2 人以上世帯) あたりの魚介類消費支出額の推移



資料：家計調査（総務省）

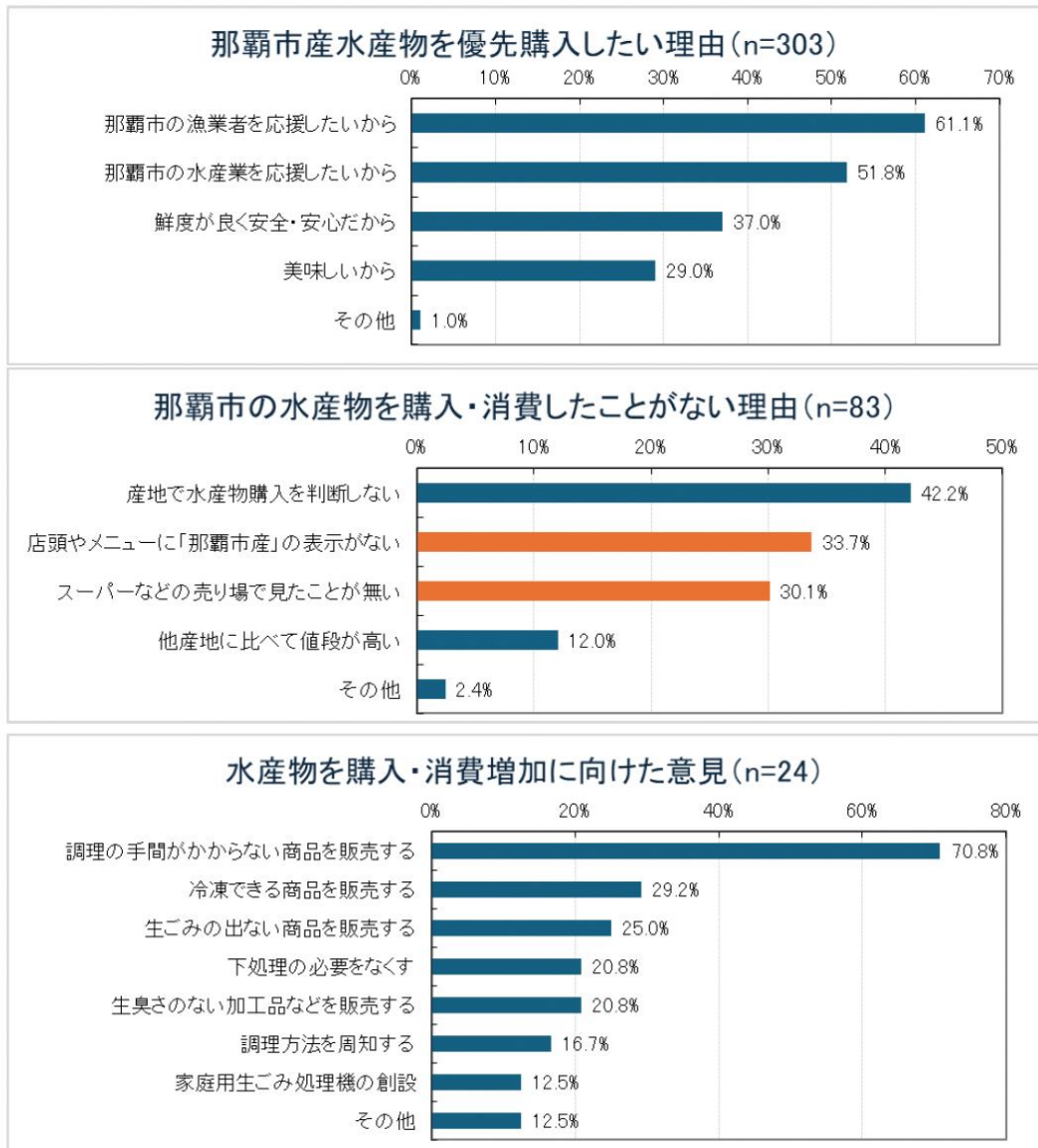
図表 4-6-4 世帯 (2 人以上世帯) あたりのマグロ消費支出額の推移



資料：家計調査（総務省）

(7) 那覇市民の地元水産物の購入意向

本市が 2025 年度に実施した市民アンケート調査によると、那覇市産の水産物について「優先的に購入したい」と回答した市民は 74%に達し、本市の漁業者や水産業を応援したいという意識の高さが伺える。一方で、購入しない理由として「那覇市産であることの表示がない」「スーパー等の売り場で見かけない」といった意見も見られた。このことから、今後は売り場での産地表示の充実や、市民への積極的な周知・PR を進めていく必要がある。



資料：第 4 次那覇市水産業振興基本計画策定業務 - 基礎調査報告書・基本計画骨子 -

2. 那覇市水産業の拠点と漁業協同組合

（1）那覇市水産業の拠点

本市水産業の主な拠点は泊漁港と安謝小型船だまりである。泊漁港は、漁港漁場整備法に基づき沖縄県が管理する第2種漁港であり、安謝小型船だまりは那覇港管理組合の管理による港湾法に基づく港湾施設（那覇港新港ふ頭地区の一部）となっている。

両施設には水産物の流通を担う卸売市場が設置されており、水揚げされた水産物の公正で透明性の高い価格形成の場として、漁業者の所得安定と消費者への安定的供給に重要な役割を果たしている。

また、泊漁港には、マグロをはじめとする水産物をその場で味わえる「泊いゆまち」、「なはまぐる市場」が立地しており、市民県民や観光客も多く訪れる観光スポットとなっている。





泊漁港



泊魚市場



安謝小型船だまり



安謝小型船だまりセリ市場



泊いゆまち (外観)



泊いゆまち (内観)



なはまぐろ市場 (外観)



なはまぐろ市場 (内観)

(2) 漁業協同組合

i) 各漁業協同組合の概要

本市には、那覇地区漁業協同組合、那覇市沿岸漁業協同組合、沖縄県近海鮪漁業協同組合の3つの漁業協同組合があり、主な活動拠点は泊漁港、壺川漁港、安謝小型船だまりとなっている。

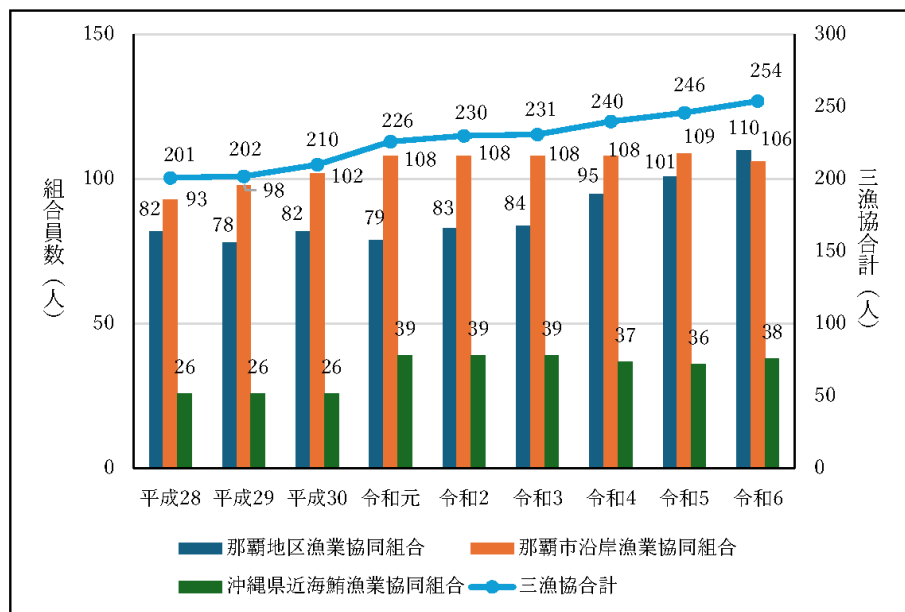
図表 4-2-1 本市における漁業協同組合の概要

		那覇地区 漁業協同組合	那覇市沿岸 漁業協同組合	沖縄県近海鮪 漁業協同組合
所在地		港町 1-1-9	港町 3-1-17	港町 1-1-16
設立認可年月日		S26.12.10	S47.11.21	S53.8.19
設立登記年月日		S26.12.10	S47.12.8	S53.8.19
事業 実 施 状 況	販売	受託	○	○
		買取	—	○
	購買	○	○	○
	指導	○	○	○
	製氷・冷凍	○	○	—
	加工	—	○	—
	信用	信漁連からの委託による 代理店実施	—	信漁連からの委託による 代理店実施
	共済	○	○	○
	その他	—	○ 無線、マリン翰旋	—
	使用漁港（施設）		泊漁港	壺川漁港 安謝小型船だまり
運営する 水産物卸売市場		泊魚市場	安謝小型船だまり セリ市場	—

ii) 組合員数

本市の3漁業協同組合の総組合員数は、平成28年の201人から令和6年に254人となり、53人増加している。内訳は、那覇地区漁業協同組合が28人、那覇市沿岸漁業協同組合が13人、沖縄県近海鮪漁業協同組合が12人の増加となっている。

図表 4-2-2 各漁業協同組合の組合員数の推移

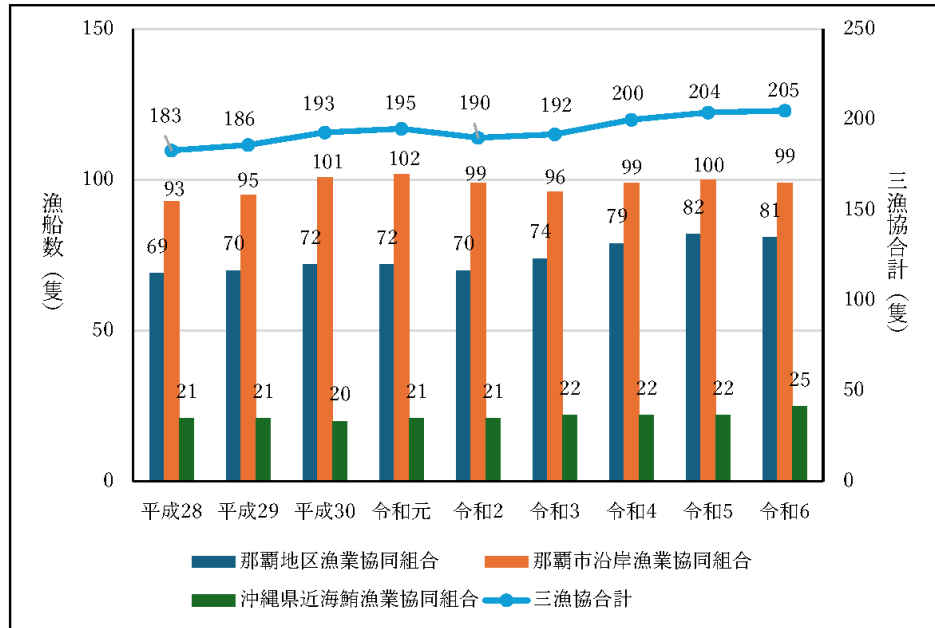


資料：各漁協業務報告書（年度）

iii) 漁船数

本市の総漁船数は、平成 28 年の 183 隻から令和 6 年に 205 隻となり、22 隻増加している。内訳は、那覇地区漁業協同組合が 12 隻、那覇市沿岸漁業協同組合が 6 隻、沖縄県近海鯖漁業協同組合が 4 隻の増加となっている。

図表 4-2-3 各漁業協同組合の組漁船数の推移



資料：各漁協業務報告書（年度）

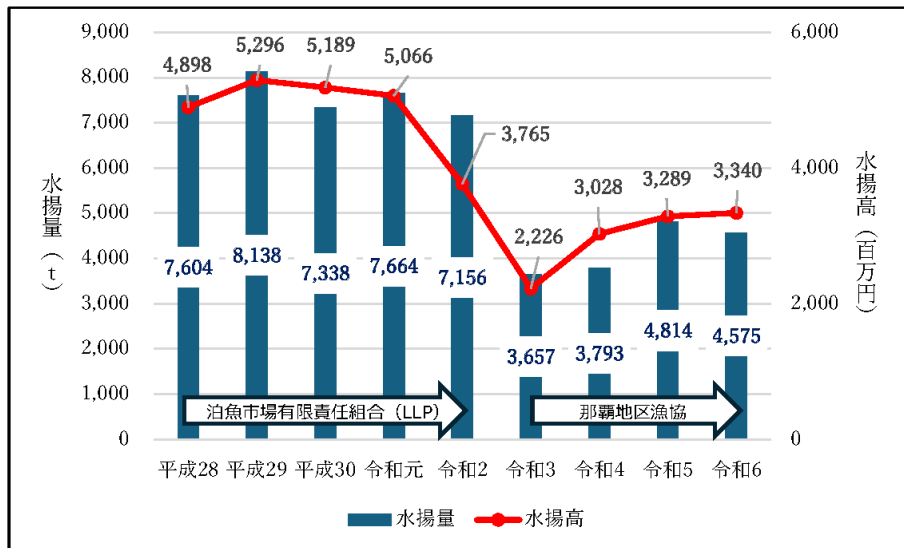
(3) 各漁業協同組合における水揚量と水揚高

i) 那覇地区漁業協同組合

那覇地区漁業協同組合は、泊漁港を拠点に泊魚市場を運営している。同市場の水揚量及び水揚高は、同組合の所属漁業者による水揚げに加え、他の漁業協同組合が同市場へ出品した水産物も含まれている点に留意する必要がある。図表 4-2-4 のとおり、近年の水揚量と水揚高は概ね相関関係を保ちながら推移しているが、令和 2 年度には水揚高が大きく減少している。これは新型コロナによる影響による需要の落ち込みが主な要因である。

また、令和 3 年度には水揚量が大幅に減少しているが、これはコロナ禍の影響に加え、沖縄県漁業協同組合連合会と同組合により運営されていた泊魚市場有限責任組合 (LLP) が令和 2 年度末に解散し、令和 3 年度以降の統計が那覇地区漁業協同組合単独の集計へ移行したことによるものである。このため、過去の数値と単純比較することはできないが、近年は水産物需要の回復に伴い、水揚量・水揚高ともに持ち直しの傾向にあると考えられる。

図表 4-2-4 那覇地区漁業協同組合の報告による水揚量と水揚高



資料：那覇地区漁業協同組合報告書 (年度)

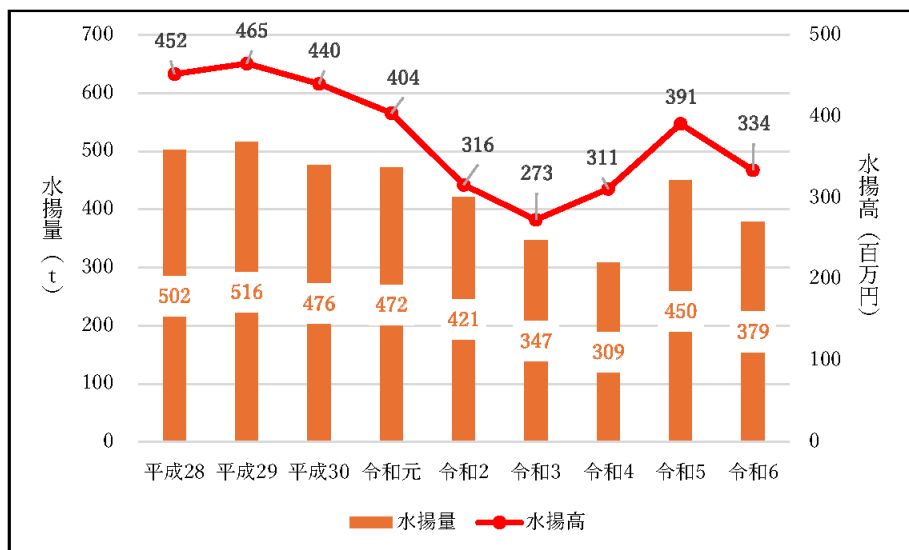
注1：泊魚市場有限責任組合 (LLP) は令和 3 年 3 月 31 日に解散し、その後令和 4 年 10 月に、沖縄県漁業協同組合連合会のセリ市場が糸満市の沖縄県水産公社地方卸売市場 (愛称：イマイユ市場) へと移転。

ii) 那覇市沿岸漁業協同組合

那覇市沿岸漁業協同組合は、安謝船だまりを拠点に同拠点内のセリ市場を運営している。同組合が公表する水揚量及び水揚高は、水揚げが行われた場所を基準とする「属地集計」によるものである。ただし、安謝船だまりで水揚げされた水産物を同組合が買い取った後、他のセリ市場に出品した分も含まれている点に留意する必要がある。

この中には、泊魚市場へ出品された水産物も含まれる。水揚高は令和2年度に大きく減少しており、これは新型コロナの影響による需要減少が主な要因である。その後、水揚量も一時的に減少傾向となったが、令和4年度頃から回復の兆しが見られ、現在はコロナ禍による需要喪失から回復過程にあると考えられる。

図表 4-2-5 那覇市沿岸漁業協同組合の報告による水揚量と水揚高



資料：那覇市沿岸漁業協同組合報告書（年度）

注1：「属地統計（集計）」とは、漁業生産（水揚げ）が行われた場所を基準に集計したものであり、一方「属人統計（集計）」とは、漁業経営体の所在地を基準に漁獲量等を集計したものをいう。

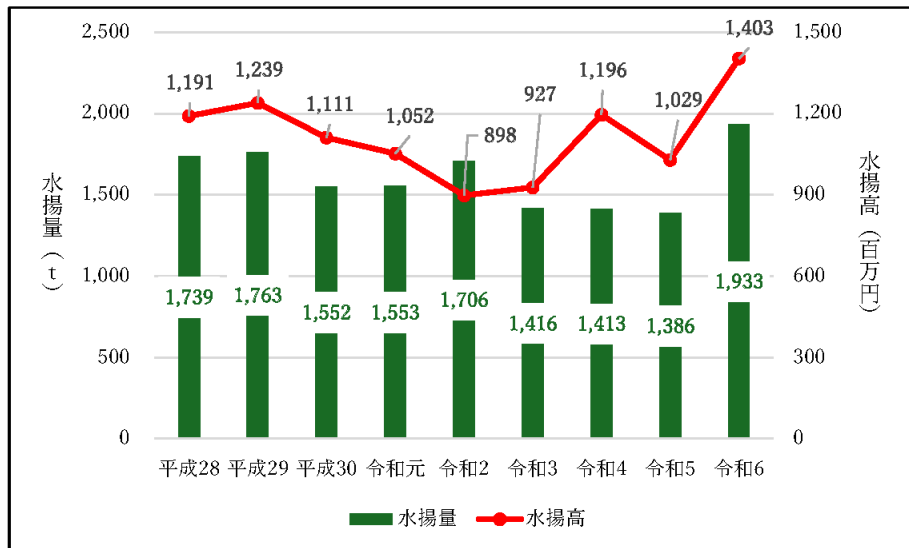
iii) 沖縄県近海鮪漁業協同組合

沖縄県近海鮪漁業協同組合は、泊漁港を拠点とする漁業協同組合であり、報告される水揚量及び水揚高は、水揚げが行われた場所を基準とする「属地集計」により整理されている。集計方法は那覇市沿岸漁業協同組合と同様であるが、本組合では組合員が泊漁港で水揚げした水産物を一旦すべて同組合が買い取り、その後、泊魚市場はじめとするセリ市場へ出品される点に特徴がある。

令和 2 年度には水揚量が前年より増加したにもかかわらず、水揚高は大きく減少しており、これは新型コロナによる需要の減少が主な要因と考えられる。その後、水揚量は一時的に減少したものの、水揚高は比較的早期に回復傾向を示し、最新の数値では水揚量・水揚高ともにコロナ禍以前の水準を上回っている。

この背景には、マグロが家庭消費に一定程度支えられたことに加え、国内外の観光需要の回復が影響していると考えられる。

図表 4-2-6 沖縄県近海鮪漁業協同組合の報告による水揚量と水揚高



資料：沖縄県近海鮪漁業協同組合報告書（年度）

注 1：「属地統計（集計）」とは、漁業生産（水揚げ）が行われた場所を基準に集計したものであり、一方「属人統計（集計）」とは、漁業経営体の所在地を基準に漁獲量等を集計したものをいう。

第 5 章 第 3 次那覇市水産業振興基本計画（前計画）における目標値の達成状況

2025 年度（令和 7 年度）が計画期間の最終年度とする第 3 次那覇市水産業振興基本計画（前計画）では、目標像として「地域に活力をもたらす魅力的な『うみ業』のまち」を掲げ、その実現に向けて「漁業生産の安定化と向上」、「水産物の消費拡大」、「水産業の多角的展開と人材確保」の 3 つの柱を設定した。これらの柱のもと、図表 5-1-1 に示す体系に基づき、各種施策を推進してきた。

本章では、目標像の達成度を測る指標として設定した「めざそう値」について、関連する統計データ等を用いて実際の達成状況を算定し、前計画の成果を定量的に評価・検証する。

図表 5-1-1 第 3 次那覇市水産業振興基本計画における施策体系

目 標 像	目標像を支える柱	主要課題	具体的施策
地域に活力をもたらす魅力的な“うみ業”のまち	Ⅰ 漁業生産の安定化と向上	(1)漁業関連施設の環境整備	a)衛生対策設備等の整備
		(2)水産物の安定供給	a)漁業関連設備の新規、リニューアル整備
			b)漁港・漁業施設の整備等
		(3)漁業者支援の充実	a)漁業者融資支援等
			b)漁獲量の増加支援
		Ⅱ 水産物の消費拡大	(1)水産物の消費拡大
	b)地元水産物の消費拡大の取り組み		
	(2)水産物の高付加価値化		c)泊魚市場並びに泊いゆまち一帯の再整備及び計画の作成
			a)水産物の認知向上とブランド化
	Ⅲ 水産業の多角的展開と人材確保	(1)水産業の多角的展開	a)遊漁活動の支援、養殖業の検討
		(2)漁業の担い手・人材の確保	b)観光漁業の推進
			a)人材確保事業の充実等

第 3 次那覇市水産業振興基本計画における「めざそう値」
那覇市漁業生産額を 2025 年度までに 4,500 百万円に引き上げる

この「めざそう値」を検証するにあたり参照する主な統計は、「海面漁業生産統計調査」である。ただし同統計では、市町村別の漁業生産額が平成 19 年以降、生産量が令和元年以降それぞれ非公表となっている点に留意する必要がある。このため、前計画期間における本市の漁業生産額については、沖縄県の統計値を基に推計して整理する。

図表 5-1-2 前計画期間における沖縄県と本市の漁業生産額及び生産量

対象年		対象地域	①海面漁業生産額 (百万円)	②海面漁業生産量 (t)
第 3 次 計 画 期 間	平成 28 年 (2016 年)	那覇市	非公表	5,516
		沖縄県	12,163	16,158
	平成 29 年 (2017 年)	那覇市	非公表	6,186
		沖縄県	12,371	15,954
	平成 30 年 (2018 年)	那覇市	非公表	5,788
		沖縄県	12,746	15,555
	令和元年 (2019 年)	那覇市	非公表	非公表
		沖縄県	11,900	15,685
	令和 2 年 (2020 年)	那覇市	非公表	非公表
		沖縄県	9,410	12,928
	令和 3 年 (2021 年)	那覇市	非公表	非公表
		沖縄県	9,918	14,936
	令和 4 年 (2022 年)	那覇市	非公表	非公表
		沖縄県	10,021	10,689
	令和 5 年 (2023 年)	那覇市	非公表	非公表
		沖縄県	11,027	12,418
	令和 6 年 (2024 年)	那覇市	非公表	非公表
		沖縄県	現時点では未公表 (今後公表予定)	
令和 7 年 (2025 年)	那覇市	非公表	非公表	
	沖縄県	現時点では未公表 (今後公表予定)		

参照：海面漁業生産統計調査

図表 5-1-2 に基づき、本市の生産量が沖縄県全体に占める割合を算出すると、平成 28 年 34%、平成 29 年 39%、平成 30 年 37%となる。これらの実績値に加え、沖縄県漁業協同組合連合会と那覇地区漁業協同組合が運営していた泊魚市場有限責任組合（LLP）が令和 3 年 3 月末に解散したことに伴う統計上の数値の変化を考慮し、本市の生産量が沖縄県全体に占める割合を、令和元年及び令和 2 年は平成 30 年と同等の 37%、集計対象が変更となった令和 3 年以降については、本計画 37 頁 図表 4-1-8 で示した直近 3 年間の平均値である 24%を採用することで、それぞれの期間における推計値を算出した。

図表 5-1-3 前計画期間における沖縄県と本市の漁業生産額及び生産量

対象年	対象地域	①海面漁業生産額 (百万円)	②海面漁業生産量 (t)	③那覇市生産量 対沖縄県比	
第 3 次 計 画 期 間	平成 28 年 (2016 年)	那覇市	非公表	5,516	34%
		沖縄県	12,163	16,158	—
	平成 29 年 (2017 年)	那覇市	非公表	6,186	39%
		沖縄県	12,371	15,954	—
	平成 30 年 (2018 年)	那覇市	非公表	5,788	37%
		沖縄県	12,746	15,555	—
	令和元年 (2019 年)	那覇市	非公表	5,836	37% (仮定)
		沖縄県	11,900	15,685	—
	令和 2 年 (2020 年)	那覇市	非公表	4,810	37% (仮定)
		沖縄県	9,410	12,928	—
	令和 3 年 (2021 年)	那覇市	非公表	3,659	24% (仮定)
		沖縄県	9,918	14,936	—
	令和 4 年 (2022 年)	那覇市	非公表	2,619	24% (仮定)
		沖縄県	10,021	10,689	—
令和 5 年 (2023 年)	那覇市	非公表	3,042	24% (仮定)	
	沖縄県	11,027	12,418	—	
令和 6 年 (2024 年)	那覇市	非公表	非公表	—	
	沖縄県	現時点では未公表 (今後公表予定)		—	
令和 7 年 (2025 年)	那覇市	非公表	非公表	—	
	沖縄県	現時点では未公表 (今後公表予定)		—	

参照：海面漁業生産統計調査

注 1：太文字の箇所は推計値。本市の生産量が沖縄県全体に占める割合を、令和元年及び令和 2 年は平成 30 年と同等の 37%、令和 3 年以降は水産庁「水産物流通調査」に基づく直近 3 年間（37 頁参照）の平均値 24%と仮定。

次に、沖縄県の各年における①海面漁業生産額を②海面漁業生産量で除し、「1トンあたりの海面漁業生産額」を算出する。ここでは具体的な算出結果を省略するが、沖縄県と本市の「1トンあたりの海面漁業生産額」が同水準であると仮定することで、本市の海面漁業生産額を推計することが可能となる。

図表 5-1-4 前計画期間における沖縄県と本市の漁業生産額及び生産量

対象年	対象地域	①海面漁業生産額 (百万円)	②海面漁業生産量 (t)	③那覇市生産量 対沖縄県比	
第 3 次 計 画 期 間	平成 28 年 (2016 年)	那覇市	4,152	5,516	34%
		沖縄県	12,163	16,158	—
	平成 29 年 (2017 年)	那覇市	4,796	6,186	39%
		沖縄県	12,371	15,954	—
	平成 30 年 (2018 年)	那覇市	4,742	5,788	37%
		沖縄県	12,746	15,555	—
	令和元年 (2019 年)	那覇市	4,427	5,836	37% (仮定)
		沖縄県	11,900	15,685	—
	令和 2 年 (2020 年)	那覇市	3,501	4,810	37% (仮定)
		沖縄県	9,410	12,928	—
	令和 3 年 (2021 年)	那覇市	2,429	3,659	24% (仮定)
		沖縄県	9,918	14,936	—
	令和 4 年 (2022 年)	那覇市	2,455	2,619	24% (仮定)
		沖縄県	10,021	10,689	—
令和 5 年 (2023 年)	那覇市	2,701	3,042	24% (仮定)	
	沖縄県	11,027	12,418	—	
令和 6 年 (2024 年)	那覇市	非公表	非公表	—	
	沖縄県	現時点では未公表 (今後公表予定)		—	
令和 7 年 (2025 年)	那覇市	非公表	非公表	—	
	沖縄県	現時点では未公表 (今後公表予定)		—	

参照：海面漁業生産統計調査

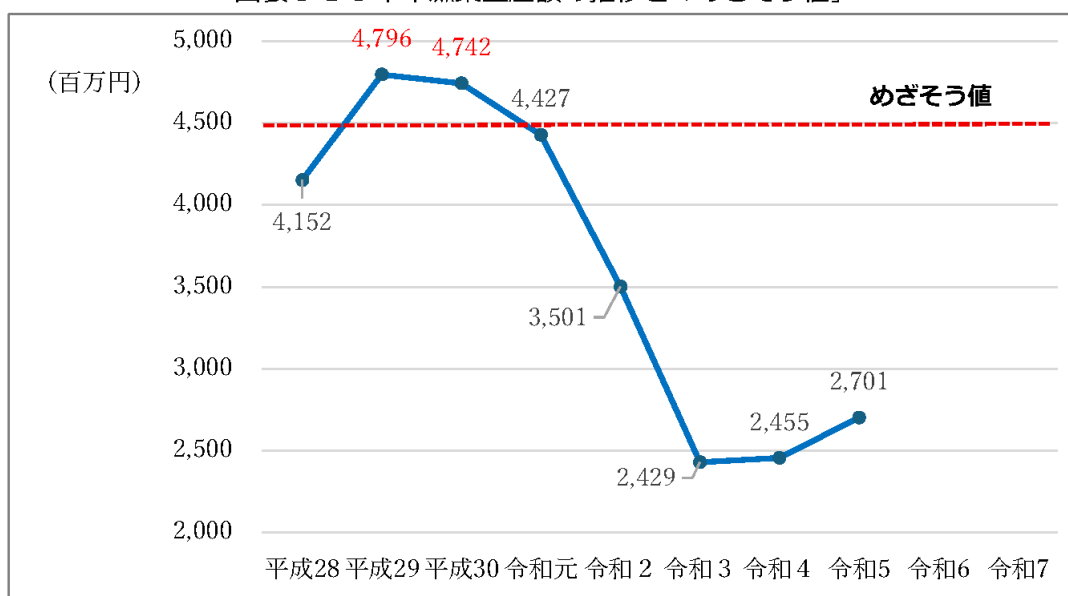
注 1：太文字の箇所は推計値。本市の生産量が沖縄県全体に占める割合を、令和元年及び令和 2 年は平成 30 年と同等の 37%、令和 3 年以降は水産庁「水産物流通調査」に基づく直近 3 年間 (37 頁参照) の平均値 24%と仮定。

※ 過去の海面漁業生産統計調査の結果からは、「1トンあたりの海面漁業生産額」は沖縄県全体より那覇市が高い結果となっていたが、その差は数% (10%以内) であったことからここでは同等とした。

以上を踏まえ、前計画期間における本市漁業生産額の推移を整理したものが図表 5-1-5 である。なお、本分析ではいくつかの仮定と推計を用い算定を行っているが、その最大の要因は、参照統計である農林水産省の「海面漁業生産統計調査」において、令和元年以降、市町村別の海面漁業生産量が公表されなくなったことにある。

「めざそう値」を達成したのは平成 29 年及び平成 30 年の 2 年間のみであり、それ以降は未達成となった。しかし、この期間には新型コロナの影響による水産物需要の大幅な落ち込みや、令和 4 年 10 月の沖縄県漁業協同組合連合会のセリ市場移転など、本市の漁業生産額に大きく影響する外的要因が存在した。これらを踏まえると、本結果のみをもって前計画の成果を評価・検証することは困難であると考えられる。

図表 5-1-5 本市漁業生産額の推移と「めざそう値」



第 6 章 市民アンケート・関係者ヒアリング

1. 本市水産業の現状把握及び課題抽出を目的とした市民アンケート等

令和 6 年度に作成された「第 4 次那覇市水産業振興基本計画策定業務 -基礎調査報告書・基本計画骨子-」では、本市水産業の現状把握と課題の抽出を目的として、市民（消費者）アンケート調査をはじめ、流通事業者アンケート、漁業協同組合・漁業者へのヒアリング、実需者（飲食店・宿泊事業者・量販店）へのヒアリングを実施した。以下では、これら調査結果の主な内容を抜粋して整理する。

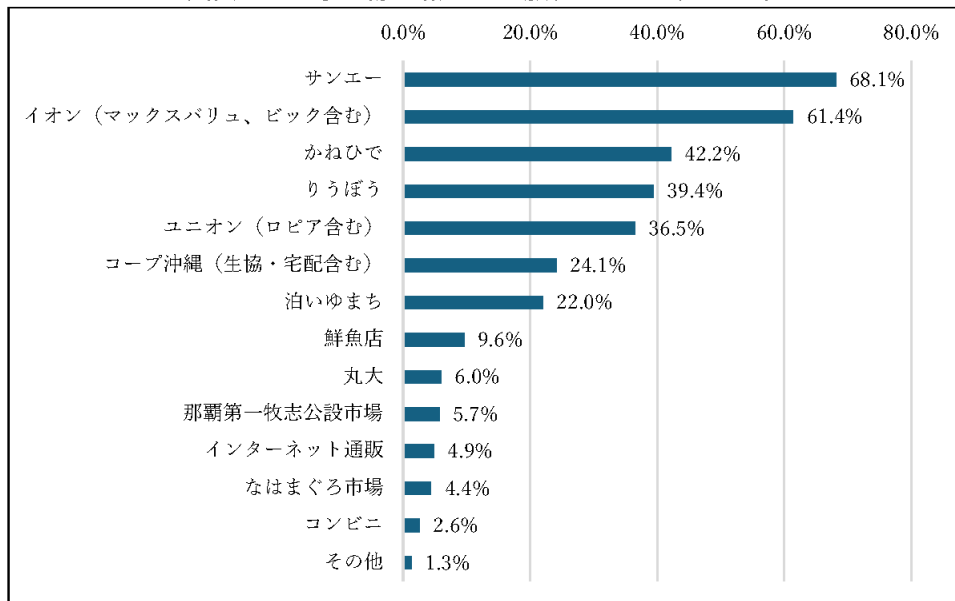
(1) 市民アンケート

ア. 水産物の購入・消費について

i) 水産物を購入する場所

- ・「泊いゆまち」(22.0%)
- ・「なはまぐる市場」(4.4%)

図表 6-1-1 水産物を購入する場所について (n=386)



ii) 水産物をほとんど購入しない理由

- ・「調理方法がわからない」(37.5%)
- ・「水産物が好きではない」(29.2%)
- ・「下処理や調理が面倒」(25.0%)
- ・「生ごみが出る」(20.8%)

- ・「生臭さがある」（16.7%）
- ・「値段が高い」（12.5%）
- ・「冷凍できないなど保管が難しい」（8.3%）

iii) どのようにすれば水産物を購入・消費してみようと思うか

- ・「調理の手間がかからない商品を販売する」（70.8%）
- ・「冷凍できる商品を販売する」（29.2%）
- ・「生ごみの出ない商品を販売する」（25.0%）
- ・「下処理の必要をなくす」（20.8%）
- ・「生臭さのない加工品などを販売する」（20.8%）
- ・「調理方法を周知する」（16.7%）

イ. 那覇市水産物の認知度と表示について

i) 那覇市の水産物を購入・消費したことがない理由

- ・「那覇市産にこだわりのない（産地で水産物を判断しない）」（42.2%）
- ・「店頭やメニューに『那覇市産』の表示がない」（33.7%）
- ・「スーパーや売り場で見たことが無い」（30.1%）
- ・「他産地に比べて値段が高い」（12.0%）

ii) 那覇市産を優先的に購入・消費しない理由

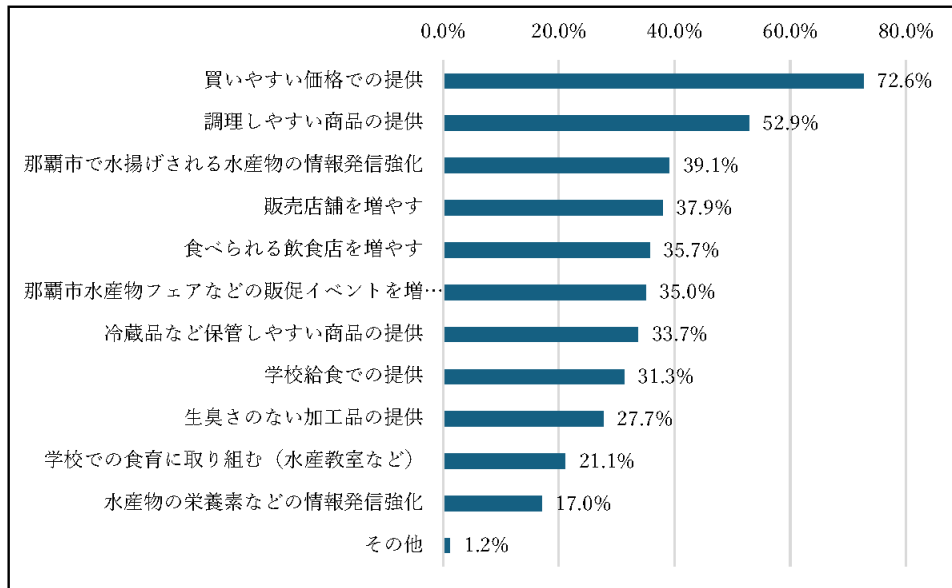
- ・「そもそも那覇市の水産物がわからないから」（44.0%）
- ・「産地は問わず水産物を購入しているから」（38.5%）
- ・「商品に那覇市産がわかる記載が少ないから」（18.3%）
- ・「水産物が好きではないから（食べられないから）」（11.0%）
- ・「農産物とは違い生産者（漁業者）の情報が少ないから」（6.4%）

ウ. 水産物の供給と情報発信について

i) 那覇市の水産物を普及・流通させるために必要なこと

- ・「買いやすい価格での提供」（72.6%）
- ・「調理しやすい商品の提供」（52.9%）
- ・「那覇市で水揚げされる水産物の情報発信の強化」（39.1%）

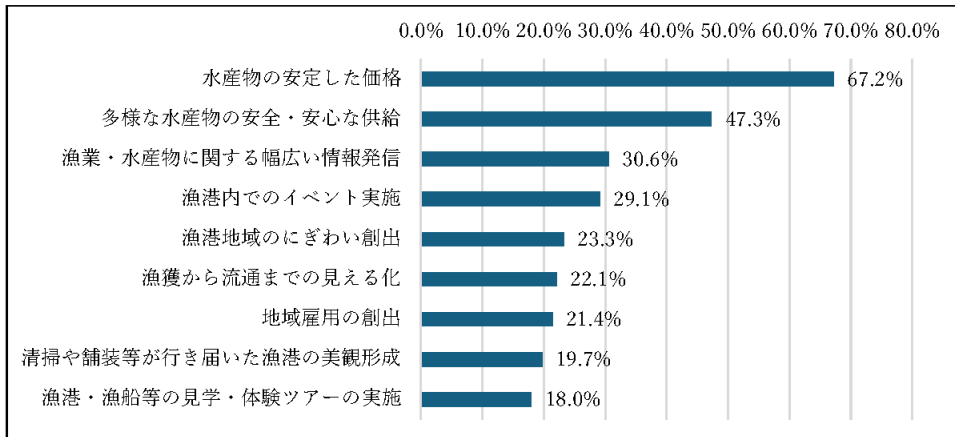
図表 6-1-2 那覇市の水産物を普及・流通させるために必要なこと (n=412)



ii) 那覇市の水産業に期待すること

- ・「水産物の安定した価格」(67.2%)
- ・「多様な水産物の安全・安心な供給」(47.3%)
- ・「漁業・水産物に関する幅広い情報発信」(30.6%)
- ・「漁港内でのイベント実施」(29.1%)
- ・「漁港地域のにぎわいの創出」(23.3%)
- ・「漁獲から流通までの見える化」(22.1%)

図表 6-1-3 那覇市の水産業に期待すること (n=412)

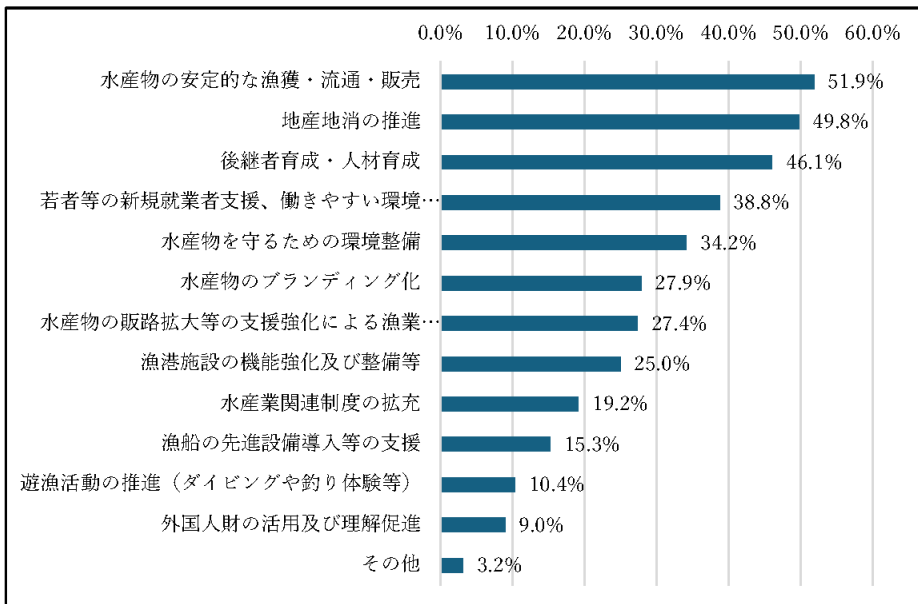


工. 水産業の振興・発展について

i) 那覇市の水産業の振興・発展に必要なこと

- ・「水産物の安定的な漁獲・流通・販売」(51.9%)
- ・「地産地消の推進」(49.8%)
- ・「後継者育成・人材育成」(46.1%)
- ・「若者等の新規就業者支援、働きやすい環境整備」(38.8%)
- ・「水産物を守るための環境整備(藻場の育成等)」(34.2%)
- ・「水産物のブランディング化」(27.9%)

図表 6-1-4 那覇市の水産業の振興・発展に必要なこと (n=412)

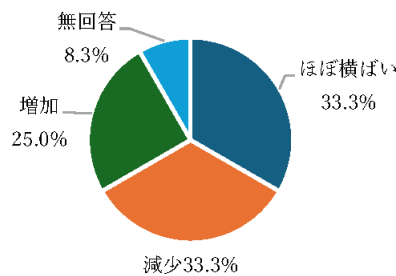


(2) 流通事業者アンケート

ア. 仕入れ量と流通について

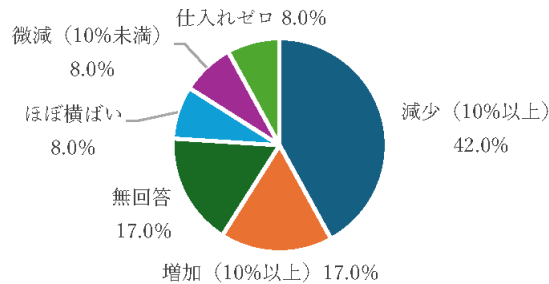
i) 泊魚市場からの仕入れ量は、沖縄県漁業協同組合連合会が令和 4 年 10 月に糸満へ市場移転する前と比較して、「ほぼ横ばい」と「減少」がそれぞれ 33.3%であった。減少理由としては、糸満市場への流通分散や消費者の魚離れが挙げられた。

図表 6-1-5 県漁連の移転前と比較した泊魚市場からの仕入れ量の変化 (n=12)



ii) 那覇市沿岸漁業協同組合のセリ市場からの仕入れ量は、10 年前と比較して「減少」となり、その主な理由として水揚量の減少が指摘された。

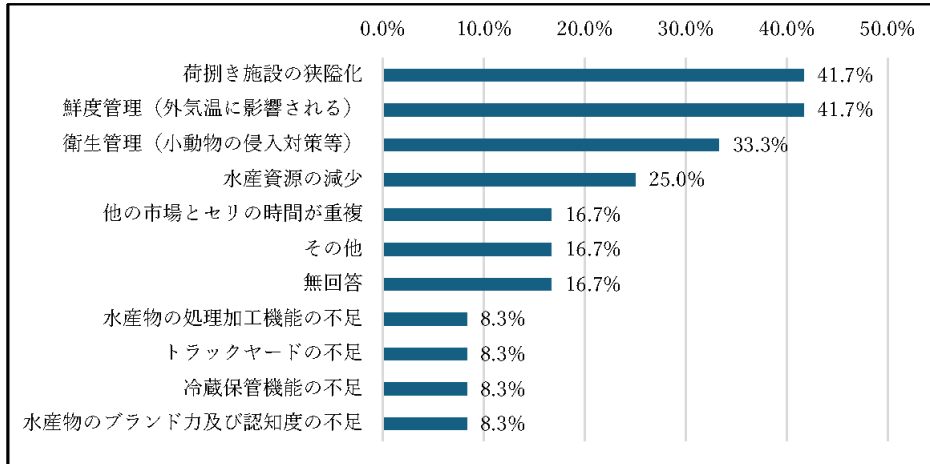
図表 6-1-6 10 年前と比較した沿岸漁協セリ市場からの仕入れ量の変化 (n=12)



イ. 市場施設と衛生管理について

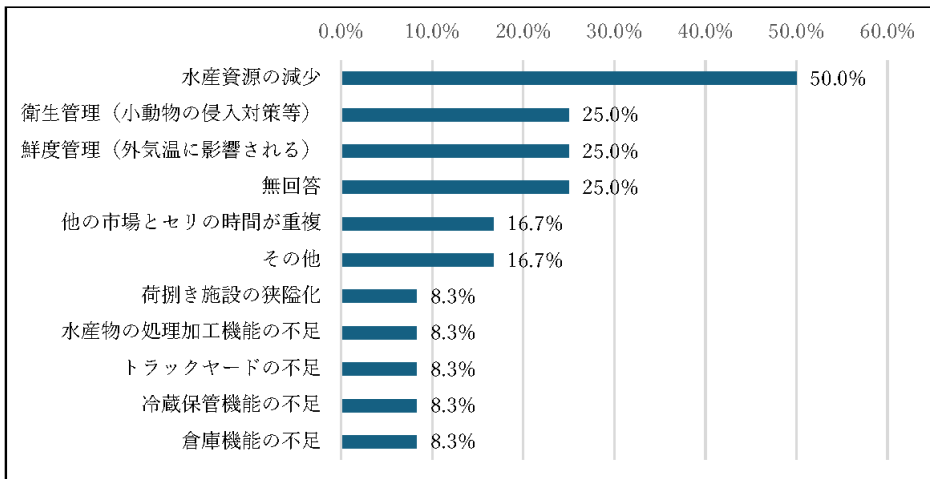
i) 泊魚市場における仕入れ・流通上の問題点として、「荷捌き施設の狭隘化」と「鮮度管理 (外気温に影響される)」がそれぞれ 41.7%、「衛生管理 (小動物の侵入対策等)」が 33.3%であった。

図表 6-1-6 泊魚市場からの仕入れ・流通の問題点について (n=12)



ii) 沿岸漁協セリ市場では、「水産資源の減少」が約 50%と最も多く、次いで「衛生管理 (小動物の侵入対策等)」及び「鮮度管理 (外気温に影響される)」がそれぞれ 25.0%であった。

図表 6-1-7 沿岸漁協セリ市場からの仕入れ・流通の問題点について (n=12)



ウ. 経営と人材について

- i) 経営課題としては、「従業員の確保」と「後継育成等の人材育成」がそれぞれ 25.0%で最も多く、次いで「運転資金繰り」、「設備投資にかかる資金確保」、「冷蔵保管機能の充実」、「物価高騰への対応」が各 16.7%であった。
- ii) 6次産業化の取組については「取り組んでいない」が 41.7%で最も多く、「取り組んでいる」と「興味はある」はそれぞれ 8%であった。なお、無回答は 42%であった。

エ. その他

- i) 水産物の主な流通先は自社店舗が中心であり、量販店や飲食店、ホテル等への卸売は一部にとどまる結果となった。

(3) 漁業協同組合・漁業者ヒアリング

ア. 漁船・設備

- i) 漁船設備（GPS、魚群探知機、レーダー、AIS 等）の導入には那覇市の補助制度が活用されているが、これらの機器は概ね 5～6 年で更新が必要となり、その後の更新費用は自己負担となる。
- ii) 水中スクーターや GPS ブイなど、一部の機材は補助対象外となっている。
- iii) 作業員や後継者の不足が慢性化しており、機関長など長期的な育成を要する職種では特に人材確保が困難であるため、人材の確保・定着に向けた仕組みづくりが求められている。

イ. 漁港・水揚げ作業

- i) 泊漁港では、マグロ等の大量水揚げ時にユニック 2 台による作業が順番待ちとなり、10 トンの水揚げに 1.5～2 時間を要するなど作業の滞留が発生している。
- ii) 沿岸漁港のホイストクレーンは水面との距離が近く、近年増加している大型船では使用が難しい
- iii) 1 日の水揚げ量に制限があるため、上限に達した場合は翌日に持ち越され、鮮度低下の要因となっている。
- iv) 泊漁港におけるマグロの取引単価が糸満の市場と比較して低く、鮮度管理等の面で課題が指摘されている。

ウ. 漁港環境・施設整備

- i) 排水路の整備不足により、浄化槽処理水が詰まる事例が発生している。
- ii) 廃船や放置船、不法投棄が多く、係留スペースを圧迫している。
- iii) 係留時に使用できる電源設備がないためエンジンを稼働させる必要があり、機関故障の一因となっている。
- iv) 港湾面積の拡充、製氷機の修繕、整備ドックへの屋根設置、船台の増設などの施設整備が求められている。
- v) 壺川漁港では船揚場の漁具倉庫の修繕や、漁港移転に関する要望が挙げられた。

エ. その他の課題

- i) 釣り針、テグス、おもり等の漁具や計器類、燃料費の価格が高騰している。
- ii) 資源管理ルールの見直し（例：オニジャコガイのサイズ規制）が求められている。
- iii) 防波堤での釣り人や遊漁船の影響により魚獲量の減少（特にアカジン）が懸念されており、遊漁船への一定の規制を求める声がある。
- iv) 不発弾処理や那覇空港、13号防波堤の影響による漁場環境の変化が指摘されている。
- v) パヤオ（浮魚礁）の設置数不足が課題となっている。
- vi) 高齢化を踏まえた持続可能な漁業のあり方として、放流事業、養殖技術の研修、加工事業に向けた HACCP 研修、加工業者の誘致、仲買人向け冷凍庫の整備などが提案された。

(4) 実需者（飲食店・宿泊事業者・量販店）ヒアリング

ア. 那覇市水産物の品質及び仕入れに関する意見

- i) 夏場は那覇で仕入れた水産物の劣化が早いとの声があり、高度衛生管理の導入が必要ではないかとの指摘があった。
- ii) 沖縄の水産物については、県外市場（豊洲市場など）と比較すると、魚獲時の締め方や流通過程における温度管理等が十分でない場合があるとの意見があった。
- iii) 活〆処理が行われていない魚が多いとの印象を持つ事業者も見られた。
- iv) 県漁連市場の糸満移転により、仕入れ先が分散し、仲買人や小売業者にとって仕入れ業務が煩雑になったとの意見があった。
- v) 那覇市産水産物の品質自体は悪くないとの評価もあるものの、仲買人が泊と糸満市場の両方から仕入れているため、店舗側ではどちらの漁港のマグ

口であるか区別がつきにくく、品質差の判断が難しいとの声があった。

- vi) 那覇市産や泊漁港などの産地表示については、納品・管理面でハンドリングが煩雑となり、事業者側の手間が増えるため対応が難しいとの意見があった。
- vii) 那覇市には水産加工業者やストック機能が十分に整っておらず、安定供給が難しいため、日によってメニュー変更が必要となることが仕入れの障壁となっているとの指摘があった。
- viii) 糸満の市場と泊魚市場でセリ時間が同一であるため、人手不足の仲買事業者にとって両市場への対応が困難になっているとの意見があった。

イ. 水揚げ情報及び流通ルートに関する意見

- i) 過去の船買いを行った経験において、漁業者が提示した価格がセリ価格を下回った場合に、他の市場へ流通するケースがあり、取引における信頼関係の構築が難しかったとの意見があった。
- ii) 「なはまぐろ」を仕入れるための明確な流通ルートが確立されていないとの指摘があった。

ウ. 消費者への提供方法及びブランド化に関する意見

- i) インバウンド観光客は「なはまぐろ」単体への関心が高いとは言えず、日本の水産物全体や、ホタテ、イクラなど那覇市産以外の人気食材を求める傾向があるとの意見があった。
- ii) 飲食店としては、調理工程の負担を軽減する観点から、インスタ加工を必要としない干物や汁物用の加工品などへの需要があるとの意見があった。
- iii) 「なはまぐろ」のブランディング化及び差別化が必要であり、現状では「なはまぐろ」そのものに高い付加価値を感じにくいとの指摘があった。
- iv) 「那覇の水産物は良い」という認識を広めるためには、漁港名や漁船名を前面に出した情報発信を行い、ブランドイメージを形成しながら価格を維持していくことが重要との意見があった。

2. 具体的施策の実現に向けた関係者ヒアリング

那覇市水産業の現状把握と課題抽出を目的として実施した前年度調査の結果を踏まえ、本年度は、抽出された課題の解決につながる具体的施策の検討を目的として関係者ヒアリングを実施した。本調査では、漁業協同組合、卸・流通・加工業者、観光関連事業者に加え、学校給食関係者、ICT・DX・スマート水産業、HACCP等の高度衛生管理に関する専門的な知見を有する識者など、多様な関係者から幅広く意見を収集した。特に、施策の優先順位や期待される効果、実施に伴う課題（資金・人材・技術等）についての実務的な視点から意見を整理し、計画に盛り込む施策の実現可能性と実効性を高めるとともに、各ステークホルダーの役割を整理するための基礎情報とした。以下は、本調査結果のうち、施策の方向性検討に資する主な意見を抜粋したものである。

(1) 漁業協同組合

ヒアリング対象者	那覇地区漁業協同組合
ヒアリング概要	<p>1. 漁業者に対する経営指導について 新規就業者の中には、将来的な経営（収支バランス）を十分に考慮しないまま、性能の高い船舶や設備を購入するケースが見られ、その結果維持管理の負担が大きくなり、後に漁協へ経営相談に訪れる例もある。これを踏まえ座学形式で、漁業の基礎的知識や資金計画等を学ぶ機会があると良いとの意見があった。</p> <p>2. 加工事業について 同組合は、漁業活動に専念しつつ、セリ市場の衛生管理体制向上に取り組むことが重要であり、それが消費者から信頼向上につながる。また、過去の経験から生産者による加工事業の難しさを認識しており、加工事業は加工業者や小売業者が担う方が望ましい。こうした考えのもと同組合では「なはまぐろ市場」を整備し、その運営を泊魚市場買受人協同組合に委ねている。</p> <p>3. 学校給食における地魚の活用について 過去にマグロの未利用部位（内臓や胃袋）の学校給食への提供を検討したが、漁協側で加工工程まで対応する必要があり実現には至らなかった。給食への食材提供は、単価の制約（1食あたり 350 円程度）、加工</p>

	<p>体制、安定供給、アレルギー対応など、複数の課題がある。なお、原料がマグロであれば供給量の確保は可能であり安定供給の面では問題ないとの意見もあった。</p> <p>4. 養殖事業について</p> <p>現在、試験的にアーサの養殖が行われているが、海上養殖、陸上養殖の適地が限られており、事業化に向けたハードルは高い。一方で、場所の課題はあるがマグロ漁で使用する生餌を養殖によって大量に安価に生産できないか。これが実現すれば漁協が主体となって取り組むことで、漁業活動に必要な餌資源の安定確保につながる可能性があるとの意見があった。</p> <p>5. 資源保全の取組について</p> <p>現在、アーサの養殖や種苗放流、産卵床の設置などの取組を行っている。一方で、ブルーカーボンの取組については、同組合ではマグロ漁が主であることから、現時点では取組の実施は難しい。また、水産エコラベル（MSC 認証）についても、泊漁港の現状では難しく、まずは HACCP 対応の市場施設整備など、衛生管理体制の強化を優先する必要があるとの認識が示された。</p> <p>6. DX の導入について</p> <p>DX は、どのシステムが漁業現場にとって有益であるのか明確なイメージがない。現在の業務運営に支障が生じていないこともあり、DX 導入によりどのようなメリットが得られるのか事例紹介等を通じて理解を深める必要があるとの考えが示された。</p> <p>7. 担い手の確保について</p> <p>市内小学校での水産教室実施のほか、高校での就職説明会の実施、県主催の就業フェアへ参加している。今後も3漁業組合が連携した就業フェアの開催は有効であり、また、就業に関する情報発信の増も重要であ</p>
--	--

	り、機会は多いほど良いとの認識が示された。
ヒアリング対象者	那覇市沿岸漁業協同組合
ヒアリング概要	<p>1. 担い手の確保について</p> <p>那覇市でもパンフレット作成による担い手確保の取組が行われているが、今後はより多様な媒体を活用した情報発信が必要である。YouTube などの動画媒体を活用することで、再生数だけでなく視聴者の年代層などの詳細なデータ（リーチ）が把握でき、今後の担い手確保策検討の参考になる。また、就業フェアについては、より多くの来場者が見込まれる場所（祭り会場など）で開催することも有効との意見があった。</p> <p>2. 資源保全の取組について</p> <p>ミーバイやアカジンなどの高級魚について、サイズ規制を守らない遊漁船が一部に見られるとの指摘があった。こうした状況により、沿岸域の魚種が年々減少しているように感じられるとの声もある。漁協として遊漁船に対する指導は行っているものの、漁協単独での対応には限界があり、関係機関と連携した取組が必要であるとの意見があった。</p> <p>3. 遊漁との兼業について</p> <p>同組合では他の漁協と異なり、漁業と遊漁を兼業している船舶が 10 隻程度あるとのことであった。</p> <p>4. 漁業者に対する経営指導について</p> <p>組合員が約 100 名いる中で、経営に関する知識が十分でない組合員も見られる。漁業者の経営感覚を養う観点から、経営に関する基礎知識や資金計画などを学ぶ機会があると望ましいとの意見があった。</p> <p>5. 加工事業について</p> <p>コンテナ型の加工施設を保有しており、そこで加工した水産物を漁協が主催するイベント（えんがん朝市）</p>

	<p>において販売している。</p> <p>6. 施設の現状について</p> <p>荷捌き施設は老朽化が進み、HACCP 対応の衛生管理体制整備が困難な状況にある。製氷機は耐用年数を経過し稼働しておらず、現在はコンテナ型冷凍庫の設置や、那覇地区漁業協同組合からの氷の提供で対応している。しかし十分ではなく、組合員の中には氷不足が理由で出漁できない日もある状況とのこと。</p> <p>7. 漁協とマリン事業の関わりについて</p> <p>観光客から釣り体験に関する問い合わせを受けた際は、遊漁を行っている組合員を案内している。こうした運営方法については現在も模索している段階である。今後は、恩納村の事例のように、ツアーの創出や販売は観光事業者が担い、漁協は漁場までの運搬（運航）を担うといった役割分担のスキームが構築できればとの意見があった。</p> <p>8. 養殖事業について</p> <p>試験的に、シラヒゲウニ、ヒメジャコ、ノコギリガザミの陸上養殖に取り組んでいる。しかし、本格的に事業化する場合には、陸上・海上いずれにおいても養殖を行うための適地の確保が課題となっている。また、現在実施している試験養殖についても活動資金が十分とは言えず、漁協単独で養殖事業を展開することには大きな困難があるとの認識が示された。</p> <p>9. DX の導入について</p> <p>DX の導入に関しては、一部の組合員が衛星通信を利用した海上インターネットサービス(スターリンク)を利用している程度である。一方で、漁業活動だけでなく、漁協の組織運営においても DX の必要性は感じている。まずは漁協自身が DX に取り組むことで、組合員への普及・展開が進むのではないかとの認識が示</p>
--	--

	された。また、DX に関する情報や具体的な事例を知る機会があると助かるとの意見があった。
--	--

ヒアリング対象者	沖縄県近海鮪漁業協同組合
ヒアリング概要	<p>1. 施設の現状について</p> <p>岸壁沿いに給電や給水設備を整備することで、停泊中の漁船がエンジン稼働に頼らず電力を確保できるようにする必要がある。また、外国人を含む乗組員のための休憩施設整備を求める声がある。さらに、放置艇については、陸上の船舶だけでなく、岸壁に長期間係留されている船舶が存在すると漁協は認識しており、長期係留中の 6 隻は稼働していない状態にある。</p> <p>2. 資源保全の取組について</p> <p>同組合は漁業権を有していないため、ブルーカーボンの取組として直接的に海藻類を増殖させるなどの活動は難しい状況にある。そのため、漁船の CO2 排出量の削減など、省エネルギー化による環境負荷低減が主な取組手段となるが、これには多額の費用を要するとの課題がある。</p> <p>3. 加工事業について</p> <p>過去にツナ缶の試験製造に取り組んだことがあるが、費用対効果の面から事業化には至らなかった経緯がある。那覇では生マグロの流通が強みであることから、加工事業に取り組むことの是非については慎重な検討が必要であるとの意見があった。</p> <p>4. 学校給食における地魚の利用について</p> <p>過去に、日数が経過した生食用ではないマグロを学校給食に活用できないかという検討が行われたことがある。しかし、1 食あたりの単価が限られていることに加え、加工費などを考慮すると費用面で折り合いがつかなかった。学校給食における「なはまぐろ」の利用促進には、補助制度などにより一部費用を補填でき</p>

	<p>れば可能性があるのではないかとこの意見があった。</p> <p>5. 衛生管理の向上について 泊魚市場における HACCP 対応の必要性は認識しており、これまでに那覇地区漁業協同組合と本土の市場を視察するなど情報収集を行ってきた。今後は将来的な荷捌き施設の建替えも見据えながら、漁業者、市場職員、仲買人など関係者全体が衛生管理の意識を高め、運営面でも対応していく必要があるとの認識が示された。</p> <p>6. DX・トレーサビリティについて DX やトレーサビリティの具体的な取組がイメージできていない。特にトレーサビリティでは、同漁協組合が市場に出荷する段階では情報付与が可能だが、その後加工され柵や刺身になる段階では数量の多さから個別情報の付与が現実的に困難であるとの指摘がある。</p> <p>7. 担い手の確保について 県の主催する就業フェアには毎年参加している。また、那覇市や那覇地区漁業協同組合と連携し、市内小学校を対象とした水産教室も実施している。今後は、高校生に対しても漁業への関心を高める取組を行い、担い手確保につなげていきたいとの意見があった。</p>
--	--

(2) 卸流通事業者

ヒアリング対象者	沖縄鮮魚卸流通協同組合
ヒアリング概要	<p>1. 那覇市産水産物のブランディングについて 那覇市産水産物のブランディングでは、ブランドとして扱うべき水産物の品質基準を明確に設定することが重要である。過去の県内の類似事業では品質基準が曖昧だったため、商品間で品質に差が生じ消費者からクレームを受けた事例がある。その反省を踏まえ独自ブランディングの構築に至った。また、仲買人は漁船</p>

	<p>や漁業者ごとの水産物の品質を把握していることから、水産物のブランディング展開には仲買人が主体的に関与することが重要であるとの意見があった。</p> <p>2. 地魚の需要について</p> <p>観光客の増加に伴い地魚の需要は高まっているが、宿泊施設やレストランでは価格と質の良さを重視する傾向が強い。また、観光客はディナー時にホテルのレストランよりも、価格が比較的安い市中の飲食店を利用する傾向にあることが挙げられた。</p> <p>3. 水産物の加工について</p> <p>マグロは生食としての価値が非常に高く、加工による付加価値向上には限界がある。変色などで生食用に適さない部分を加工品として活用する意義は認められるが、高付加価値化を目的とする加工事業の展開は難しい。また、他の魚種を加工する場合でも付加価値向上の可能性だけでなく、生産量や販売量といったスケールメリットも考慮する必要性の指摘があった。</p> <p>4. 水産エコラベルについて</p> <p>水産エコラベルの取得は商品に高付加価値をもたらす可能性がある。しかし、市内のセリ市場の衛生管理状況は、認証取得基準には達していない。そのため、市場全体の衛生管理向上を段階的に進める必要があるとの意見があった。</p> <p>5. 学校給食における地魚の利用について</p> <p>県内の学校給食には、沖縄県産のマグロを原料にした「まぐろカツ」を供給する事業者が存在している。この「まぐろカツ」は加工用マグロを使用しており、学校給食の単価内で提供が可能である。そのため、学校側が「まぐろカツ」に使用されている沖縄県産マグロについて、子どもたちに積極的に周知・PRすることが重要との意見があった。</p>
--	--

(3) 観光関連事業者

ヒアリング対象者	<p>宿泊事業者</p> <p>※グループホテル合わせ、県内計 8 つのホテルを所有・運営する T 株式会社</p>
ヒアリング概要	<p>1. 仕入れの状況について</p> <p>水産物の仕入れについては、県産・県外産の区分では把握しているものの、那覇市産であるかどうかまでは判別していない。そもそも、仕入れの段階で那覇市産を識別する手段がないのが実情である。仕入れは主に卸業者を通じて行っており、仮に那覇市産の水産物を一定量確保しようとする、漁獲量の変動により品質や数量の安定供給が難しくなるほか、不漁期の対応にも課題が生じる可能性がある。こうしたことから、産地よりも一定水準以上の品質を確保できるかを重視している。なお、マグロの仕入れについては和食と洋食で若干の違いがあり、和食では冷凍マグロを使用せず、仕入れ業者も固定している。一方、洋食ではメニュー決定後にサンプルや価格を比較し、品質と価格の両面から最適な業者を選定している。</p> <p>2. エコラベル認証水産物の仕入れについて</p> <p>インバウンド団体から、エコラベル認証など環境配慮型の一次産品を求められることがある。しかし、県内には該当する水産物が少なく、卸業者のロットの関係もあり、実際の仕入れにつながらないケースが多い。</p> <p>3. 那覇市内の客層について</p> <p>那覇市内のホテル宿泊は、概ね国内約 8 割、インバウンドが約 2 割である。なお、インバウンド比率は北部のホテルで高い傾向にある。那覇市内のホテルレストラン利用者は、約 8 割が地元客、残り 2 割が県外客やインバウンドであり、多くのホテルで同様の傾向が見られる。市内には比較的安価な飲食店が多いため、ホテルでディナー営業を行わない施設も多い。このた</p>

	<p>めレストランでは必ずしも沖縄食材を使用していない。一方、朝食はほぼ 100%観光客（宿泊客）が占めることから、地元食材の活用を図る上では朝食での提供が重要になる。</p> <p>4. 地元水産物の消費拡大について</p> <p>那覇市内のホテルレストランは利用客の約 8 割が地元客であり、地元水産物をそのまま提供しても、日常的に見慣れた食材であるため消費拡大にはつながりにくい。そのため、加工や調理の工夫、解体ショー等のイベント要素を取り入れた提供が有効ではないかとの意見があった。</p> <p>5. なはまぐろのブランディングについて</p> <p>県外客に「なはまぐろ」を提供する場合、その名称自体が優位性を生むかについてはやや疑問がある。県外には知名度や評価の高いマグロ産地が多く、本土ではこれらのマグロが最上位という認識が一般的であるため、ホテルとしては使用しづらい面もある。また、「なはまぐろ」がマグロの種類を限定しない点についても、今後検討の余地があるのではないかと指摘があった。</p> <p>ブランディングを進める場合は、流通に分散させるよりも一定の場所に集約して販売する方法も有効と考えられ、その点では「泊いゆまち」や「なはまぐろ市場」の取組は理にかなっているとの意見があった。</p> <p>6. 加工品について</p> <p>加工品の開発にあたっては、販売先や活用方法など出口を意識することが重要と思う。例えば、ホテルでは売店で販売する加工品を朝食で提供し、味を知ってもらうことで購買につなげる取組を行っている。また、オリジナルのちんすこうを客室に設置し、気に入った宿泊客が売店で購入できる仕組みも設けている。このように、商品の背景や魅力を伝えるストーリーを構築</p>
--	---

	<p>することが重要であり、単に朝食で提供するだけでは販売には結びつきにくい。さらに、持ち帰りやすさを考慮し、小型で単価の高い高品質の商品開発を意識しているとのことであった。</p>
ヒアリング対象者	一般社団法人那覇市観光協会
ヒアリング概要	<p>1. 観光ツアーメニューについて</p> <p>同協会が実施するまち歩き観光プログラム「那覇まちまーい」において、泊地域を対象としたコースとして「ペリー上陸の地 泊を歩く」が提供されている。しかし、泊漁港周辺は観光客に紹介できる見どころが比較的少なく、地域を周遊してもらおうという「那覇まちまーい」の目的からすると、ツアーのニーズは必ずしも高いとは言えない状況にある。また、泊地域は中心市街地からやや離れており、交通アクセスの利便性が十分とは言えないことも、利用が伸びにくい要因の一つと考えられている。</p> <p>さらに、ツアー実施にあたっては、地域店舗の営業時間も課題となっている。例えば、泊漁港周辺の店舗の中には 15 時に閉店する店も多く、ツアーを案内できる時間帯が限定される傾向にある。また、集客が期待される祭事の際には、店舗が臨時休業となるケースもあり、例えば那覇ハーリーのようなイベント時でも、必ずしも観光客の回遊促進につながっていない状況がある。</p> <p>加えて、「那覇まちまーい」のガイドは、観光協会で養成する有償ボランティアで構成されているが、観光客の関心は必ずしもガイドによる解説だけにとどまらない。むしろ、実際に漁業に携わる関係者から直接話を聞くことへの関心が高い可能性が指摘されている。ガイドが事前に知識を習得して案内することには限界があり、現場で働く漁業者だからこそ語ることのできる経験談や裏話といった内容が、観光コンテンツとし</p>

て魅力を高める要素になると考えられる。

なお、水産業をテーマとした新たな観光ツアーの開発自体は可能であるものの、その実現には関係者との調整等を行う窓口が必要となる。これまでそのような調整窓口が十分に整備されていなかったことが、ツアーメニューの開発が進まなかった一因と考えられる。個々の漁業者と個別に調整を行うことは現実的ではないため、例えば漁業協同組合などが観光との連携窓口を担うことができれば、今後のツアー開発や地域資源の活用が進む可能性がある。

2. 泊漁港に求められる機能等について

泊地域を対象とした観光コースのニーズは高い状況ではないものの、施設機能や見せ方を工夫することで、今後、観光需要を高める可能性はあると考えられる。例えば、道の駅いとまんのお魚センターでは、購入した水産物をその場で食べることができるイートインスペースが整備されており、観光客にとって魅力的な施設となっている。このような仕組みは、「泊いゆまち」や「なはまぐる市場」においても導入、拡充を検討する余地があると考えられる。

また、那覇市沿岸漁港（安謝船だまり）内の飲食店にインバウンド観光客が訪れているが、その背景には SNS 上で継続的に話題となったことに加え、訪日客がイメージする「島らしさ」や港町の雰囲気を感じられる点があると考えられる。一方で、泊漁港（泊いゆまち・なままぐる市場）は、SNS を通じた情報発信や、インバウンド向けの案内表示（案内看板やデジタルサイネージ等）が十分とは言えず、観光客を呼び込みたいという意向に対して、情報発信不足の印象がある。今後需要を掘り起こす余地はあるものの、現時点で「地元水産物を食べる場所」として観光客が最初に想起するのは、国際通りに近い牧志公設市場であると考えら

	<p>れる。</p> <p>泊漁港では、水産物を購入しても牧志公設市場のようにその場で調理してもらう仕組みが整っていないため、例えば刺身を購入した場合は自宅へ持ち帰って食べるか、その場で簡易的に食べるかに限られる。そのため、観光客にとっては「泊漁港で食べたい」という動機が生まれにくい状況である。イートインの不足に加え、「この場所で夕日を見ながら食べる」といった特別な体験や滞在価値が十分に演出されていないことも要因の一つと考えられる。</p> <p>これらを踏まえると、泊いゆまち・なはまぐる市場で購入した水産物を、その場で調理して提供する仕組みを整備することで、インバウンド観光客の消費拡大につながる可能性がある。訪日客にとってカニやエビ、ホタテなどは比較的馴染みのある食材であるが、地元で水揚げされる魚介類は必ずしも認知度が高いとは言えない。しかし、現地で実際に水産物を見て、触れて興味を持つことで、「食べてみたい」という意欲が生まれることが期待される。このような体験型の消費を実現している事例の一つが、牧志公設市場であると考えられる。</p> <p>道の駅いとまんでは、水産物が小分けで販売されているケースも見受けられ、これは観光客の「気軽に食べたい」「その土地のものを少しずつ楽しみたい」といったニーズに対応した販売方法であり、観光客の利用促進の要因と考えられる。泊漁港においても、こうした観光客目線の見せ方や販売方法を取り入れることで、魅力ある地元水産物の発信も効果的と考えられる。</p> <p>3. 情報発信・連携について</p> <p>近年は団体旅行から個人旅行へのシフトが進んでおり、その行動は事前に得た情報に大きく影響され、交</p>
--	--

通アクセスが良好でない地域であっても「おいしい」を求めて観光客が訪れる可能性は高く、効果的な情報発信が重要であると指摘されている。

クルーズ船で那覇港に寄港する観光客に対して、船内のデジタルサイネージやタッチパネルを活用し、「なはまぐろ」や「那覇で生鮮マグロを食べる」といった情報を事前に発信する取組が考えられる。この情報をきっかけに観光協会に訪れた観光客には、詳細な情報提供やタクシー手配など移動手段の案内を行うなど関係機関が連携した対応が求められる。クルーズ客は那覇での滞在時間が比較的短く、昼食や買い物を中心に市内を回遊し、夕方には船へ戻るケースが多いため、限られた時間内で効率的に情報を届ける仕組みを構築することが重要である。さらに、高単価商品や付加価値の高い食体験を提供する視点も観光消費拡大に不可欠となる。

4. その他

那覇市水産業の振興には、「見ること」「食べること」「体験すること」という三つの要素の充実が重要である。まず「見ること」については、泊漁港の施設等の老朽化や配置の課題により、現状では魅力を高めることが容易ではない。「食べること」についても、牧志公設市場と比較すると、泊漁港には購入した水産物をその場で楽しむ仕組みなどの機能が不足している。また、「体験すること」については、那覇市の漁業が近海から遠洋で行うマグロ漁を中心としていることから、観光客が気軽に体験できる内容は限られている。ただし、「見ること」と「食べること」は今後の泊漁港の再整備により改善が期待されるほか、「体験すること」についてはマリンレジャーなど観光向けの体験メニューを取り入れる余地があると考えられる。

一方で、インバウンド観光客の受入れを拡大するこ

	<p>とが、地元利用者の減少や漁業者・卸売小売業者への影響の懸念もある。また、「なはまぐろ」については、観光客だけでなく地元住民への認知も十分とは言えず、どこで流通し、どこで食べれるのかが分かりにくいことから、観光案内の際にも十分に紹介できていない状況がある。なお、漁業文化の継承については、観光客の来訪だけで実現するものではなく、学校教育などとの連携を通じて地域全体で取り組むことが重要である。</p>
--	--

(4) 水産加工業者

ヒアリング対象者	<p>水産加工業者 ※水産物の加工だけでなく、仲卸及び小売に加え、東南アジア・韓国・台湾・中国などのアジア圏を中心に貿易（輸出）も行っている株式会社 S</p>
ヒアリング概要	<p>1. 事業内容について 貿易事業では、宮城県気仙沼産のサメの皮を台湾へ輸出しているほか、北海道産のつづ貝やモクズガ二等を輸出している。今後は沖縄県産水産物の輸出にも取り組む意向があり、中国向け輸出が解禁された場合には、沖縄から原料を輸出し現地で加工したうえで各国へ再輸出することも視野に入れている。加工事業では二次加工は行わず、一次加工した水産物を小売店や飲食店、ホテル等へ卸しており、市内では自社の鮮魚店も1店舗運営している。</p> <p>2. 「なはまぐろ」のブランディングや加工等について 「なはまぐろ」は、類似するブランドとして「沖縄美ら海まぐろ」などが存在するため、消費者に違いを明確に訴求することが難しい。加工では、一次加工時に発生する端材を活用し、ネギトロや漬けなど加熱せずに食べられる商品として有効活用することが望ましい。また、沖縄県民は赤身を好む傾向があるため、ブランディングにおいてはこうした嗜好を踏まえる必要</p>

がある。地元消費を重視する場合には、鮮度の良さを強みとして打ち出すことが有効と考える。一方、マグロ以外の水産加工品については、原料となる水産物の水揚量が少なくロットが確保しにくいいため、採算から加工事業として成立させることは難しいと考える。

3. 水産物の調達について

品目によって市内だけでは必要量を確保できない場合があるため、県内の他市町村や本土からも仕入れを行っている。今後も水揚量が大きく増加する見込みは低く、市内だけで需要を満たすことは難しいと考えられることから、不足分を市外から調達する状況は当面続くと見込まれる。こうした資源不足への対応策としては、安定的な供給が可能な陸上養殖の導入が有効と考えられ、魚種としては世界的に需要が高く県民にも親しまれているサーモンが有望である。

4. 未利用資源の活用について

サメは加工することで頭部以外の多くの部位を活用できる資源であり、皮やゼラチン、食用のヒレ、身の部分もかまぼこなどの練り製品の原料として利用できるため、未利用資源として可能性を有している。また、1匹あたりの重量が大きいことから、加工事業で課題となるロットの確保が比較的容易である点も利点である。過去に複数の漁協に対し活用を提案したが、事業内容の理解が十分に得られなかったことや、施設面の課題などにより実現には至らなかった。自治体によってはサメ駆除に補助金が交付されることから駆除が優先される場合があるほか、サメは大型で重量があるため搬出が難しく、水揚げ港内での加工が必要となるが、加工施設が整備されていない、または施設の貸出が難しいといった事情もあった。

また、シビマグロの加工についても漁協へ提案したが、加工事業を成立させるためには漁協主導で一定量の原料を確保する必要があり、組合員にシビマグロ漁

	<p>の日を設定するなどの調整が求められた。しかし、この体制の構築が難しく実現には至らなかった。その後、個別の漁業者から持ち込みがあったものの、加工して採算が取れる量には及ばず対応に苦慮した事例もある。</p> <p>なお、那覇市沿岸漁協ではオキナワオオタチが水揚げされており、この魚種を活用した加工品開発については今後余地があると考えられる。</p> <p>5. 県産マグロの輸出について</p> <p>糸満市の鮮魚卸流通業者がシンガポールの高級ホテルと直接取引を行っている事例がある。ただしこれは一例であり、台湾やインドネシアなどでも水揚げがされていることから、県産マグロの海外需要がどの程度あるのかは不透明である。また、輸出には衛生基準や品質管理などハード・ソフト両面で多くの条件や規格を満たす必要があり、それら全てをクリアすることは容易ではない。</p>
--	---

(5) 学校給食関係者

ヒアリング対象者	<p>那覇市 教育委員会 学校教育課 学校給食課 " 学校教育課</p>
ヒアリング概要	<p>1. 学校給食での那覇市産水産物の活用について</p> <p>「なはの日」である7月8日または「まぐろの日」である10月10日には、市魚であるマグロを提供できるよう、献立づくりに取り組んでいる。しかし、納品業者による食材の確保状況等の兼ね合いから、提供できていない学校もある。食材は本市で選定された納品業者から調達しており、県内産または県外産の判別は可能だが、那覇市産のものかどうかは判別できない。納品業者においても、卸業者から仕入れたマグロが那覇市産のものかどうかを判別するのは困難と思われる。</p> <p>学校給食における水産物の提供は加工・加熱処理が</p>

	<p>必須であり生は不可とされている。照り焼きやフライ、てんぷら、ジュースで使われることが多い。</p> <p>2. 本市内における学校給食数等 市内全域で合計 26,000 食/日。1 食あたりの単価は小学校で 310 円、中学校で 357 円である。</p> <p>3. 学校給食における那覇市産水産物の提供可能性 本市全域ではなく、小ロットでの対応が可能な学校調理場単位での提供であれば可能性があると思われる。過去に那覇地区漁業協同組合と曙小学校が連携して取り組んだが、実現には至らなかったと聞いている。</p> <p>4. 食育について 具体的な食育のカリキュラムは家庭科の中で組み込まれており、学校給食で地元産品を使ったメニューがある時には給食だにより周知している。本市の水産物に関わるものは商工農水課、健康増進課、漁協等が連携して実施している水産教室のみと思われる。</p> <p>5. 水産業の担い手確保に向けたキャリア教育の可能性 既に作成されているリーフレットを活用したカリキュラム（講師含む）を構築し、学校に派遣していただけるのであれば可能性はあると感じる。その際は、学校教育課が調整の窓口となる。子ども達に対して、地域産業のひとつとして漁業や水産業があるということを授業で紹介するのは教育の観点からも有意義なものとする。</p>
--	---

(6) その他 DX・陸上養殖技術・HACCP 識者等

ヒアリング対象者	1次産業における DX 識者 ※県内においてアグリ事業、マルシェ事業、ネットワーク事業を行っている O 株式会社所属
ヒアリング概要	<p>1. DX の導入 (技術革新) について</p> <p>まずは技術・製品ありきではなく、「何に最もコストを割いているか」、「何がなくなったらいいか」というお話を現場の方々とすることからはじめるべきと考える。その中で出てきた課題等を、結果として DX により解決した事例が多くある。県内のある自治体では、そういったヒアリングの機会を自治体が設け、DX により改善が可能と判明したものについて、その機器を自治体が一括購入し従事者に貸与している事例もある。</p> <p>なお、公共が DX 導入に伴うコストの一部を補助金により支援する場合は先進性、公益性、スケールメリットの観点からある程度の事業規模はあった方がよいと考える。</p> <p>2. 自治体との包括連携協定、産学官連携について</p> <p>弊社では 10 数か所の自治体と包括連携協定を締結している。内容としては農林水産業及び観光業の振興に関わるものが大多数を占める。この中で DX 導入に係る講演会や技術支援等を行っている。産学官連携においてもいくつかの事例でコンソーシアムの一員として参画している。県内の産学官連携については学術機関 (例. 琉球大学、OIST) がまずは中心となって連携構築されていったものが多いと思われる。こういったネットワークの中で、弊社は陸上養殖に関する相談を受けることもあり、自治体への紹介も可能である。</p> <p>3. 加工事業について</p> <p>生産者が単独で 6 次産業に挑戦するも、事業が小規模な場合は実現が難しいため、弊社では複数の農家か</p>

	<p>ら規格外の野菜や果物を購入し、これを加工・販売している。</p>
ヒアリング対象者	<p>陸上養殖技術・産学官連携 識者 ※一般社団法人中城村養殖技術研究センター長・琉球大学 研究共創機構 産学官共創ユニット 特命教授</p>
ヒアリング概要	<p>1. 「自立分散型の陸上養殖」の研究・調査を始めることとなった動機等について</p> <p>中城村養殖技術研究センター整備の発端は、東京の民間企業から琉球大学に「産学官連携により陸上養殖の共同研究が可能か」との問い合わせが契機であった。以後、当該民間企業、本学理学部の研究者、産学連携担当者が共同研究体制を構築し、研究を開始した。</p> <p>研究の進捗に伴い拠点整備も具体化し、2020 年に開所式を行い、開所にあたっては、民間企業が資金拠出・施設整備・事務機能を主に担い、大学が研究開発および産学官連携を担い、地元漁協が地域漁業者との調整を担うという役割分担とした。これらを推進する実施主体として、一般社団法人中城村養殖技術研究センター(略称:NAICe)が 2018 年に設立され、産学官連携のもと各組織が役割を果たしながら連携し、陸上養殖という新たな一次産業の創出を目指すこととなった。既に包括連携協定を締結していた中城村も、地域の新たな一次産業製品の創出と産業振興を目的に、漁港内の用地の占用許可取得等に協力し、整備が実現した。また、外部依存(輸送・燃料・電力等)のリスク増大を踏まえ、再生可能エネルギーを活用した「自立分散型」陸上養殖モデルを地域に実装可能な形で確立することも目標としている。</p> <p>2. 陸上養殖の対象魚種として、ヤイトハタを選定した根拠や理由</p> <p>ヤイトハタは、沖縄ブランドや外食・観光需要とい</p>

	<p>った地域性との親和性が高く、安定供給の価値が大きいことに加え、沖縄県が主導して種苗生産を行っているため、種苗面での支援も得やすい環境にある。単価や需要の観点から事業化の見通しを立てやすく、実証から社会実装までを見据えた対象魚種として合理的であるとともに、閉鎖循環式の陸上養殖において管理すべき水質・飼育条件を標準化しやすいため、研究開発と現場実装を並行して進めることが可能であった。さらに、東南アジア沿岸域でも広く消費され親和性が高いことから、将来的な他地域展開においても社会実装を推進しやすい点が大きな優位性となっている。</p> <p>3. 「官（行政）」がプロジェクトの初期段階から今日に至るまでに担ってきた役割</p> <p>初期から現在に至るまで、中城村は公共用地である浜漁港の一区画について、NAICe による占用を許可している。また、ふるさと納税返礼品の検討等、地域展開に向けた取組を共同で進めてきた。</p> <p>4. 「産（民間企業＝賛同機関）」が担ってきた（担うべき）役割</p> <p>農水コンソーシアムは、拠点ビジョン「私たちは農業と水産業の垣根を取り去り、世界の若者が主役として食を育て提供する循環社会を実現する」の実現に向け、産官学連携と異分野融合により研究開発・市場開発を推進する枠組みである。民間企業等（賛同機関）は、その中で①現場で成立する技術・運用の知見（現実解）を持ち込み、②実証→標準化→事業化を加速し、③市場導線（販路・収益モデル）を構築する役割を担う。</p> <p>具体例として、定期的なオンラインミーティングに加え、東京で対面イベントの開催等を通じて、生産者・料理人・消費者が直接つながる機会の創出や、沖縄の先端研究現場を視察するツアーを実施し、沖縄科学技術大学院大学（OIST）、中城村養殖技術研究センター、</p>
--	---

	<p>琉球大学養殖技術研究センターを視察していただいた。これらの農水コンソーシアムの取組により、参加企業ができるだけ幅広い事業機会をイメージできるように努めている。</p> <p>5. 将来（本プロジェクトが自立化・自走化した際の）漁協が担うべき役割</p> <p>自走段階では、漁協が「地域の運用主体」として、標準運用（生産・品質・衛生）、出荷・販売・価格交渉、担い手育成（OJT）、地域漁業者への波及、ガバナンス（透明性・合意形成）を担うことが重要となる。</p> <p>また、大学は研究と人材育成、行政は制度改革・地域振興の戦略、民間は技術・事業の更新を担うといった役割分担により、地域にノウハウが蓄積し、モデルの横展開が可能となる。</p>
ヒアリング対象者	<p>HACCP 識者 ※業務用厨房機器の研究開発及び製造販売大手であり、HACCP 含め食品衛生管理に関する高度な知見を持つ H 株式会社所属</p>
ヒアリング概要	<p>1. HACCP 対応を見据えた現状について</p> <p>泊漁港、安謝小型船だまりとともに開放型の荷捌き施設（セリ市場）であるため、人の出入りの制限や導線整備には閉鎖型への移行（施設建て替え）が最も効果的かつ確実な解決策といえる。併せて、荷捌き施設に付随する清掃に要する海水ろ過装置、水道設備等についても更新を要することが理由としてある。一部の問題は運用面で改善することは可能だが、それには現場の方々に多大な労力を強いることが予想される。</p> <p>2. HACCP 対応に向けた意識醸成</p> <p>弊社では HACCP 対応、衛生管理向上に向けた講習会を実施している。この講習会を実施するにあたっては、まずは現場の方々の意見をお聞きしたうえで、実際の現場の状況も把握し講習内容を構築する。やはり</p>

現場の方々が求めていること、やれることを把握しなければ講習会の意味はない。漁協に関しては組織内のリーダーにまずは受講いただき、その後組合員に波及させるという流れがよいと思われる。そのためにまずは HACCP チームを発足させるのも良いと思う。1つの案として、那覇市が取り組んでいる「なはまぐろ」のブランディングを目的にした HACCP 導入という流れも考えられる。

3. DX の導入について

HACCP 導入の議論と同様に、まずはハードでどこまでやるのかを明確にイメージするべきである。例えば、高度衛生管理型荷捌き施設である沖縄県水産公社地方卸売市場（イマイユ市場）では、温度サーモによって魚体の温度を常時把握している。これによって人の手を介さず自動で温度管理が可能となっている。那覇市がどこまでの状況を目指しているのかが重要であり、HACCP も DX もあくまで手段であるため、目的の明確化が重要である。

4. 那覇市産水産物のブランディングについて

重要視するものが「安全性」なのか、「鮮度」なのかによってブランド構築の順番や支援の内容が変わってくると考えられる。例えば、県内の離島においては、漁場は同一だが、魚の締め方や冷凍方法の違いにより品質・値段に差が生じている事例が実際にある。

第 7 章 那覇市水産業の振興に向けた目標と具体的施策 (手段)

1. 本市水産業における現状と課題等による分析

令和 6 年度に実施した市民アンケート等の結果を基に、本市水産業の現状と課題について SWOT 分析を行った。その結果は、図表 7-1-1 のとおりとなる。SWOT 分析とは Strength (強み)、Weakness (弱み)、Opportunity (機会)、Threat (脅威) の 4 つの要素から内部環境と外部環境を整理し、これらを更にプラス要因とマイナス要因に分類することで現状を客観的に把握し、今後の戦略策定の基礎となる分析手法である。

図表 7-1-1 本市水産業における現状と課題等による SWOT 分析結果

		プラス要因	マイナス要因
内部環境	強み Strength	<ul style="list-style-type: none"> ・都市型漁港の優位性 ・県内水産物流通の中心 ・3つの漁協と「泊いゆまち」「なはまぐる市場」等の多様な生産・流通・販売機能 ・組合員数・漁船数が増加傾向 ・観光需要がコロナ禍前の水準まで回復 ・観光と地域の食の魅力が結びつく地域ブランドの潜在力 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業従事者の高齢化 ・漁業就業者数が減少傾向 ・荷捌き施設の狭隘化・衛生管理の問題 ・消費者の調理負担感や産地が認知されていないことによる購入意欲の低さ ・「なはまぐる」のブランド力が弱く差別化に苦慮 ・資源管理ルールや環境負荷低減の取り組みが確立・浸透していない ・廃船・放置船、不法投棄などによる漁港環境の悪化
	機会 Opportunity	<ul style="list-style-type: none"> ・観光需要の回復による地域内消費拡大 ・地産地消・トレーサビリティ表示など地域ブランド化の機運 ・簡易調理・加工品需要の高まり ・DX推進による業務効率化・販路拡大・情報発信強化 ・産官学連携による技術・人材育成支援の余地 ・水産エコラベル認証 (MSC・ASC 認証) やブルーカーボン、環境配慮型漁業などの導入・PRによるブランド力向上 ・漁港インフラの再整備に向けた補助金の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船・釣り人との競合による漁業資源の減少 ・漁具・燃料などコスト高騰の経営圧迫 ・県漁連のセリ機能移転による物流分散・買受人の負担増 ・漁港設備の老朽化、スペース不足 ・インバウンドの消費ニーズ多様化 (他魚種志向) ・気候変動による海洋環境の変化 (資源減少リスクの増大)
外部環境			脅威 Threat

本市水産業の強み（Strength）は、県都に立地する都市型漁港としての優位性を基盤としている点にある。泊漁港は県内水産物流通の拠点として機能しており、県内各地の水産物が集積する流通拠点となっている。また、市内には三漁協が立地し、「泊いゆまち」や「なはまぐる市場」等の直売・販売施設が存在するなど、多様な流通・販売機能を有している。さらに、組合員数・漁船数が増加傾向にあるなど、一定の産業活力が維持されている点も特徴である。加えて、観光都市としての特性を有する本市では、観光需要の回復と地域の食の魅力が結びつくことで、水産物消費の拡大につながる大きな潜在力を有している。

一方、本市水産業の弱み（Weakness）としては、産業の継続性に関わる構造的課題が挙げられる。特に、漁業従事者の高齢化や新規就業者数の不足による担い手の減少は、将来的な漁業生産の維持に影響を及ぼす懸念がある。また、泊漁港の荷捌き施設は老朽化が進み、施設の狭隘化や衛生管理面の課題が指摘されている。加えて、廃船や放置艇などによる漁港環境の悪化も課題となっている。ブランド面では、「なはまぐる」の認知度向上に一定の成果が見られるものの、品質や他産地との差別化に課題が残っている。また、資源管理の取組について十分に浸透しているとは言えず、持続可能な水産業の確立に向けた対応が求められている。

本市水産業を取り巻く外部環境の機会（Opportunity）は、観光需要の回復による地域内消費の拡大や、新たな技術導入による産業変革の可能性が挙げられる。観光客の増加は、水産物を高付加価値で販売する機会を生み出すとともに、地産地消の取組を通じた地域ブランド化の確立にもつながる可能性がある。また、トレーサビリティ表示や水産エコラベル認証などの取組により、環境配慮型水産物としての付加価値向上も期待される。さらに、ブルーカーボンの取組や DX の導入による業務効率化、販路拡大の可能性も広がっている。これらに加え、漁港施設の再整備に向けた国や県の補助制度の活用、さらには産学官連携による技術支援や人材育成など、行政・研究機関による支援の活用余地も大きい。

一方で、本市水産業に影響を及ぼす外部環境の脅威（Threat）としては、経営コストの増大や海洋環境の変化、流通環境の変化などが挙げられる。燃料費や漁具価格の高騰は漁業経営を圧迫する大きな要因となっている。また、気候変動に伴う海洋環境の変化は、水産資源の変動や減少を引き起こす可能性がある。流通面では、県漁連のセリ機能の移転に伴う物流の分散や買受人の負担増が懸念される。さらに、遊漁船や釣り人との資源利用を巡る競合も資源管理上の課題となっている。加えて、漁港施設の老朽化とスペース不足といったインフラ面の問題も依然として残っているほか、観光客の嗜好が多様化し、マグロ以外の魚種への関心が高まる可能性も、今後のブランド維持戦略に影響を与える要因となっている。

2. 本市水産業の展望と目標像

本市水産業は、漁業従事者の高齢化や就業者数の減少といった構造課題を抱える一方、観光需要の回復やDXの進展、漁港インフラ再整備に向けた補助制度の活用など、新たな発展の機会にも直面している。

今後は、こうした機会を的確に捉え、都市型漁港としての立地優位性と多様な流通・販売機能という本市の強みを最大限に活かした水産業の再構築が求められる。具体的には、老朽化が進む漁港施設の計画的な再整備を進めるとともに、DXの導入による品質・衛生管理の高度化や流通の効率化を図ることで、施設面の課題解決と水産物のブランド価値向上につなげる。また、観光需要の回復や地域の食の魅力为背景に、地産地消の推進やトレーサビリティの確立などを通じて新たな付加価値を創出し、観光・流通・飲食など関連産業との連携を強化する。さらに、資源管理の推進やブルーカーボンなど環境配慮型の取組を推進することで、燃料費高騰や気候変動といった外部リスクへの対応を高め、持続可能な水産業の確立を図る。

これらの取組を通じて、所得向上と人材育成を両輪で推進し、次世代の担い手を確保するとともに、地域に根差した活力ある海業の形成を目指す。

以上の展望を踏まえ、本計画期間（2026年度から2035年度まで）における本市水産業の目標像を「活力ある海業が、人と文化を紡ぎ、多様な産業と共鳴するまち 那覇」と定める。

目標像：活力ある海業が、人と文化を紡ぎ、多様な産業と共鳴するまち 那覇

図表 7-2-1 本市水産業が目指す目標像

目標像：活力ある海業が、人と文化を紡ぎ、多様な産業と共鳴するまち 那覇

那覇市の活力ある「海業」

- ・ 地元水産物を販売する泊いゆまち・なはまぐる市場
- ・ 漁業体験活動（セリ体験）
- ・ 遊漁（船釣り）体験

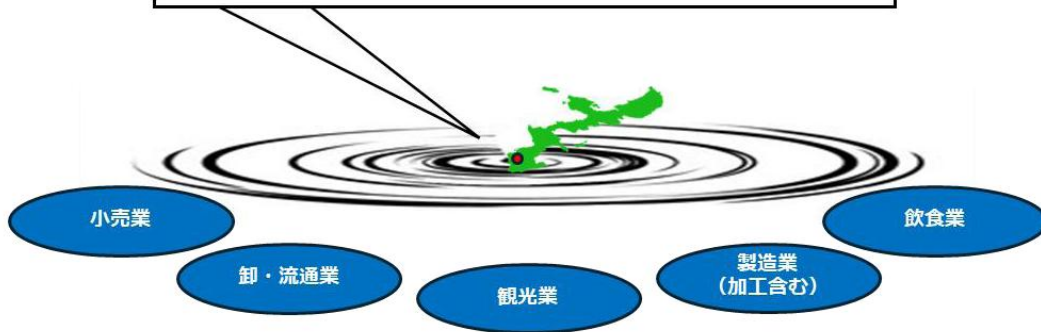


海業とは…
海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの



- ・ 担い手の育成・確保
- ・ 産学官連携
- ・ 漁業文化・魚食文化の継承
- ・ 漁港環境の維持
- ・ 持続可能（サステイナブル）な水産業への移行

etc.



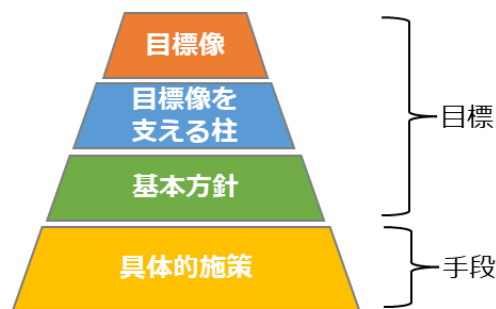
3. 施策体系

本計画の施策体系は、第3次那覇市水産業振興基本計画（前計画）と同様に、「目標像」「目標像を支える柱」「基本方針（※前計画では「主要課題」）」で構成される全体構想のもと、具体的な施策を展開する構造とする。これにより、前計画からの継続性を確保するとともに、各施策間の整合性を図る。

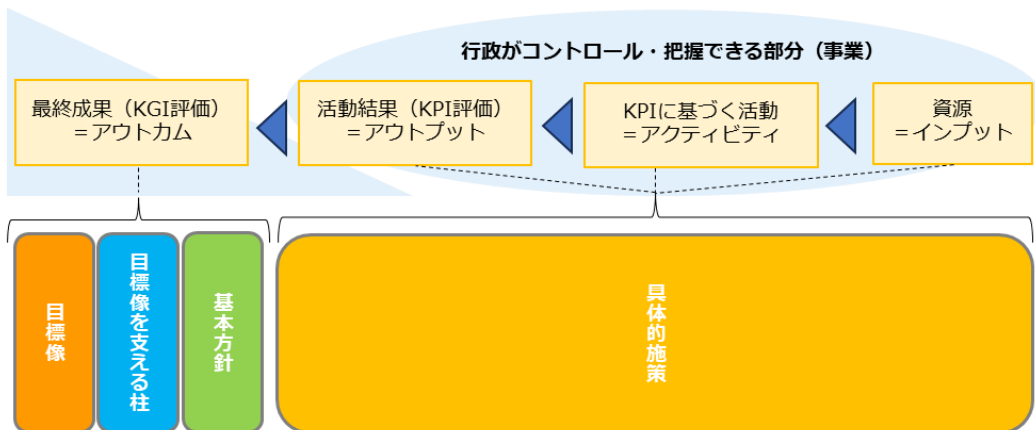
一方、前計画では成果指標の設定がされておらず、施策の進捗状況及び目標像の達成度を客観的に評価することが難しいという課題があった。そこで本計画では、この課題を踏まえ、施策の実施によってもたらされる最終的な成果を定量的に評価するため、KGI（重要目標達成指標＝最終目標値）を設定する。

さらに、社会情勢の変化に柔軟に対応し、計画の見直しや改善を適切に行うため、具体的な施策ごとに KPI（取組状況を測る指標）を設定する。これにより進捗状況を可視化し、PDCA サイクルに基づく計画的なマネジメントを推進する。

図表 7-3-1 第4次那覇市水産業振興基本計画の施策体系



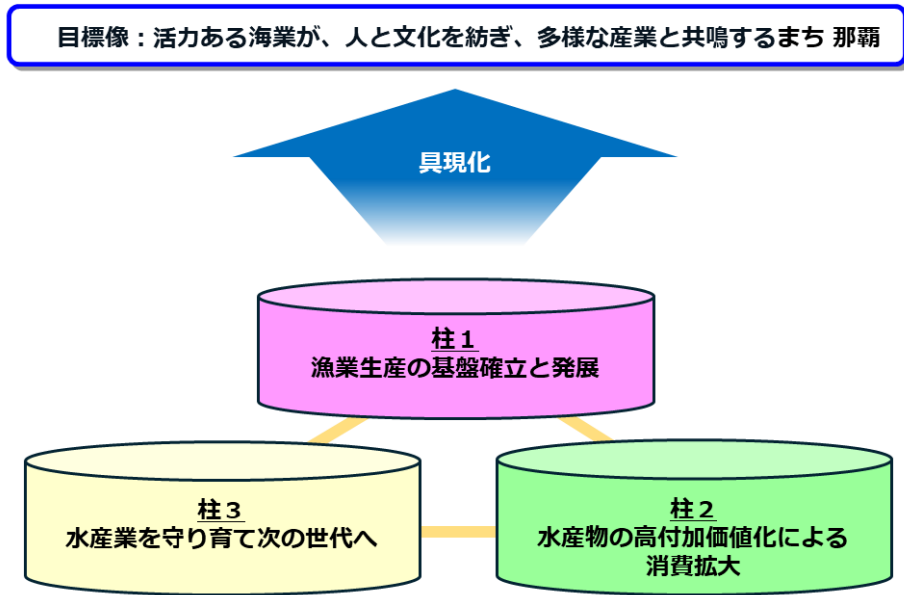
図表 7-3-2 第4次那覇市水産業振興基本計画における KGI・KPI と施策体系の関連



4. 目標像を支える柱（基本理念）

目標像を支える柱（基本理念）は、目標像の実現に向けた基本的な方向性を示すものであり、それぞれが相互に補完しながら本計画を支えるものである。本計画では、「漁業生産の基盤確立と発展」、「水産物の高付加価値化による消費拡大」、「水産業を守り育て次の世代へ」の3本柱により施策を推進する。

図表 7-4-1 目標像と目標像を支える柱（基本理念）の関係



柱 1：漁業生産の基盤確立と発展

気候変動や資源の減少、漁港施設の老朽化などの課題に対応するため、資源管理の強化や計画的な施設の修繕・更新を進めるとともに、衛生管理の向上など漁港環境の改善を推進する。また、水産エコラベル認証やブルーカーボンなどの取組について調査・研究を進め、環境に配慮した持続可能な漁業の基盤づくりに推進する。

柱 2：水産物の高付加価値化による消費拡大

本市が有する都市機能と観光産業との高い親和性を活かし、水産物の高付加価値化と消費拡大を図る。品質や鮮度の安定供給に努めるとともに、新商品の開発やトレーサビリティの導入などを通じて地域ブランドの強化を推進する。また、市民や観光客への情報発信を強化し、本市水産物の魅力を広く発信していく。

柱 3：水産業を守り育て次の世代へ

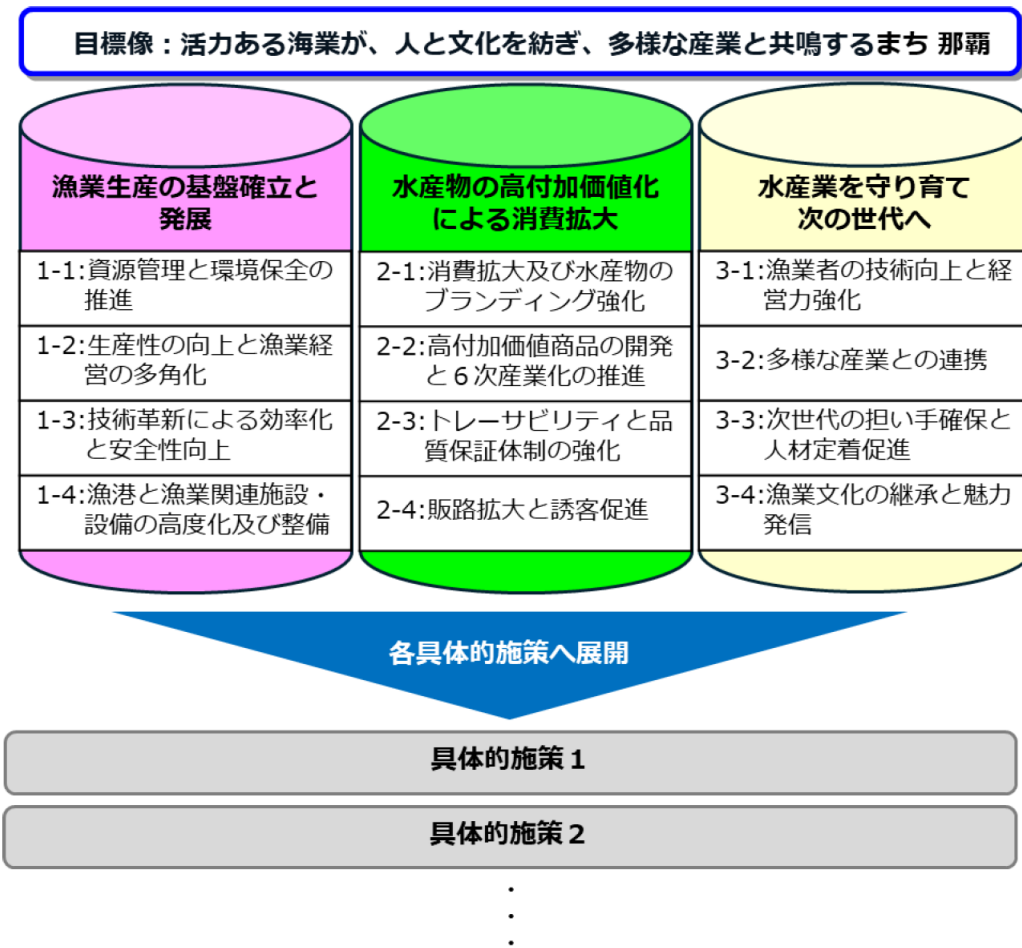
本市の水産業を持続可能なものとするためには、担い手の育成と確保が重要である。このため、漁業現場で培われてきた経験や技術の継承に加え、技術指導や研修などを

通じた育成を推進する。また、地域や教育機関との連携により、水産業への理解と関心を高める取組を進め、若者や子どもをはじめとする次世代の担い手確保につなげていく。

5. 基本方針

基本方針は、目標像を支える柱を具体的な施策へと展開するための方向性を示すものである。本計画では、SWOT 分析の結果を踏まえ、本市水産業の強みをさらに伸ばしつつ、課題の解決と外部環境の脅威への対応を図るため、以下の方針を定める。

図表 7-5-1 目標像を支える柱と基本方針の関係



6. 第4次那覇市水産業振興基本計画における KGI（重要目標達成指標）

本市の水産業が将来にわたり持続可能で活力ある産業として発展していくためには、施策の取組結果を的確に把握し、その成果を客観的に評価・分析することが重要である。このため本計画では次頁の図表 7-6-1 のとおり KGI（重要目標達成指標）を設定し、その達成状況を計画推進の重要な判断基準とする。

これらの指標は、生産性や魚価の向上、生産基盤の強化、消費拡大など、本計画の施策体系における主要な取組の成果を把握する指標として位置付けるとともに、それら施策の相乗効果により生まれる、市民の水産業に対する愛着や誇り、多様な産業との連携による地域の発展の実感、さらには水産業従事者の就業継続意欲といった、目標像の実現を総合的に把握するための指標として設定する。

また、指標の達成状況を評価する際には、昨今の社会経済情勢を踏まえ、水揚額に関する指標については、燃料費や資材費などの生産コストの変動を、消費支出額に関する指標については消費者物価指数の動向を考慮するものとする。これにより、単なる名目的な数値の増減ではなく、漁業者の実質的な経営改善や所得向上、市民の購買力を踏まえた消費拡大が実現しているかを検証する。

こうした客観的な評価を通じて、各施策の有効性を継続的に把握し、社会情勢の変化に応じた適切な進行管理を行うことで、本市水産業の着実な発展と次世代への継承を図る。

図表 7-6-1 第 4 次那覇市水産業振興基本計画における KGI

KGI (重要目標達成指標)		現状値 [参照年]	出典名 [所管省庁]
指標の説明と設定理由 (設定ロジック)			
1	水産業を地域の誇りに感じる那覇市民の割合 80%	-	アンケート調査 [那覇市]
	水産業を地域の誇りに感じる那覇市民の割合を 80%とすることを目標とする。 市民が本市水産業を「地域の重要な産業」と認識することは、水産業の社会的地位の向上と持続可能な発展を支える基盤となる。本指標では、本計画に基づく地産地消の推進や食育、情報発信等の取組を通じて、水産業への理解や評価がどの程度高まったかを把握し、水産業が広く支持される「誇れる産業」として定着しているかを評価する。		
2	多様な産業との連携を通じて、水産物の価値向上及び水産業の発展を実感する水産業者の割合 90%	-	アンケート調査 [那覇市]
	多様な産業との連携を通じて、水産物の付加価値向上や本市水産業の発展を実感する水産業者の割合を 90%とすることを目標とする。 観光関連産業をはじめとする多様な産業との連携により、本市水産業が新たな付加価値を生み出す産業構造へと進化しているかを検証するとともに、水産物の価値向上や新たな需要の創出が図られ、水産業が発展していると水産業者自身が実感できているかを把握する。本指標により、本計画に基づく連携施策の効果を検証するとともに、将来への期待や産業の成長に対する手応えを評価することで、本市水産業の持続的な発展に向けた取組の実効性を確認する。		
3	今後も水産業に従事し続けたいと思う 水産業者の割合 90%	-	アンケート調査 [那覇市]
	今後も本市の水産業に従事し続けたいと思う水産業者の割合を 90%とすることを目標とする。 本指標では、水産業者が感じる働きがいや将来への期待、就労継続の意向を把握することで、本計画に基づく生産性向上や所得の安定、就業環境の整備、多様な産業との連携といった取組の成果を総合的に評価する。従事者の高い継続意欲は、水産業の魅力や次世代へ継承し、本市水産業の持続可能な発展を支える重要な基盤となる。		
4	全体水揚量：6,100 トン/年 全体水揚額：50 億円/年	5,082 トン 36 億円 [R6]	水産物流通調査 [水産庁]
	本市全体の水揚量を約 20%増の 6,100 トン、水揚額を約 40%増の 50 億円とすることを目標とする。 資源管理や環境保全による安定的な供給の確保、漁業の効率化、漁港施設の高度化や品質管理体制の強化等の取組が、本市漁業の生産性と経済成長にどの程度寄与したかを総合的に評価する。特に「水揚額」を、本市産水産物の高付加価値化が市場でどの程度評価されたかを測る重要な指標とする。		

5	まぐろ類水揚量：5,090 トン/年 まぐろ類水揚額：40 億円/年	4,238 トン 28 億円 [R6]	水産物流通調査 [水産庁]
	本市におけるまぐろ類の水揚量を約 20%増の 5,090 トン、水揚額を約 40%増の 40 億円とすることを目標とする。 本市の市魚であり戦略魚種でもあるマグロについて、「なはまぐろ」のブランディング強化やトレーサビリティの導入、販路拡大等の取組が、適切に取引価格の向上や競争力の強化につながっているかを検証することで、「なはまぐろ」の収益性の向上と、本市水産業全体の生産性向上への寄与を評価する。		
6	世帯（総世帯）あたりの魚介類消費支出額 43,000 円/年	32,570 円 [R7]	家計調査 [総務省]
	魚介類消費支出額を約 30%増の 43,000 円とすることを目標とする。 本市産水産物の消費拡大やブランディング、新商品開発等の取組が、市民の購買行動や食生活にどの程度影響を与えたかを把握し、地産地消の浸透度と地域経済への波及効果を評価する指標とする。		
7	世帯（総世帯）あたりのマグロ消費支出額 6,000 円/年	3,162 円 [R7]	家計調査 [総務省]
	世帯あたりのマグロ消費額を約 90%増の 6,000 円とすることを目標とする。 本市では、市魚にマグロを選定するとともに、まぐろ類の拠点産地として「なはまぐろ」のブランド化を推進している。本指標では、ブランド戦略や消費拡大に向けた取組が市民の購買行動にどの程度結びついたかを把握し、地域内需要の拡大とブランドの定着度、さらには漁業者の所得向上や地域経済への波及効果を評価する。		
8	泊漁港エリアにおける国内・国外からの 来訪者数 125 万人/年	国内:62 万人 国外:推定 40 万人 [R6.10-R7.9]	携帯の位置データを活用 した情報分析システム及 び現地調査により把握
	泊漁港エリアにおける国内外からの来訪者数を、現状比約 25%増の年間 125 万人とすることを目標とする。 本市水産業の拠点である泊漁港エリアが、観光関連産業など多様な産業と連携し、水産物の販売や交流の拠点として発展しているかを把握する指標とする。併せて、同エリアの再整備やインバウンド誘客などの取組が、集客力の向上や賑わい創出につながっているかを検証し、水産業と観光の連携による地域経済への波及効果を評価する。		

補足 1：「世帯（総世帯）あたりの魚介類消費支出額」及び「世帯（総世帯）あたりのマグロ消費支出額」は、消費者物価指数（食料指数）の変動を除外した金額とする

7. 具体的施策と KPI（取組の活動状況を見る指標）

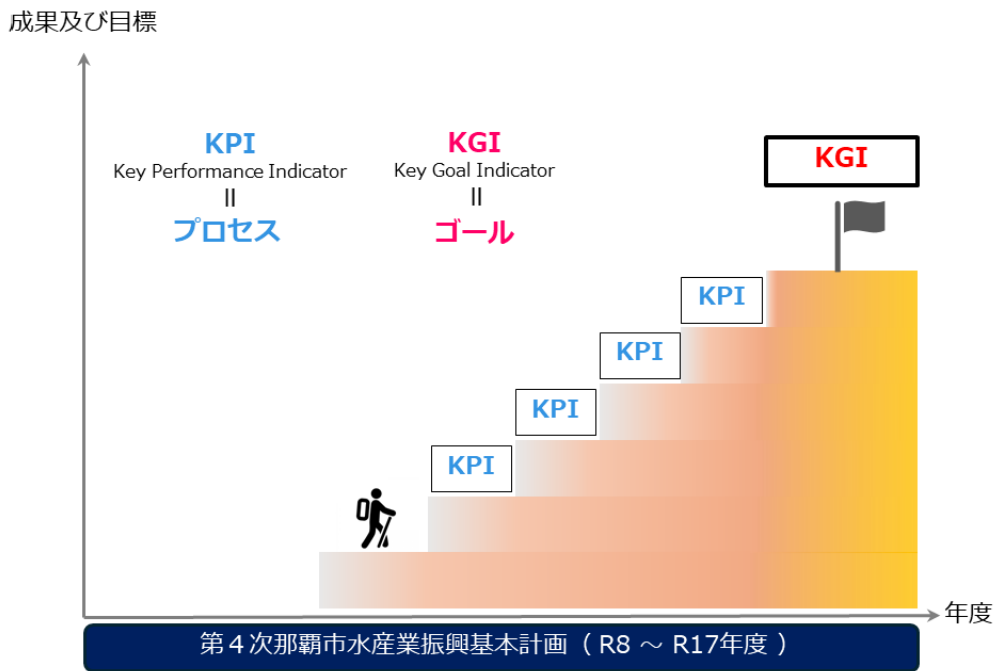
具体的施策は、基本方針を実現し、目標像を達成につなげるための具体的な取組を示すものである。

本市水産業が抱える担い手不足や施設老朽化などの構造的な課題の克服を図るとともに、都市型漁港としての立地優位性や観光需要の回復といった機会を最大限に活かすため、本計画では基本方針ごとに実行性の高い施策を体系的に整理する。

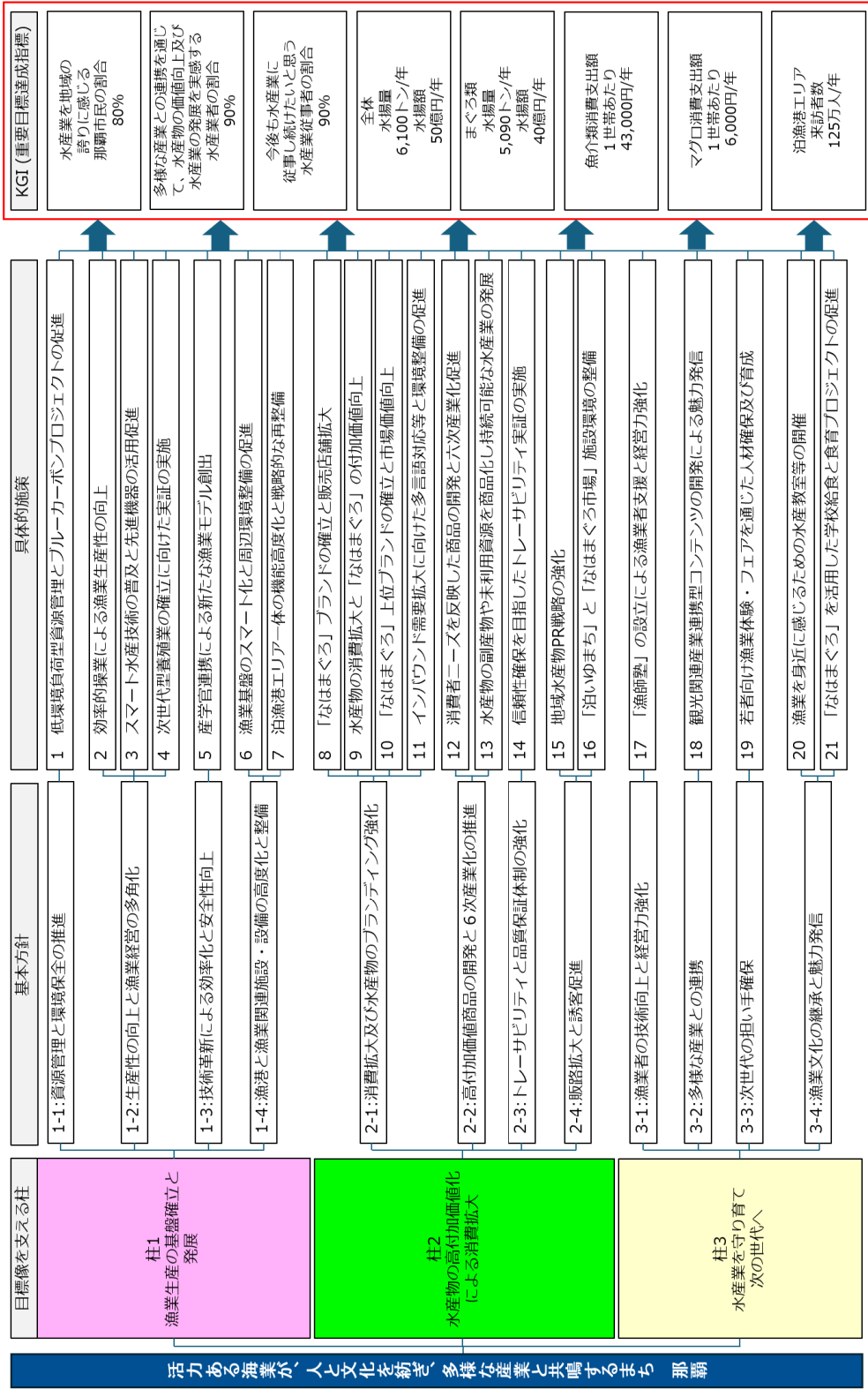
各施策は、本市をはじめ、国・沖縄県、漁業者・漁業協同組合、卸売・流通・加工事業者、観光関連事業者、教育機関、飲食・小売事業者、市民など、多様な関係主体がそれぞれの役割を担いながら推進するものとする。

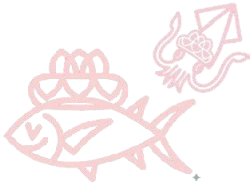
また、これらの施策は最終的な成果である KGI の達成を目指すとともに、取組の進捗状況を把握するための KPI を設定することで、計画の実効性を高め、PDCA サイクルに基づく継続的な進行管理を図るものとなる。

図表 7-7-1：KGI（重要目標達成指標）と KPI（取組の活動状況を見る指標）



〇 具体的施策一覧表





具体的施策 No.1

目標像を支える柱
柱 1：漁業生産基盤の確立と発展
1-1：資源管理と環境保全の推進

低環境負荷型資源管理とブルーカーボンプロジェクトの推進




現状と課題

現状

本市周辺海域では、地球規模の気候変動による海洋環境の変化や、遊漁船・レジャー利用者の増加等により、一部の水産資源が減少傾向にある。これまでパヤオ（浮漁礁）等の施設が活用されてきたが、老朽化に伴う機能低下が懸念されている。また、持続可能な漁業を実現するためには、漁業者自らが「産卵場（産卵床）」や「育成場」の造成を通じて、資源の回復・増大に取り組むことが重要である。しかし、本市では一部漁協が漁業権を有していない等の地理的・制度的制約があるほか、活動を継続するための資金や、効果的な造成場所を選定するための科学的知見が十分とはいえない状況にある。

課題

- ✓ 活動資金の創出とブルーカーボンの活用
資源回復に向けた産卵場造成や放流等の取組には継続的な費用が必要であり、漁業収入のみに依存しない安定的な財源確保が課題である。藻場形成等の取組を環境価値として可視化し、「ブルーカーボン・クレジット」の認証取得を通じて新たな活動資金を生み出す仕組みの構築が求められる。
- ✓ 科学的根拠に基づく生産基盤の整備と更新
限られた海域を有効活用するため、県の研究機関等と連携し、潮流や生態系を踏まえた科学的知見に基づき、効果的な産卵場・育成場の整備や老朽化したパヤオの機能強化を計画的に進める必要がある。
- ✓ 実施体制の連携強化とモデル構築
漁業権の有無や海域条件などの制約を踏まえつつ、行政、研究機関、漁業者が連携し、本市の実情に即した資源回復と環境保全を両立する持続可能な活動モデルを構築することが重要である。

 施策内容

漁場における水産資源の回復及び生産力向上を図るため、沖縄県水産海洋技術センター等の支援を受け、産卵場（産卵床）や育成場（育成礁）の設置、種苗放流を推進する。また、既設のパヤオ（浮漁礁）についても、これらの取組と連動させながら計画的な更新や環境整備を進め、機能強化を図る。さらに、水産資源の回復及び生産力向上に向けた環境整備を随時更新し、さらに、藻場造成等の活動により増加するブルーカーボンの価値を活用するため、ブルーカーボン・クレジットの認証取得を目指すとともに、国や沖縄県等の補助制度を積極的に活用し、資源回復と持続的な活動資金の確保を両立させる。




産卵場・育成場の設置




種苗（写真はシラヒゲウニ）の放流



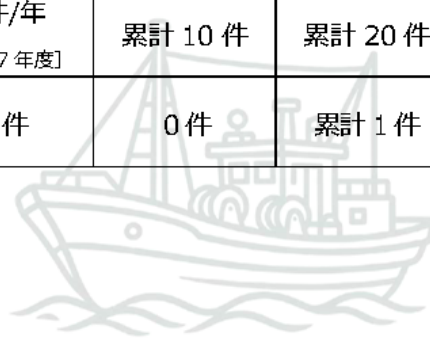
ブルーカーボンの推進と活用

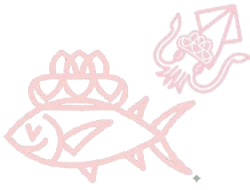
 実施主体等

- 実施主体 : 漁業者・漁協
- 協力機関・団体等 : 那覇市 沖縄県
教育・学術機関

 取組の活動状況を見る指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
産卵場・育成場の設置や種苗放流をはじめとする水産資源の回復・保全に向けた取組	2 件/年 [令和 7 年度]	累計 10 件	累計 20 件
ブルーカーボンクレジットの認証取得件数	0 件	0 件	累計 1 件





具体的施策 No.2

目標像を支える柱
柱 1：漁業生産基盤の確立と発展
基本方針
1-2：生産性の向上と漁業経営の多角化

効率的操業による漁業生産性の向上



現状と課題

現状

漁業経営を取り巻く環境は、燃料費や漁具資材の価格高騰の長期化により、経費負担の増大と収益性の低下が課題となっている。多くの漁船では、船体や機関（エンジン）、航海計器等の老朽化が進んでおり、これらを更新し省エネルギー化や操業の効率化を図ることは、コスト削減と所得向上に直結する重要な取組である。しかし、省エネルギー機器や最新の漁労設備は導入費用が高額であり、中小・零細規模が中心の漁業経営では単独での投資が困難な場合が多い。さらに、国や県の支援制度があるものの、制度の周知不足や申請手続きの負担、自身の操業形態に適した技術選定の難しさなどから、十分に活用されていない状況もみられる。

課題

✓ 設備更新の遅れと投資負担の大きさ


老朽化した機関や設備の使用継続は、燃費の悪化や修繕費の増加を招き、漁業経営をさらに圧迫する要因となる。この状況を改善するためには、省エネルギー型機器や高性能設備の導入による操業の近代化が不可欠であるが、自己資金のみで対応することは難しく、設備投資に対する資金面での支援が求められている。

✓ 支援制度の活用に向けた情報提供と支援体制の不足

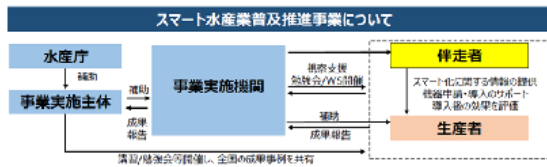
国や県には補助率の高い支援制度が整備されているが、制度内容の周知や申請手続きへの対応、個々の操業形態に適した事業の選定などにおいて漁業者が十分に活用できる体制が十分とはいえない。

✓ 技術導入後の運用を支える専門的支援の充実

単に機器や設備を導入するだけでなく、それらを効果的に活用し操業効率の向上やコスト削減につなげるためには、沖縄県水産海洋技術センター等の専門機関による、科学的知見に基づく技術指導や助言体制の充実が求められる。

 施策内容

本市の水産資源を最大限に活用し、漁業経営の持続的な発展を図るためには、生産性の向上と操業の効率化が重要である。このため、漁船設備や省エネルギー機器などの導入を促進し、効率的に操業できる環境の整備を進める。あわせて、国や沖縄県等が実施する補助制度の活用を推進するとともに、沖縄県水産海洋技術センターの普及指導員と連携し、操業技術や経営上の課題解決を支援することで、漁業者の労働環境の改善と所得向上を図り、本市水産業の持続可能な発展につなげる。




スマート水産業の普及に向けた国による補助事業*1




沖縄県海洋水産技術センターとの連携*2

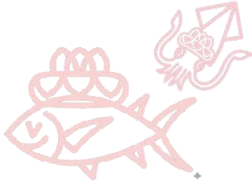
*1 水産庁、「スマート水産業普及推進事業について」
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/smart/smartfukyu.html>
 *2 沖縄県水産海洋技術センター、<https://www.pref.okinawa.jp/fish/>

 実施主体等

実施主体	:	<input type="text" value="那覇市"/>	<input type="text" value="漁業者・漁協"/>
協力機関・団体等	:	<input type="text" value="沖縄県"/>	<input type="text" value="教育・学術機関"/>

 取組の活動状況を見る指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
国、沖縄県、市等が提供する充実した支援メニュー（補助率が高く、補助額が大きい補助金）への申請及び採択件数	申請 － 採択 －	申請 累計 15 件 採択 累計 5 件	申請 累計 30 回 採択 累計 10 件
沖縄県水産海洋技術センターの普及指導員等からの技術指導	－	累計 10 回	累計 20 回



具体的施策 No.3

目標像を支える柱
柱 1：漁業生産基盤の確立と発展
基本方針
1-2：生産性の向上と漁業経営の多角化

スマート水産技術の普及と先進機器の活用促進



現状と課題

現状

国内では、ICT、IoT、AI、ドローン等のデジタル技術を活用し、省力化や高収益化を図る「スマート水産業」への転換が進められている。本市においても、担い手不足や漁業者の高齢化が進む中、限られた人員で生産性を維持・向上させるために、これまで漁業者の勘や経験に依存してきた操業ノウハウをデータ化・可視化する DX の推進が重要な取組となっている。

一方で、現場の漁業者からは、導入による具体的な費用対効果が見えにくいことや、従来の操業方法を変えることへの心理的負担、機器操作への不安などの声も多く聞かれる。そのため、技術導入を目的とするのではなく、現場が抱える非効率な作業等の課題を起点として、デジタル技術の有効性を実感できる段階的な取組が求められている。

課題

✓ 導入メリットの可視化と意識改革


DX や先進機器が、漁労作業の負担軽減や燃料費削減、漁獲効率の向上などにどの程度寄与するかについて、具体的な効果や成功事例が十分に共有されておらず、導入に向けた意識醸成が進んでいない。

✓ 初期投資コストと運用の壁

デジタル機器や通信環境の整備には初期投資が必要であり、費用対効果が不透明な中での導入は経営上の負担となる。また、導入後の操作やメンテナンスに対する不安もあり、資金面・技術面の双方からの支援体制の充実が求められている。

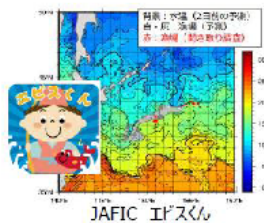
✓ 技術継承ツールとしての活用不足

ベテラン漁業者が持つ高度な操業技術や漁場選定のノウハウが属人化しており、DX によるデータの蓄積・分析を通じてこれらを可視化し、次世代へ効率的に継承する仕組みが十分に構築されていない。

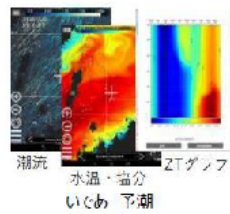
 施策内容

漁業経営の効率化や就労環境の改善等を図るため、スマート水産技術に関する勉強会や情報共有の機会を設け、先進機器の普及促進を進める。

あわせて、国や沖縄県の補助制度の活用を支援し、技術指導の充実を通じて、漁業者が効率的かつ持続的に取り組める環境整備を推進する。



漁況情報サービス（潮流、海水温等）*




水温・塩分
いぬ 予潮




ライトハウス ISANA

タブレットによる
漁業関連データの共有・操業支援*

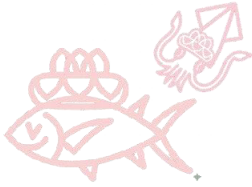
* 水産庁、「スマート水産業普及推進事業について」
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/smart/smartfukyu.html>

 実施主体等

実施主体	:	<input type="text" value="那覇市"/>	<input type="text" value="漁業者・漁協"/>
協力機関・団体等	:	<input type="text" value="沖縄県"/>	<input type="text" value="教育・学術機関"/>

 取組の活動状況をみる指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
スマート水産技術に係る勉強会等の開催	0 件	累計 2 件	累計 5 件
漁船の機器等の導入支援	10 件/年 [令和 7 年度]	累計 50 件	累計 100 件



具体的施策 No.4

目標像を支える柱
柱 1：漁業生産基盤の確立と発展
基本方針
1-2：生産性の向上と漁業経営の多角化

次世代型養殖業の確立に向けた実証の実施




現状と課題

現状

本市水産業では、天然資源の変動や燃料費高騰等の影響を受けにくい経営体質への転換が求められており、「獲る漁業」に加えて「育てる漁業（養殖）」による収益の多角化と安定化への期待が高まっている。沖縄県内ではクルマエビや海ぶどう等の養殖が盛んであるが、本市では航路や港湾区域の利用が集中していることから、大規模な海面養殖の導入は難しく、本格的な事業化には至っていない。一方、瀬長島周辺海域でのヒトエグサ（アーサ）等の試験的な取組や、場所の制約を受けにくい陸上養殖への関心は高まりつつあり、都市型漁業に適した高付加価値かつ低環境負荷の次世代型養殖モデルの構築が求められている。

課題

- ✓ 都市型漁業における適地の確保と環境制約の克服
本市海域は航路や港湾利用など多目的に利用されており、新たな養殖漁場の確保が難しい。そのため、陸上養殖や未利用海域の活用など、都市環境と調和した養殖場所の選定と実証を進める必要がある。
- ✓ 「作る」から「稼ぐ」への転換（マーケットインの視点）
過去の試験養殖では、技術的な育成には成功しても、コストや販路確保の課題により事業化に至らない例があった。需要動向を踏まえ、高付加価値で安定供給が可能な魚種を選定するなど、収益性を重視した取組が求められる。
- ✓ 先端技術の実装と産学官連携体制の構築
陸上養殖等の次世代型養殖技術は初期投資や運用コストが高く、技術的難易度も高い。このため、漁協単独での導入は難しく、大学（琉球大学）や研究機関（OIST 等）、民間企業と連携し、本市を実証フィールドとした先端技術の導入と研究開発を推進できる体制の整備が必要である。

 施策内容

瀬長島周辺海域におけるヒトエグサ養殖の実現可能性調査を継続し、水産物の需要動向（マーケットイン）や漁業権域の状況を踏まえながら、新たな養殖業の導入を検討する。あわせて、陸上養殖技術の研究拠点形成に向け、産学官連携によるイノベーションの創出を推進する。




ヒトエグサの養殖




陸上養殖技術の研究拠点構築 *1*2

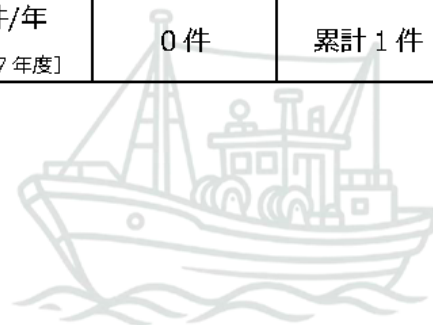
- * 1 琉ラボ, 「開催レポート！琉球大学養殖技術研究センター農水一体システム実証エリア一般公開見学会」
<https://ryulab.jp/news/251014coi-nextproject/>
- * 2 沖縄科学技術大学院大学, 「OIST が海洋研究施設「Sea neXus」運用開始 恩納村瀬長島漁港に最先端ラボ 地域や学外研究者も活用可能」
<https://www.oist.jp/ja/about/news-center/media-coverage/oistkahaiyangyanjiushishesea-nexus-yunyongkaishi-ennacunlailiangyuanyugangnizuixianduanraho>

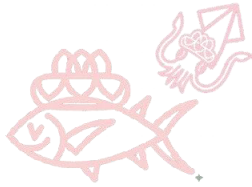
 実施主体等

実施主体	：	漁業者・漁協	那覇市
協力機関・団体等	：	沖縄県	教育・学術機関
		琉球大学	OIST

 取組の活動状況をみる指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
養殖の研究及び市場への試験的な流通	0 件/年 [令和 7 年度]	0 件	累計 1 件
陸上養殖技術の確立に向けた研究支援	0 件/年 [令和 7 年度]	0 件	累計 1 件





具体的施策 No.5

目標像を支える柱
柱 1：漁業生産基盤の確立と発展
基本方針
1-3：技術革新による効率化と安全性向上

産学官連携による新たな漁業モデル創出



現状と課題

現状


本市水産業は、漁業従事者の高齢化や水産資源の減少、燃料費高騰などの構造的な課題に直面しており、個々の漁業者や漁協の取組だけでは解決が難しい状況にある。このため、従来の延長線上にある改善だけでなく、デジタル技術や外部の知見を取り入れた新たな漁業モデルの構築が求められている。本市は県内の経済・情報の中心地であり、IT 関連企業や多様な産業が集積しているほか、大学や研究機関（琉球大学、OIST 等）とのアクセスにも優れている。しかし、これらの都市部の企業や研究機関が持つ技術や知見を、漁業現場が抱える課題と結び付ける仕組みが十分に整っておらず、都市型漁業としての強みを十分に活かしていない状況にある。

課題

- ✓ 課題解決型プロジェクトを組成する連携体制の強化
行政、漁協、大学、民間企業などが情報共有にとどまらず、漁業現場が抱える具体的な課題に対し、それぞれの技術や知見を持ち寄り、解決策の共同開発や実装する実務的な連携体制の構築が求められる。
- ✓ スマート水産技術の社会実装と実証フィールドの不足
スマート水産技術の研究開発は進んでいるものの、本市の漁業実態に合わせた活用方法の検証、採算性や操作性を確認するための実証実験の場や機会が十分に確保されていない。

✓ 効率化と安全性を両立する新モデルの確立

若者や新規就業者が安心して働ける環境を整えるためには、技術革新により収益性を高めるだけでなく、海難事故リスクの低減や重労働の軽減など、安全性と快適性を高め新たな操業モデルを確立することが求められる。

 施策内容


人材や後継者不足、水産資源の減少、燃料費や餌代の高騰など、漁業を取り巻く多様な課題の解決と新たな漁業モデルの創出を目指す。そのため、産学官をはじめとする多様な主体による連携体制を構築し、スマート水産技術の導入や効率的な漁業経営支援を推進する。



地域の課題を共に解決するパートナーとの包括的な連携協定の締結

産学官連携による新たな漁業モデルの構築*

* BLUE&GREEN REVOLUTION, 「食」と「エネルギー」の循環社会モデルの形成を目指します。
<https://coinext2.skr.u-ryukyu.ac.jp/>

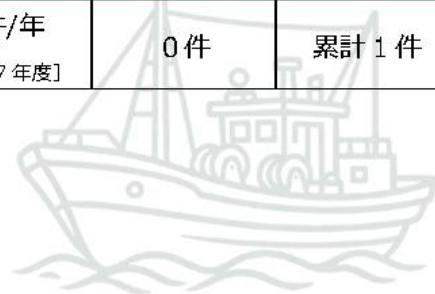
 実施主体等

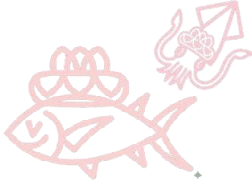
実施主体 : 那覇市 漁業者・漁協

協力機関・団体等 : 沖縄県 教育・学術機関

 取組の活動状況をみる指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
スマート水産技術等を活用した新たな漁業モデルの創出	0 件/年 [令和 7 年度]	0 件	累計 1 件





具体的施策 No.6

目標像を支える柱
柱 1：漁業生産基盤の確立と発展
基本方針
1-4：漁港と漁業関連施設・設備の高度化及び整備

漁業基盤のスマート化と周辺環境整備の促進




現状と課題

現状

本市水産業の拠点である泊漁港及び安謝小型船だまりでは、建設から長期間が経過し、荷捌き施設や製氷施設、冷凍冷蔵設備など主要な漁業関連施設の老朽化が進んでいる。これにより、故障対応の増加や非効率な作業動線が生じ、高齢化が進む漁業者の身体的・経済的負担が増大している。また、水産物流通では HACCP への対応など高度な衛生管理や ICT を活用した情報管理が求められているが、現在の施設構造や設備では十分に対応できず、本市産水産物の品質保持やブランド競争力の確保にも影響を及ぼしている。

課題

- ✓ HACCP に対応した施設機能への刷新
既存の開放型荷捌き施設の部分的な補修だけでは、温度管理や異物混入防止など高度な衛生基準への対応が難しい。国際基準や市場ニーズに対応した閉鎖型施設への更新など、衛生管理機能の抜本的な強化が求められる。
- ✓ 「スマート化」による作業効率の向上と省人化
担い手不足が進む中、漁港機能を維持するため、設備更新に加え、最新の製氷・冷凍技術や自動化機器の導入などにより作業の省力化と効率化を図り、労働環境の改善と生産性向上を進める必要がある。
- ✓ 戦略的な整備計画の策定と有利な財源の確保
老朽化施設の場当たりの修繕にとどまらず、地域漁業の将来像を踏まえた中長期的な施設整備計画を策定する必要がある。そのうえで、国や県の補助制度を活用し、財政負担を抑えながら計画的な施設更新を進める体制の構築が求められる。

 施策内容

泊漁港及び安謝小型船だまり等において、老朽化が進む荷捌き施設や製氷施設、冷凍冷蔵設備などの漁業関連施設について、改修、更新等を計画的に推進する。その際は、関係者間の連携を一層強化し、水産物の品質向上と漁業者の作業環境の改善につながる効率的な設備整備を図る。あわせて、地域漁業の持続可能性と競争力の強化に資する整備計画を策定し、国及び沖縄県の補助制度を戦略的に活用することで、漁業基盤の機能高度化を着実に進めていく。




荷捌き施設
(那覇地区漁協・那覇市沿岸漁協)



製氷施設
(那覇市沿岸漁協)




冷凍冷蔵施設
(那覇地区漁協)

 実施主体等

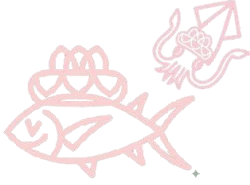
実施主体 :

協力機関・団体等 :

 取組の活動状況を見る指標 (KPI)

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
施設及び設備の改修・更新等	0 件/年 [令和 7 年度]	累計 1 件	累計 3 件





具体的施策 No.7

目標像を支える柱
柱 1：漁業生産基盤の確立と発展
基本方針
1-4：漁港と漁業関連施設・設備の高度化及び整備

泊漁港エリア一体の機能高度化と戦略的な再整備

現状と課題

現状

本市水産業の拠点である泊漁港は、生産・流通・加工機能に加え、「泊いゆまち」や「なはまぐる市場」等の観光・販売機能を併せ持つ都市型漁港として発展し、国内外から多くの来訪者を集める重要な拠点となっている。

一方で、開港から 50 年以上が経過し、岸壁の耐震化や各種施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている。さらに、今後は泊漁港エリアにおいて国道 58 号那覇北道路の整備も予定されており、周辺環境の大きな変化が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、令和 5～6 年度にかけて、基礎調査及び水産関係団体のヒアリングを実施し「泊漁港将来像構想」を策定した。現在は、令和 7～8 年度にかけてその実現に向けた「泊漁港等整備基本計画」の策定に取り組んでいる。

課題

✓ 限られた敷地における最適配置と機能高度化


国道整備により敷地が制約される中、漁業活動の効率性を維持しつつ観光拠点としての魅力を高めるためには、高度な土地利用計画（ゾーニング）の構築が不可欠である。動線の適切な分離や施設の集約化を図り、機能性と回遊性を両立させた戦略的なエリアデザインを推進する必要がある。

✓ 多様な関係者との合意形成と実行体制の強化

再整備には、漁港管理者である沖縄県をはじめ、那覇港管理組合、漁業協同組合、買受人組合、卸流通組合、マリン関連団体など多くの関係者が関わる。それぞれの立場やビジョンを丁寧に調整し、明確な将来像のもとで合意形成を図ることが重要である。また、「泊漁港等整備基本計画」の実行性を確保し、遅滞なく事業を推進するための強固な体制整備が求められる。

✓ 国・県との連携による事業スキームの確立と財源確保


泊漁港は沖縄県が管理する漁港であることから、大規模な再整備の実現には県との緊密な連携が前提となる。国や県の支援制度を最大限に活用し、持続的な事業実施を可能とする安定的な事業スキームの構築と財源の確保が必要である。

 施策内容

開港から 50 年以上が経過した本市水産業の重要拠点である泊漁港エリアの再整備に向け、コンセプト、ゾーニング、コンテンツ、イメージプラン、事業スキームなどについて、「泊漁港等整備基本計画」に基づき各関係団体と連携し着実に実施する。



那覇市泊漁港将来像構想における泊漁港エリアのゾーニング
 (現在は同構想に基づく泊漁港等整備基本計画を策定中)

 実施主体等

- 実施主体 : 漁業者・漁協
- 協力機関・団体等 : 沖縄県 那覇市
- 卸流通・加工業者

 取組の活動状況を見る指標 (KPI)

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
「泊漁港等整備基本計画」に基づく工程の進捗率	0%	50%	100%



具体的施策 No.8

目標像を支える柱
柱 2：水産物の高付加価値化による消費拡大
基本方針
2-1：消費拡大及び水産物のブランディング強化

「なはまぐろ」ブランドの確立と販売店舗拡大



現状と課題

現状

本市は、平成 22 年に「マグロ」を市魚に制定し、平成 30 年には沖縄県から「まぐろ類の拠点産地」の認定を受けた。これまで「なはまぐろブランド戦略」に基づき、泊漁港で水揚げされた「なはまぐろ」の PR に取り組んできた。

しかし、市民アンケートでは、約 74%が「那覇市産の水産物を優先的に購入したい」と回答するなど高い購買意向が示される一方で、「店頭やメニューに『那覇市産』の表示がない」「売り場で見たことがない」といった理由から実際の購入に結び付いていない実態が明らかとなった。

さらに、飲食店や宿泊事業者などの実需者からは、「なはまぐろ」のブランド価値が十分に伝わっていないことや、他産地との品質差や定義が分かりにくく差別化が困難であるとの指摘もある。ブランドとしての価値や認知度が市場や消費者に十分浸透していない現状がある。

課題

✓ 流通・販売現場における識別性の不足


消費者が購入しようとしても、店頭やメニューで「なはまぐろ」であることが判別しにくい状況にある。ロゴマークやキャッチコピー等を活用し、一目で那覇市産と分かる視認性の高い表示ルールを確立するとともに、流通・販売現場での徹底を図る必要がある。

✓ ブランド定義と提供価値の不明確さ

「なはまぐろ」が他地域のマグロとどのように異なるのか、鮮度や漁法等などの品質・特徴が十分に言語化・可視化されていない。市民・観光客・実需者それぞれのターゲットに対し、選ばれる理由となる明確なコンセプトとストーリーを構築し、戦略的に発信していく取組が求められる。

✓ 顧客接点（取扱店舗）の限定

「なはまぐろ」を日常的に購入、食べられる店舗に限られており、認知拡大の妨げとなっている。飲食店や小売店に対して品質を実感できる機会を提供し、自信を持って取り扱う協力店舗を組織的に拡充することで、消費者との接点を着実に増やしていく必要がある。

 施策内容

市場で流通している「なはまぐろ」の認知が十分に進んでいない現状を踏まえ、そのブランド価値の向上に取り組む。そのため、「なはまぐろ」の特徴や他地域との違いを明確にし、消費者の記憶に残るキャッチコピーやロゴマークを制作して、統一的なブランドイメージの定着を図る。併せて、飲食店関係者に対し、品質や特徴を実際に体感できる機会を提供し、「なはまぐろ」の魅力への理解を深める。さらに、自信を持って提供できる取扱店舗の拡充を進めることで、市内外における認知度の向上と販路の拡大につなげていく。




「なはまぐろ」PR 映像




「なはまぐろ」のロゴマーク



「なはまぐろ」のぼり

 実施主体等

- 実施主体 : 那覇市 漁業者・漁協
卸流通・加工業者
- 協力機関・団体等 : 飲食・小売事業者 観光関連事業者

 取組の活動状況を見る指標 (KPI)

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
那覇市民における「なはまぐろ」の認知度	65.8% [令和 7 年度]	70%	80%
「なはまぐろ」の取扱店舗割合 (県内)	推定 70%	80%	90%



具体的施策 No.9

目標像を支える柱
柱 2：水産物の高付加価値化による消費拡大
基本方針
2-1：消費拡大及び水産物のブランディング強化

水産物の消費拡大と「なはまぐろ」の付加価値向上



現状と課題

現状

本市は全国有数の水揚量を誇り、市魚であるマグロをはじめ、ソデイカやマチ類など多様な水産物が水揚げされる豊かな漁場を有している。しかし、食の多様化などの影響により、1世帯あたりの魚介類消費支出額は全国平均を下回る傾向にあり、まぐろ類を含む水産物全体の消費拡大が課題となっている。

「なはまぐろ」は本市の水産振興を象徴するブランドとして定着しつつあるが、それ以外の地魚については、一般消費者への認知や食べ方の提案が十分とは言えない。今後は、「なはまぐろ」ブランドを活かしながら、多様な地魚の魅力を発信し、本市水産物全体の価値向上と消費拡大につなげていくことが求められている。

課題

✓ 「なはまぐろ」を核とした水産物全体の魅力発信


「なはまぐろ」のブランド力を活かし、誘客や認知向上を図るとともに、その発信力を通じて旬の地魚など多様な水産物の魅力を伝え、消費拡大につなげるプロモーション展開が求められる。

✓ 体験と実食を通じたファン層の拡大

行政、漁協、流通事業者等が連携し、フェアや試食イベントなどを通じて「なはまぐろ」や地魚の魅力・食べ方を発信し、市民や観光客が本市の水産物に親しむ機会を創出する必要がある。

✓ 消費行動へ直結する情報ツールの整備

「なはまぐろ」や旬の地魚料理を提供する店舗を紹介するマップなどの情報ツールを整備し、消費者の関心を実際の来店や購買行動へと結び付ける仕組みづくりが重要である。

 施策内容

「なはまぐる」をはじめとする本市産水産物の消費拡大と付加価値向上を図るため、「なはまぐる」の魅力を分かりやすく伝えるコンセプトを明確にし、本市、漁業協同組合、卸業者等が連携してフェアや試食イベントなどのPR活動を実施する。あわせて、水産物を楽しめる店舗を紹介する「ランチマップ」等の情報ツールを作成し、来店や購買を促進することで、新規顧客の獲得と地域のにぎわい創出、消費拡大につなげる。



漁協、卸流通組合はじめとする複数の団体によるフェアの開催




「なはまぐる」のPRポイントを市民と検討する為のワークショップ




地域の水産物をお得に楽しめるランチマップの製作*

* ぬまづみなど商店街サイト、「ぬまづみなどマップ」, <https://numazuminato.com/minatomap/>

 実施主体等

実施主体 : 那覇市 漁業者・漁協
卸流通・加工業者 飲食・小売事業者
 協力機関・団体等 : 観光関連事業者

 取組の活動状況をみる指標 (KPI)

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
「なはまぐる」のコンセプト設計	-	1 件	1 件
那覇市水揚げのマグロ単価全国比	65% [令和 6 年]	85%	100%
那覇市 1 世帯 (総世帯) あたりの魚介類年間消費支出額	沖縄県比 91% [令和 6 年]	沖縄県比 100%以上	沖縄県比 110%以上
那覇市 1 世帯 (総世帯) あたりのマグロ年間消費支出額	全国比 94% [令和 6 年]	全国比 100%以上	全国比 110%以上

補足 1 : マグロ単価全国比は、水産庁による水産物流通調査の「くるまぐる (生)」、「びんなが (生)」、「めばち (生)」、「きはだ (生)」における水揚量及び価格より算出



具体的施策 No.10

目標像を支える柱
柱 2：水産物の高付加価値化による消費拡大
基本方針
2-1：消費拡大及び水産物のブランディング強化

「なはまぐろ」上位ブランドの確立と市場価値向上

📋 現状と課題

現状

「なはまぐろ」は一定の認知度を有しているものの、その定義は「泊漁港で水揚げされた生鮮まぐろ類」という産地要件が中心であり、品質基準による区分が明確ではない。そのため、一般的なものから最高級の品質を持つものまでが同ブランドで流通し、消費者や実需者にとって品質の違いが分かりにくい状況にある。

その結果、本来は高値で取引されるべき高品質のマグロであっても、市場全体の相場変動の影響を受け、十分な付加価値が価格に反映されていない場合がある。他産地では、厳格な品質基準によるプレミアムブランドを確立し高単価取引を実現している事例もあり、本市においても、量だけでなく質を重視する戦略への転換が求められている。

課題

✓ 明確な品質基準と厳格な検査認定システムの構築


「なはまぐろ上位ブランド」の確立に向け、クロマグロ及びメバチマグロについて、令和 6～7 年度に大きさや鮮度、脂質等の認定基準を策定し、仲買人の目利きによる検査認定体制を構築するとともに、「なはまぐろ^{おもの}御物」と命名した。今後は中長期計画のもと、漁業者や仲卸事業者等の関係者と連携し認定基準の妥当性や運営体制の実効性を検証し、ブランドの確立を図ることが求められる。

✓ ターゲットを絞り込んだ戦略的マーケティング

なはまぐろ^{おもの}御物は、上位ブランドに相応しい寿司店や高級飲食店、ホテルなどの高付加価値市場を主な対象とする。通常の「なはまぐろ」とは異なる販売チャネルや販促戦略を構築し、上位ブランド価値に見合った適正価格での取引実現を図ることが重要である。

✓ ブランド全体の価値向上への波及

なはまぐる^{おもの}御物の PR 促進強化を通じて認知度向上を図るとともに、その波及効果により、「なはまぐる = 高品質」というブランドイメージの確立を促進する。これにより、「なはまぐる」全体の評価及び取引価格の向上につなげ、ブランド全体として持続的な好循環を生み出す仕組みを構築する。

 施策内容

「なはまぐるブランド戦略」に基づく流通実証戦略を推進し、最高級品質の「なはまぐる^{おもの}御物」の上位ブランド確立を目指す。生産から流通までの流通事業及び調査を継続して実施するとともに、消費者ニーズや市場動向を踏まえ戦略の高度化を図る。その成果を上位ブランドの強みとして明確化し、競争力を高めるとともに、この成果を「なはまぐる」ブランド全体へ波及させ、市場価値向上を通じて本市水産業の発展に寄与する。




「なはまぐる御物」ロゴ




「なはまぐる御物」



「なはまぐる御物」
認定証

 実施主体等

- 実施主体 : 那覇市 漁業者・漁協
卸流通・加工業者
- 協力機関・団体等 : 飲食・小売事業者 観光関連事業者

 取組の活動状況をみる指標 (KPI)

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
「(仮称) なはまぐる ^{おもの} 御物ブランド協議会」 の運営管理体制の確立及び市場流通	-	1 件	1 件
「なはまぐる ^{おもの} 御物」の取引価格	クロマグロ 10,000 円/kg	クロマグロ 15,000 円/kg	クロマグロ 20,000 円/kg
	メバチ 5,000 円/kg	メバチ 10,000 円/kg	メバチ 12,000 円/kg



具体的施策 No.11

目標像を支える柱
柱 2：水産物の高付加価値化による消費拡大
基本方針
2-1：消費拡大及び水産物のブランディング強化

インバウンド需要拡大に向けた多言語対応等と環境整備の促進



現状と課題

現状

本市への入域観光客数は、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後、国内外ともに順調に回復しており、今後も過去最高水準の更新が見込まれている。市内の水産業拠点である泊漁港エリア（泊いゆまち、なはまぐろ市場）は、多くの観光客が訪れる人気スポットとなっているが、施設内の多言語対応は、店舗ごとのメニュー表記や紙媒体の案内など個別対応に依存している部分が大きく、統一的な情報発信体制は十分に整っていない。

また、インバウンド観光客のニーズは多様化しているものの、本市産水産物の魅力や特徴（鮮度や食文化、食べ方など）を十分に伝えきれていないため、「なはまぐろ」等の地域産品よりも、知名度の高い他魚種が選ばれる傾向も見られる。デジタル技術を活用した効果的な情報発信や快適な滞在環境の整備はまだ十分とは言えず、来訪者数の増加を購買行動や消費拡大へ十分に結び付けられていない状況にある。


課題

✓ 多言語・デジタルによる情報発信基盤の未整備

増加するインバウンド観光客に対し、本市産水産物の魅力を分かりやすく伝える多言語案内やサインージ情報発信の整備が十分ではなく、言葉の壁により購買機会を逃している状況がある。

✓ インバウンド消費の「質」の向上（単価アップ）

来訪者数の増加だけでなく、地域の食文化や水産物の背景にあるストーリーを効果的に発信し、付加価値を理解してもらうことで、消費単価の向上につなげる取組が求められる。

 施策内容

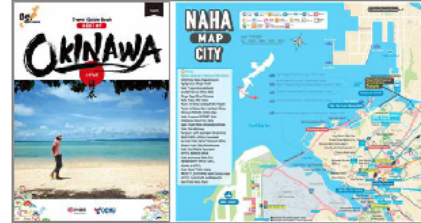
近年、本市への入域観光客数は、国内・インバウンドともに回復・増加しており、今後も過去最高水準の更新が見込まれている。このため、市内有数の観光スポットである泊漁港エリアを中心に、多言語サイネージや多言語マップの整備、QR コードを活用したデジタルコンテンツの提供など、多言語対応とデジタル技術を活用した情報発信を推進する。あわせて、観光客が快適に滞在できる環境整備を進めることで、本市産水産物や地域を効果的に発信し、インバウンドの購買促進と満足度向上を図り、経済の活性化と持続可能な観光の推進につなげる。



観光案内用の AI 対話型
多言語デジタルサイネージ




QR コード付与のデジタルコンテンツ



多言語に対応したガイドやマップ*

* 沖縄観光パンフレットギャラリー、「Travel Guide Book BEST OF OKINAWA」
<https://travel-brochures.okinawastory.jp/archives/brochure/travel-guide-book-best-of-okinawa>

 実施主体等

- 実施主体 : 漁業者・漁協 卸流通・加工業者
- 協力機関・団体等 : 那覇市 沖縄県
- 観光関連事業者

 取組の活動状況をみる指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
泊漁港エリアに新規導入・設置した多言語・デジタル情報提供ツールの導入件数	-	累計 5 件	累計 10 件
泊漁港エリアに来訪したインバウンド旅行者の数（年間）	推定 40 万人/年	45 万人/年	50 万人/年



具体的施策 No.12

目標像を支える柱
柱 2：水産物の高付加価値化による消費拡大
基本方針
2-2：高付加価値化商品の開発と 6 次産業化の推進

消費者ニーズを反映した商品の開発と六次産業化促進




現状と課題

現状

近年、ライフスタイルの変化に伴い、家庭では調理時間の短縮や下処理に伴う生ゴミの削減、骨を取り除く手間を省くなど、利便性の高い水産物へのニーズが高まっている。また、市内の小学校や保育所等の給食を担う学校給食センターや調理場では、衛生管理の徹底や調理効率化の観点から、食材はフィレや切り身、骨なし等下処理済みの状態で納品されることが求められている。しかし、本市の水産業では、こうした実需者（給食現場等）が求める厳格な規格（サイズ、形状、骨抜き等の加工）に対応できる加工体制や、限られた給食費の範囲内で価格と数量を安定して供給する仕組みが十分に整っていない。このため、地産地消のニーズがあるにもかかわらず、本市産水産物の活用が進みにくい状況が一部で生じている。

課題

- ✓ 実需者ニーズ（規格）に合致した加工体制の構築
学校給食等で求められる「骨なし」「一定規格の切り身」などの納品条件に対応するため、必要な加工設備や技術を整備するとともに、実需者ニーズを踏まえた商品開発を進めて、供給側の対応力を強化する必要がある。
- ✓ 6次産業化による価格・供給の安定化
漁獲の変動を受けやすい水産物について、冷凍加工や備蓄機能を備えた 6 次産業化を推進し、学校給食等の計画的な発注に対応できる安定した供給体制と価格の維持を図ることが重要である。
- ✓ 高付加価値商品の開発と販路の多様化
「獲れたものを売る」だけでなく、消費者の「手間を省きたい」「贈答用にしたい」といったニーズに対応したミールキットやギフト商品などの高付加価値商品を開発する。あわせて、給食向け加工と一般消費者向け商品の両立により販路を多様化し、事業全体の収益性向上を図ることが求められる。

 施策内容

消費者の「調理の手間がかからない」「冷凍保存できる」といったニーズに対応するため、水産物を活用した高付加価値の加工品や贈答品・土産品の開発を進め、6次産業化を促進する。また、漁協等による加工体制の強化を図り、地域の小学校や保育所等の給食向け食材として安定供給できる水産加工品の提供を目指す。あわせて、地域資源を活かした商品の展開により消費拡大と地産地消を促進し、漁業者の収益性向上と地域経済の活性化につなげる。




那覇市産のセイイカを原料とした加工品



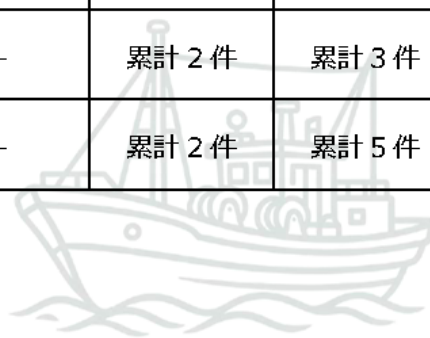
那覇市沿岸漁協が所有する
コンテナ型の加工場と加工機器

 実施主体等

実施主体	:	漁業者・漁協	卸流通・加工業者
		飲食・小売事業者	観光関連事業者
協力機関・団体等	:	那覇市	沖縄県

 取組の活動状況を見る指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和12年度]	最終目標値 [令和17年度]
新商品の開発	-	累計2件	累計5件
6次産業化	-	累計2件	累計3件
給食を自園調理により提供している市内 小規模小学校等への水産メニューの提供	-	累計2件	累計5件





具体的施策 No.13

目標像を支える柱
柱 2：水産物の高付加価値化による消費拡大
基本方針
2-2：高付加価値化商品の開発と 6 次産業化の推進

水産物の副産物や未利用資源を商品化し持続可能な水産業の発展

現状と課題

現状

本市の漁業では、主要魚種であるまぐろ類の陰で、市場評価が低い「未利用・低利用資源」が課題となっている。具体的には、小型のキハダマグロ（シビ）やシイラ、規格外の雑魚などが水揚げされるものの、単価が低く、鮮度保持や輸送のコストに見合わない場合には廃棄や極めて安価で取引されることもある。


一方で、本市を訪れる観光客は地域ならではの食文化や土産品への関心が高く、特にホテルでの食事利用や持ち帰り可能な商品への需要が高まっている。しかし、これらの低利用資源を活用し、常温保存が可能で持ち帰りやすい加工品や、ホテル等で活用できる食材として商品化した事例はなく、貴重な水産資源を漁業者の所得向上や地域経済の活性化につなげる取組が十分に進んでいないのが現状である。

課題

- ✓ 「未活用の状態や安価な加工原料」から「高付加価値な商品」への転換
低利用魚は鮮魚としての流通が難しいため、加工による付加価値向上が不可欠である。しかし、天ぷらやフライ等の安価な加工原料としての利用にとどまる例が多く、観光客が手に取りやすいパッケージや常温保存が可能な加工技術、デザイン性を備えた「稼げる商品」としての開発力が十分とは言えず、未利用資源を地域ブランド商品へと転換する取組が求められている。
- ✓ マーケットイン（出口戦略）に基づいた商品設計
「獲れたから作る」という発想ではなく、ホテルや土産店などの販売先のニーズを踏まえ、朝食バイキングでの使いやすさや、おつまみ需要等を分析し、販売先から逆算した商品開発と販路開拓を進める必要がある。

✓ 資源の有効活用による収益構造の改善

未利用資源を廃棄や安値での販売にとどめるのではなく、新たな収益源として活用することで、燃料高騰等で影響を受けやすい漁業経営の収益構造を多角化させ、安定化を図る必要がある。あわせて、食品ロス削減の観点からも、持続可能な水産業モデルの構築が求められる。

 施策内容


水産物の副産物や未利用資源（シビマグロ、シイラ、雑魚等）の有効活用を図るため、市場調査や販売先を見据えた出口戦略の分析・検討を行う。あわせて、観光客向けに保存性が高く少量でも付加価値の高い加工品の開発・販売を促進し、市内ホテルの売店や朝食バイキング等での提供を通じて認知度向上を図る。さらに、土産物としての流通も視野に入れ、未利用資源の活用による漁業者の収益向上と地域経済の活性化につなげる。




価格がつきづらいシビマグロ・シイラ



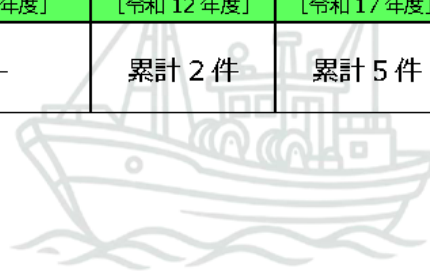
単価の高い水産加工品（土産品）の開発・販売

 実施主体等

- 実施主体 : 漁業者・漁協 那覇市
- 協力機関・団体等 : 卸流通・加工業者 飲食・小売事業者
- 観光関連事業者

 取組の活動状況を見る指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
副産物や未利用資源の活用	-	累計 2 件	累計 5 件





具体的施策 No.14

目標像を支える柱
柱 2：水産物の高付加価値化による消費拡大
基本方針
2-3：トレーサビリティと品質保証体制の強化

信頼性確保を目指したトレーサビリティ実証の実施

現状と課題

現状

世界的に水産資源管理の強化や IUU 漁業（違法・無報告・無規制）対策、食品の安全性確保への要求が高まる中、日本国内でも令和 4 年度に水産流通適正化法が施行され、水産物の流通履歴や出自を明らかにする取組が進められている。

本市が令和 6 年度に実施した市民アンケートでは、約 7 割が「那覇市産の水産物を優先的に購入したい」と回答しており、地産地消や食の安全に対する意識の高さがうかがえる。しかし、現在の流過程では産地や生産者、漁獲方法などの情報が消費者に届くまで十分共有されておらず、店頭で「那覇市産」である確証を得にくい状況がある。また、生産や流通現場での記録管理はアナログな手法が中心であり、デジタル化技術を活用した効率的な履歴管理の仕組みは十分に整備されていない。

課題

✓ 購買意欲を行動に繋げる情報の可視化


「那覇市産の水産物を購入したい」という市民ニーズは高いものの、店頭での産地表示や生産履歴の情報が十分に伝わっていないため、実際の購買行動につながりにくい状況がある。消費者が安心して商品を選べるよう、生産から販売までの履歴情報を可視化し、確実に伝える仕組みの構築が求められる。

✓ 実効性のあるシステム導入に向けた実証

多忙な漁業・流通現場では、新たな記録・管理システムの導入に伴う作業負担やコストが課題となる。そのため、デジタル技術を活用し、現場の負担を最小限に抑えながら正確な情報を共有できる持続可能な仕組みについて、実証と検証を進める必要がある。

✓ 「信頼」によるブランド価値の裏付け

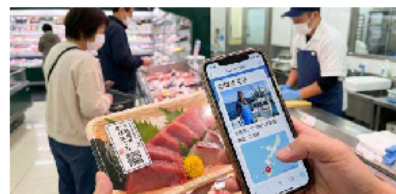
「なはまぐる」等のブランド価値を高めるためには、味や鮮度だけでなく、「いつ、どこで、誰が獲ったか」を示す品質保証体制の構築が重要である。客観的な履歴情報を提示することで、消費者からの信頼を高める必要がある。

 施策内容

近年、日本国内では水産物の安全確保や持続可能な資源管理への関心が高まっており、水産物の生産・流通履歴を明確にする取組が求められている。令和 6 年度に本市が実施した市民アンケートにおいても、回答者の約 7 割が「那覇市産水産物を優先的に購入したい」と回答しており、地元産水産物への関心の高さがうかがえる。こうした状況を踏まえ、泊漁港等で水揚げされた水産物について、産地情報から流通、加工、販売までの履歴を記録・管理し、確認できる「トレーサビリティシステム」の導入に向けた実証を行う。これにより、品質保証体制の強化を図るとともに、那覇市産水産物に対する消費者の信頼性向上を促進し、水産業の持続的な発展につなげる。




なはまぐるブランド戦略における売場での漁港名・漁協名・漁船名の表示イメージ



QR コードを利用したトレーサビリティ

 実施主体等

- 実施主体 : 漁業者・漁協 卸流通・加工業者
飲食・小売事業者
- 協力機関・団体等 : 那覇市 市民

 取組の活動状況を見る指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
水産物におけるトレーサビリティシステム導入に向けた実証	0 件 [令和 7 年度]	累計 1 件	累計 1 件
那覇市の水産物を優先的に購入したいと思う割合	74% [令和 6 年度]	85%以上	90%以上



具体的施策 No.15

目標像を支える柱
柱 2：水産物の高付加価値化による消費拡大
基本方針
2-4：販路拡大と誘客促進

地域水産物 PR 戦略の強化



現状と課題

現状

本市は、国内外を結ぶ空路・海路の玄関口として、クルーズ船の寄港や MICE（会議・研修・イベント等）の開催などにより、多くの観光客やビジネス客が訪れる交流拠点となっている。しかし、これらの来訪者に対し、本市が「水産物のまち」であり、「なはまぐる」等の地元産水産物を楽しめる地域であるという情報は十分に発信できていない。

現状の PR は、イベント時のチラシ配布やポスター掲示などアナログ媒体が中心で、若年層や個人旅行客に有効な SNS 等のデジタルツールを活用した広域的かつ即時性のある情報発信は十分とは言えない。また、宿泊施設やクルーズ船、旅行会社など観光関連事業者との連携も限定的であり、本市の水産物を観光資源として戦略的に発信する体制の構築が課題となっている。

課題

✓ ターゲットに即した戦略的なメディアミックス


従来のチラシやポスターなどの情報発信に加え、観光客や若年層に効果的な SNS や WEB 媒体を積極的に活用する必要がある。ターゲットの属性に応じて、アナログ媒体とデジタル媒体を組み合わせた戦略的な情報発信の強化が求められる。

✓ 観光関連産業（MICE・クルーズ等）との連携強化

拡大するインバウンドや MICE 需要を取り込むため、ホテル、クルーズ船、旅行会社等と連携し、本市の水産物を「食の観光資源」として活用した PR 活動を展開することで、泊漁港エリアや市内飲食店へ誘客を図る仕組み作りが必要である。

✓ 継続的なイベント開催による認知の定着

単発のイベントにとどまらず、定期的なフェアやキャンペーンを継続して開催することで、市民や来訪者に「那覇に行けば美味しい魚に出会える」というイメージを定着させ、継続的な消費と地域水産物のブランド価値向上につなげる必要がある。

 施策内容

「なはまぐる」をはじめとする本市産水産物の認知度向上と消費拡大を図るため、定期的なフェアやイベントの開催に加え、SNS、ポスター、チラシ、パンフレットなど多様な媒体を活用した情報発信を積極的に行う。あわせて、観光関連事業者や飲食店等とも連携し、観光客を含めた幅広い層に向けて本市水産物の魅力を発信することで消費者の購買意欲を高め、地域ブランドの価値向上と水産物の消費促進につなげる。




那覇市沿岸漁協が毎年実施しているイベント（えんがん朝市）




えんがん朝市でのセリ体験の様子



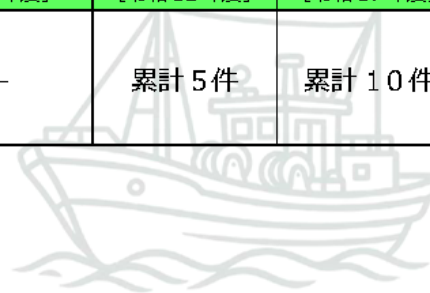
「なはまぐる」PR に向けた SNS

 実施主体等

- 実施主体：那覇市 漁業者・漁協
卸流通・加工業者 飲食・小売事業者
 協力機関・団体等：観光関連事業者

 取組の活動状況をみる指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
観光関連事業者（MICE、クルーズ船、宿泊施設等）と連携した「なはまぐる」等の PR 活動	-	累計 5 件	累計 10 件





具体的施策 No.16

目標像を支える柱
柱 2：水産物の高付加価値化による消費拡大
基本方針
2-4：販路拡大と誘客促進

「泊いゆまち」と「なはまぐる市場」施設環境の整備


現状と課題

現状

「泊いゆまち」や「なはまぐる市場」は、本市の水産物販売拠点であるとともに、多くの観光客が訪れる人気スポットとして定着している。しかし、現状の施設は水産物の販売を中心とした機能が主体であり、購入した刺身や惣菜などをその場でゆっくり味わえる飲食スペースや休憩スペースは十分とは言えない。特に、夏場の高温多湿な環境下では、日除けやベンチなどの休息環境が不足していることが、子ども連れのファミリー層や高齢者にとって身体的な負担となっている。このため来訪者の滞在時間が短く、施設利用が買い物中心の「通過型」にとどまる傾向がある。また、施設の魅力や活気を視覚的に発信するフォトスポット等の仕掛けも少なく、来訪者による SNS を通じた情報発信の機会を十分に活かしていない状況にある。

課題

- ✓ 「通過型」から「滞在型」への転換
購入した商品をもその場で楽しめる飲食スペース（イートイン機能）を整備し、来訪者の滞在時間を延ばすことで、施設内の回遊や追加購入を促進し、消費単価の向上につながる環境づくりが必要である。
- ✓ 全世代が快適に過ごせるユニバーサルな環境整備
沖縄の気候に配慮した日除け付きスペースやベンチを整備し、子どもから高齢者まで幅広い世代が天候に左右されず安心して滞在できる休息環境を整えることが求められる。
- ✓ SNS 拡散を誘発する空間演出
沖縄らしいデザインのオブジェやフォトスポットを設置し、来訪者が写真を撮影・共有したくなる空間を演出することで、SNS を通じた情報拡散を促し、認知度向上と集客力の強化につなげることが重要である。

 施策内容

市民や県民、観光客が快適に過ごせる環境の整備を目指し、「泊いゆまち」や「なはまぐる市場」における既存の飲食スペースの充実を図るとともに、新たな飲食・休憩スペースの整備を推進する。子どもから高齢者まで幅広い世代が安心して長時間滞在できる環境整備を整える。また、「なはまぐる」のモニュメントなど本市の特色を生かしたフォトスポットを設置し、SNS での発信を促すことで賑わいの創出と認知度向上につなげる。




飲食スペースの増設




なはまぐる市場 2 階 テラス席



フォトスポット

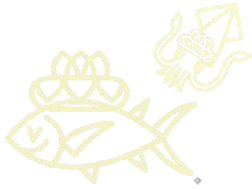
 実施主体等

実施主体 :
 協力機関・団体等 :

 取組の活動状況を見る指標 (KPI)

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
市場内における滞在時間の増加	25 分 [令和 7 年]	45 分	60 分





具体的施策 No.17

目標像を支える柱
柱 3：水産業を守り育て次の世代へ
基本方針
3-1：漁業者の技術向上と経営力強化

「漁師塾」の設立による漁業者支援と経営力強化



現状と課題

現状

本市の漁業就業者数は減少傾向にあり、次世代の担い手確保が大きな課題となっている。一方、新規就業者の中には、経営計画を十分に検討しないまま高額な船舶や設備を購入し、維持費や燃料費の負担増により経営に苦慮するケースも指摘されている。

また、水産物の高付加価値化に不可欠な「生き締め」や鮮度保持などの技術については、その重要性は認識されているものの、漁船や漁業者によって品質差が生じることもあり、技術の標準化や継承が十分に進んでいない。さらに、漁業者が経営ノウハウを体系的に学んだり、専門家による経営診断を受けたりする機会は限られており、持続可能な漁業経営を支える人材育成と支援体制の強化が求められている。

課題

✓ 実践的な技術継承システムの不足


若手漁業者や新規就業者が、熟練漁業者の持つ漁労・航海技術や「生き締め」「鮮度保持」等の実践的技術を体系的に学ぶ機会が不足しており、技術継承の仕組みづくりが必要である。

✓ 経営感覚の向上と専門的アドバイスの充実

漁業者が収支バランスを踏まえた設備投資や補助制度の活用を適切に進めるためには、中小企業診断士等の専門家による経営診断を通じて経営状況を可視化し、具体的な改善につなげる支援体制の整備が必要である。

✓ 所得向上に向けた「自立型経営」への転換

資源変動や燃料費高騰などの外部環境に対応するため、漁業者が生産活動に加え経営管理にも主体的に取り組む必要がある。技術向上と経営力強化を一体的に支援する体制として、「漁師塾」等の仕組みづくりが求められている。

 施策内容

新規就業者や若手漁業者の育成を目的に、実践的な漁労技術や航海技術、魚の生き締め・鮮度保持技術等を体系的に学べる「漁師塾」を設立する。あわせて、中小企業診断士等の外部専門家による経営診断を実施し、漁家の経営状況の見える化と経営改善に向けた助言を行うとともに、活用可能な補助制度の提案や申請支援を行う。これにより、漁業者の技術力と経営力の向上を図り、持続可能で安定した漁業経営の確立を目指す。




漁師塾による技術の継承
(漁労技術)



漁師塾による技術の継承
(魚の生き締め)



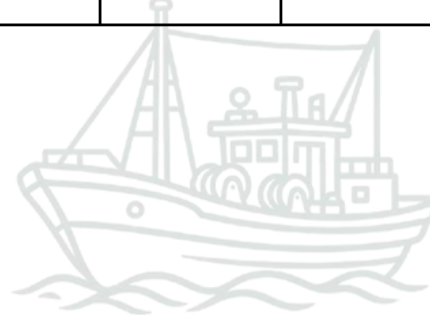
専門家による経営診断

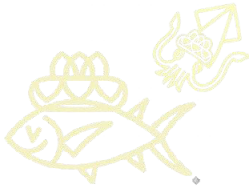
 実施主体等

実施主体 : 漁業者・漁協
 協力機関・団体等 : 那覇市 沖縄県
教育・学術機関

 取組の活動状況を見る指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
漁業者の技術向上に向けた「那覇漁師塾(仮)」の立ち上げ	-	累計 1 件	累計 1 件
漁業者の経営力強化に向けた事業の検討及び実施	-	累計 5 件	累計 10 件





具体的施策 No.18

目標像を支える柱
柱3：水産業を守り育て次の世代へ
基本方針
3-2：多様な産業との連携

観光関連産業連携型コンテンツの開発による魅力発信


現状と課題

現状

本市は沖縄観光の玄関口として国内外から多くの観光客が訪れており、泊漁港エリアは新鮮な水産物を楽しめる場所として人気を集めている。一方で、漁港の歴史や「サバニ」「ハーリー」などの伝統文化、漁業そのものを観光資源として活用した「体験型コンテンツ」の提供は十分とは言えない。現在、一部の漁業者が遊漁や体験活動を個別に実施している事例はあるが、予約管理やツアー造成、ガイド対応などの運営ノウハウが不足しており、漁業と並行して継続することは負担が大きい状況にある。また、観光事業者と連携した組織的な受入体制も整っておらず、観光需要を漁業者の所得向上や担い手確保につなげる仕組みは十分に構築されていない。このため、観光関連産業と連携し、漁業体験や地域文化を活かした魅力ある観光コンテンツの開発と提供体制の整備が求められている。

課題

- ✓ 地域資源（歴史・文化）のコンテンツ化不足
那覇の海には独特の地形に加え、港町の歴史やハーリー等の伝統文化が存在するが、これらを「漁業体験」と組み合わせた魅力ある観光コンテンツとして十分に商品化できていない。ストーリー性のある高付加価値な体験型商品の開発が必要である。
- ✓ 異業種連携による持続可能な運営体制の未確立
漁業者が漁業に専念できるよう、集客や予約管理、ガイド対応、決済などの業務を観光事業者が担う役割分担の仕組みが十分に整っていない。異業種連携による持続可能な運営体制の構築が求められる。
- ✓ 情報発信とターゲットへの訴求不足
開発された漁業体験コンテンツを、回復するインバウンドや国内観光客に効果的に届けるための情報発信が不足している。本市が海業や漁業体験を楽しめる地域であるという認知を高める取組が必要である。

 施策内容

本市の漁港や漁師、水辺文化、漁師料理、港の歴史などの地域資源を活用し、観光客を対象に漁業・観光・歴史の要素を融合した新たな漁業体験コンテンツの開発・提供を行う。ツアーでは、沖縄の海を眺めながら地域固有の歴史や文化に触れるとともに、サバニやハーリーの背景にある伝統や由来について学ぶ機会を創出する。また、沖縄特有の魚や海洋環境を間近に観察し、ツアーガイドによる解説を通じて自然や海洋文化を間近に体験することで、沖縄の自然への理解を深める。このような観光関連事業者との連携により、地域の魅力発信と観光価値の向上を図り、漁業者の所得向上と地域活性化につなげる。




ハーリーの乗船体験




グラスボードによる海中観察



現地ツアーガイドによる
那覇市水産業の説明

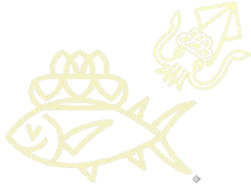
 実施主体等

実施主体 : 漁業者・漁協 観光関連事業者
 協力機関・団体等 : 那覇市

 取組の活動状況を見る指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
観光関連事業者との連携による新たな水産体験型コンテンツの開発	—	累計 1 件	累計 3 件
水産体験型コンテンツの参加者数	—	100 人/年	300 人/年





具体的施策 No.19

目標像を支える柱
柱 3：水産業を守り育て次の世代へ
基本方針
3-3：次世代の担い手確保と人材定着促進

若者向け漁業体験・フェアを通じた人材確保及び育成



現状と課題

現状

本市の漁業就業者数は減少傾向にあり、2023 年漁業センサス（海面漁業調査）では 65 歳以上の就業者の割合が 34.0%に達するなど、担い手不足と高齢化が深刻化している。これまで各漁業協同組合では、沖縄県が主催する「漁業就業支援フェア」への参加や、本市と連携した市内小学生向け水産教室などを通じて人材確保や漁業理解の促進に取り組んできた。

しかし、将来の職業選択を具体的に考える中学生・高校生や若年層に対して、漁業の魅力や働き方、収入の仕組み、支援制度等を伝える情報発信は十分とは言えない。また、実際に海に出る体験や魚に触れる機会も限られているため、漁業に対するイメージと現実のギャップが生じやすく、担い手確保に向けた新たな取組が求められている。

課題

✓ 進路選択層に対する戦略的な情報発信の不足


小学生向けの啓発活動に加え、進路選択期にある中高生や若者に対し、漁業が職業として成り立つことや具体的なキャリアモデルを分かりやすく伝える情報発信、教育プログラムの充実が求められている。

✓ 「那覇市」に特化したマッチング機会の不足

県全体を対象としたフェアだけでは、本市の都市型漁港としての特徴や魅力を十分に伝えにくい。本市の漁業者と就業希望者が直接交流できる独自の就業フェア等を開催し、具体的な就業条件や想いを共有する場を設ける必要がある。

✓ 就業体験によるミスマッチの解消

就業後の早期離職を防ぐため、実際の漁労作業や海での仕事を体験できる実践的なインターンシップや体験プログラムを充実させ、就業意欲の醸成と職業適性の確認につなげる仕組みづくりが必要である。

 施策内容

漁業の魅力や働き方を若者に伝えるため、主な漁法の紹介や若手漁業者へのインタビュー、新規就業者への支援制度、漁業者のキャリアモデル等をまとめたパンフレットを活用し、漁業協同組合等と連携して市内中学校や高校での出前講座や学習プログラムを実施する。また、本市独自の「漁業就業支援フェア」を開催し、漁業に関心を持つ若者と漁業者が直接交流できる機会を創出する。さらに、漁業体験イベント等を通じて実際の海の仕事の魅力ややりがいを体感できる場を提供し、漁業への理解促進と次世代の担い手確保につなげる。




漁業者のキャリアモデルを取りまとめたパンフレット




本市独自の漁業就業フェア



リアルな漁業体験

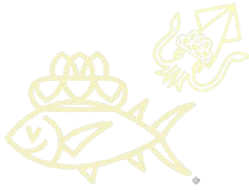
 実施主体等

実施主体 : 那覇市 漁業者・漁協
 協力機関・団体等 : 教育・学術機関

 取組の活動状況をみる指標 (KPI)

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
就業支援フェア等によるマッチング件数	—	累計 3 件	累計 5 件
新規就業に向けた漁業体験者数	—	累計 150 人	累計 300 人
新規漁業就業者数	14 人/年 [令和 5~6 年度]	累計 70 人	累計 140 人
漁業就業者数	201 人 [令和 6 年度]	221 人	241 人

補足 1 : 「漁業就業者」とは、漁船を使用して行う漁業（漁船漁業）に従事する者をいう。



具体的施策 No.20

目標像を支える柱
柱 3：水産業を守り育て次の世代へ
基本方針
3-4：漁業文化の継承と魅力発信

漁業を身近に感じるための水産教室等の開催

現状と課題

現状

本市は平成 22 年に「マグロ」を市魚に制定し、平成 30 年には沖縄県から「まぐろ類の拠点産地」の認定を受けた。泊漁港で水揚げされる「なはまぐろ」は、本市を象徴する水産物である。一方で、食生活の欧米化や、魚料理は「下処理に手間や時間がかかる」「生ゴミが出る」「骨の処理が大変」といった負担から敬遠される傾向が強まり、市民の「魚離れ」が進んでいる。特に単身世帯や若年層では、自宅で魚を調理して食べる機会が減少している。

これまで市と漁業協同組合が連携し、小学校で漁業者による講話や解体ショーなどの「水産教室」を実施してきたが、実施校数や回数は限定的である。

課題

✓ 体験機会の拡充と実施体制の強化


現在の水産教室は単発的な開催にとどまる場合が多く、市内全域への普及には至っていない。本市、漁協、学校が連携し、より多くの学校で継続的に実施できる体制の構築が必要である。

✓ 「体験」から「意識醸成」への深化

魚を見る・知るだけでなく、自ら調理し味わう体験を通じて、子どもたちが「なはまぐろ」を地域の誇りとして認識し、本市の水産業への愛着や親近感を深めるプログラムの充実が求められる。

✓ 家庭への波及と食文化の継承

学校での体験を家庭での会話や食卓へと広げ、子どもから保護者、地域へと魚食文化を伝える取組が不足している。食文化の継承と将来的な本市産水産物の消費者育成につなげる仕組みづくりが重要である。

 施策内容

市内小学校において、漁業者による「なはまぐろ」の講話や解体ショーを実施し、その後試食や調理体験を行う「水産教室」を開催する。体験を通じて食育を推進し、「なはまぐろ」をきっかけに本市の水産業を身近に感じてもらい、地域の水産業への理解と関心の醸成を図る。




水産教室の様子①
(漁協による水産業の紹介)




水産教室の様子②
(マグロ解体ショー)



水産教室の様子③
(児童らによるマグロ調理)

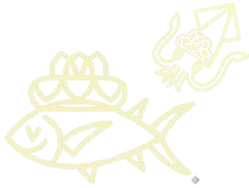
 実施主体等

実施主体 : 那覇市 漁業者・漁協
 協力機関・団体等 : 教育・学術機関

 取組の活動状況を見る指標（KPI）

指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
市内の小学生を対象とした水産教室の実施後アンケート調査により、水産業への関心度が上昇した割合	—	90%以上	90%以上





具体的施策 No.21

目標像を支える柱
柱 3：水産業を守り育て次の世代へ
基本方針
3-4：漁業文化の継承と魅力発信

「なはまぐろ」を活用した学校給食と食育プロジェクトの促進



現状と課題

現状

本市は県内マグロ水揚量の約半数を占める拠点産地であり、「なはまぐろ」は本市を代表する水産物である。しかし、近年は調理や骨処理の手間を避けるライフスタイルの広がりなどにより、市民の魚離れが進み、将来の消費の担い手となる子どもたちが魚に親しむ機会も減少している。

学校給食では、「なはの日（7月8日）」や「まぐろの日（10月10日）」に合わせてマグロメニューが提供されているが、給食では加熱調理が必要なため、生鮮ではなくカツや揚げ物などの加工品としての提供が中心となっている。また、流通過程で産地情報が十分に伝わらないことから、学校現場で「那覇市産」であることを明確に示すことが難しく、地産地消の食育教材として十分に活用されていない状況にある。

課題

✓ 給食予算の制約と加工コストの壁


学校給食の限られた予算の中でマグロ食材を使用するには、加工賃や原材料費の負担が課題となる。未利用部位の活用や補助制度の活用などにより、コストを抑えながら安定供給できる仕組みづくりが必要である。

✓ 「那覇市産」の見える化と供給体制の確立

流通過程で産地情報が混在し、学校に届く段階で「那覇市産」であるか判別しにくい状況にある。子どもたちが地元の魚として認識できるよう、漁協や納品業者と連携し、産地情報の共有と安定した供給体制の構築が求められる。

✓ 「食べる」と「学ぶ」の連動不足

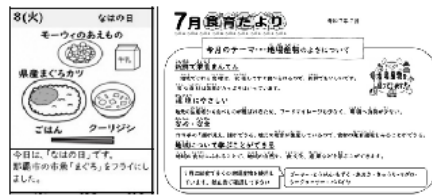
給食でマグロを提供するだけでなく、漁業者や栄養教諭と連携し、「誰がどこでどのように獲った魚か」といった背景を学ぶ食育と結び付けることで、地域産業や食文化への理解を深める取組の充実が必要である。

 施策内容

沖縄県は全国有数のマグロ産地であり、本市は県内マグロ水揚量の約半数を占める拠点産地である。この強みと、市魚がマグロである特色を活かし、学校給食におけるマグロメニューの提供機会を拡充する。あわせて、漁業や水産物に関する学習と運動した食育を推進し、子どもたちが「食」に関する知識や選択する力を身につける機会を創出することで、水産業への理解促進と漁業文化の継承、さらには本市産マグロの魅力発信と消費拡大につなげていく。




マグロを使った給食メニュー




献立表・食育だよ!による「なはまぐろ」の周知



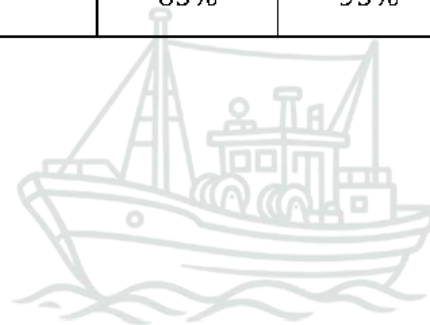
「なはまぐろ」を題材とした食育の促進

 実施主体等

実施主体	:	那覇市	漁業者・漁協
協力機関・団体等	:	教育・学術機関	卸流通・加工業者

 取組の活動状況を見る指標 (KPI)

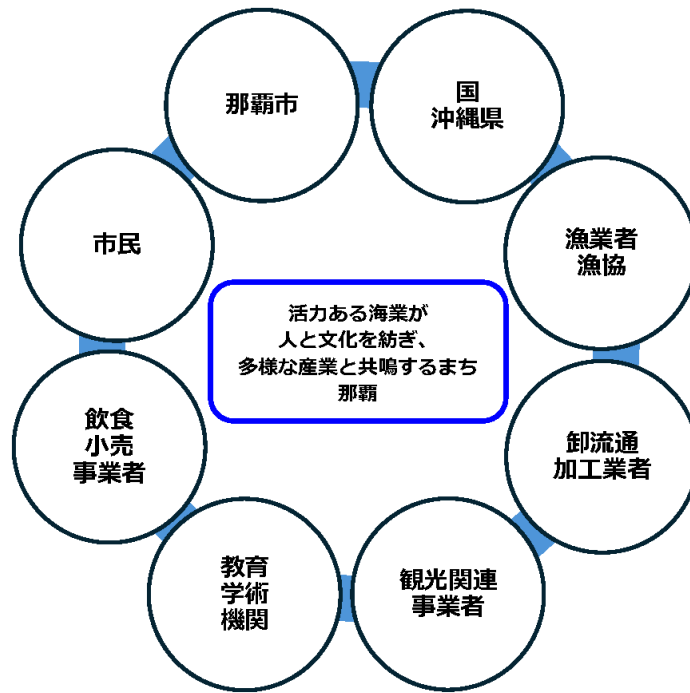
指 標	基準値 [基準年度]	中間目標値 [令和 12 年度]	最終目標値 [令和 17 年度]
「なはまぐろ」を原材料とする学校給食メニューを提供する給食施設の割合	-	50%	100%
小中学校の児童・生徒における「なはまぐろ」の認知度	-	85%	95%



第8章 計画の推進体制と進捗マネジメント

1. 推進体制の概要と基本役割

本計画の推進にあたっては、本市を中心に、国・沖縄県、漁業者・漁業協同組合、卸売・流通・加工事業者、観光関連事業者、教育機関、飲食・小売事業者、市民など多様な主体が目標像を共有し、それぞれの役割分担を踏まえながら相互に連携・協働して取り組む推進体制を構築する。

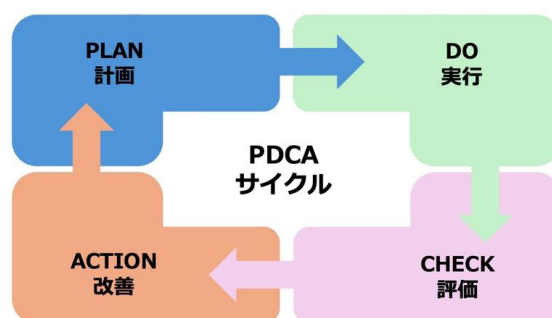


ステークホルダー	基本的役割と取組事例
那覇市	総合推進・資源確保 計画全体の推進、関係者間の総合調整、事業実施に必要な財源・資金支援、漁港施設の計画的整備・維持管理、ブルーカーボンなど新たな活動資源確保のための環境整備。
国・沖縄県	広域政策・大規模支援 広域的な水産資源管理の実施、漁港漁場整備法に基づく大規模インフラ整備への支援、水産業の成長に必要な大型補助事業の導入・実施。

<p>漁業者 漁業協同組合</p>	<p>生産・品質管理・文化継承 水産資源の管理・保全の実行主体、高鮮度・高品質な水産物の安定的供給。HACCP の考え方に基づく衛生管理の徹底。次世代への技術・文化の継承。</p>
<p>卸流通 加工業者</p>	<p>高付加価値化と流通効率化 消費者ニーズに対応した加工品の開発。トレーサビリティの確保と品質保証体制の強化。流通・保管インフラの効率化と新規販路開拓。</p>
<p>観光関連事業者</p>	<p>誘客と消費の連携 漁港エリアへの国内外観光客の誘致。那覇市産水産物を活用したメニューや土産品の開発。水産業と連携した体験型コンテンツの共同企画・販売。</p>
<p>教育・学術機関</p>	<p>技術・知識の提供と次世代育成 学校給食における食育の推進、漁業文化の知識や漁業の役割を伝える教育プログラムの提供。漁業・養殖業（陸上養殖含む）の技術開発。漁業者への DX・経営技術に関する実践的な教育プログラムの提供。</p>
<p>飲食・小売事業者</p>	<p>消費の最終窓口と地産地消推進 那覇市産水産物の優先的な仕入れ、料理・店頭でのブランド価値の向上と消費推進。市民の日常的な購買機会の提供、市場と連携したイベント等への積極的な参加。</p>
<p>市民</p>	<p>消費・文化の担い手 那覇市産水産物の積極的な地産地消（購入・消費）。食育活動への参加を通じた漁業文化の理解と継承。海や漁場環境の環境保全活動への協力。</p>

2. 計画進捗のマネジメント

本計画の推進にあたっては、関係主体がそれぞれの役割を担いながら相互に連携して取り組むことが重要である。このため、本市が中心となり庁内での進捗管理を行うとともに、水産振興協議会など各分野の関係者で構成される会議体を活用し、PDCA サイクルに基づく進捗マネジメントを実施する。水産業に関わる幅広い分野の取組を継続的に検証・改善しながら、計画の実行性を高め着実な推進を図る。



資 料 編

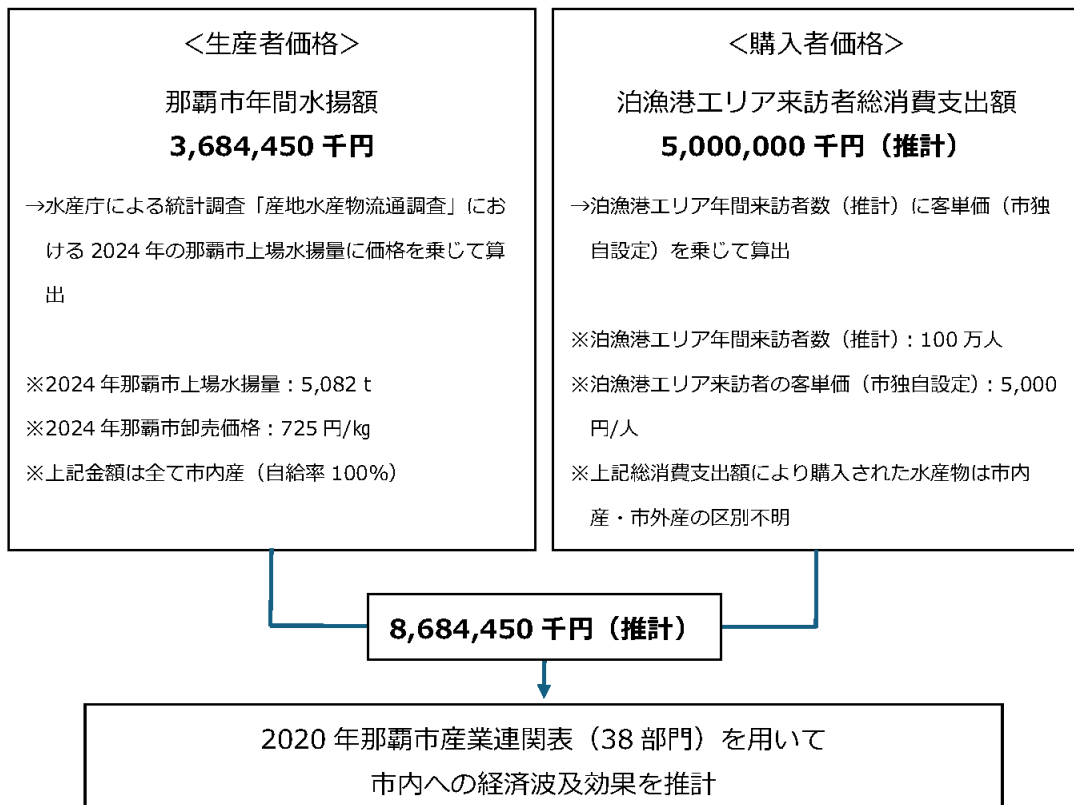
本市水産業の拠点が市内へもたらす経済波及効果

本市水産業の拠点が市内経済にもたらす影響を把握し、今後の本市水産業振興の検討に活用する基礎資料とするため、産業連関分析により経済波及効果の推計を行った。

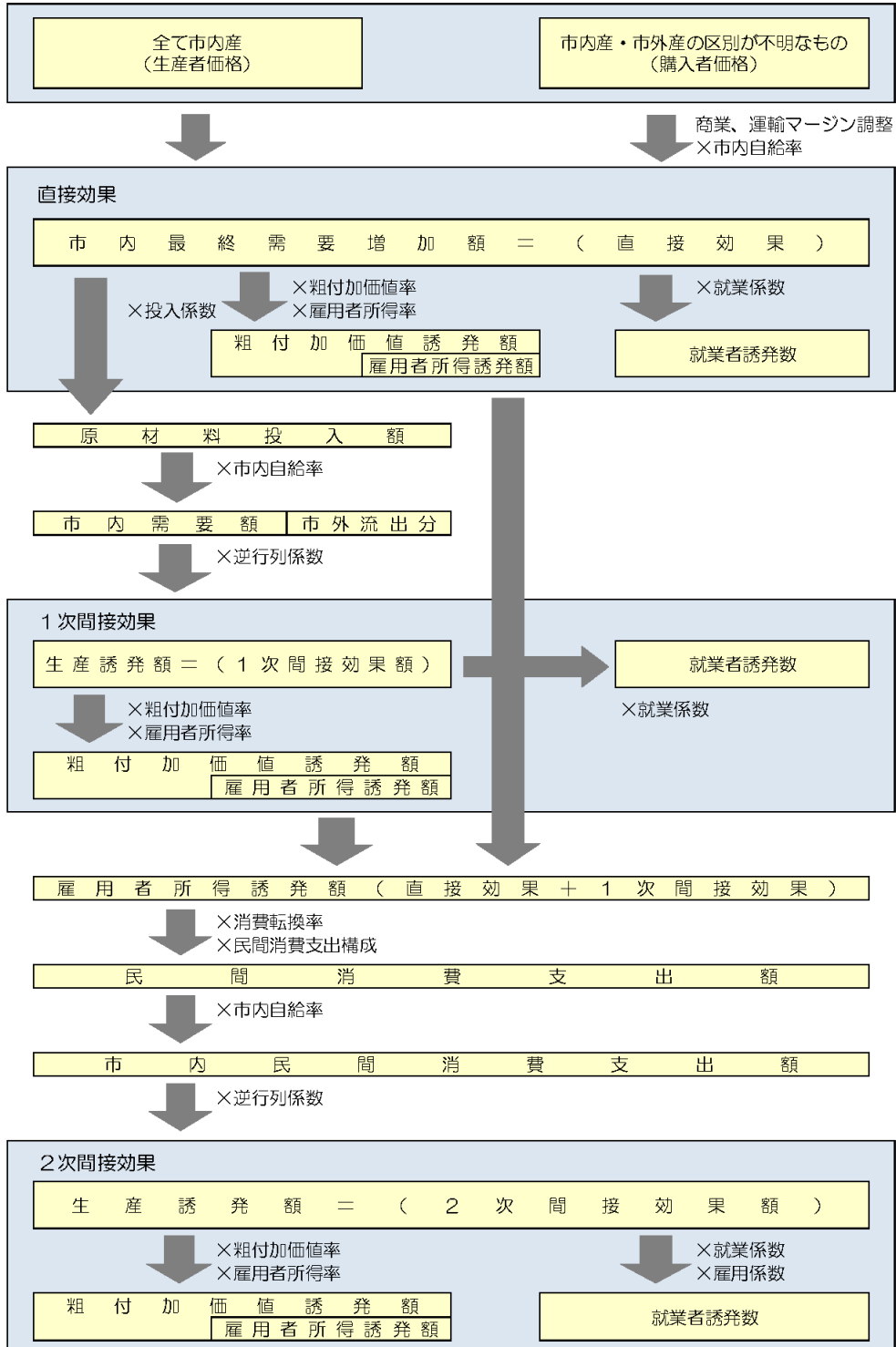
本分析では、(株)価値総合研究所が作成した 2020 年那覇市産業連関表（38 部門）を基礎資料として用い、生産者価格は国の統計調査に基づく最新的那覇市水揚額、購入者価格は泊漁港エリア（泊いゆまち・なはまぐろ市場）への来訪者による総消費額（推計値）を基に設定し、市内経済への波及効果を推計している。

なお、本市水産業に関連する消費支出はこれ以外にも存在する。例えば、市内の飲食店や小売店が漁協や卸業者から水産物を仕入れる際の間接的な取引や、水産業従事者による市外での消費行動等は、本分析の直接的な分析の対象には含めていない。したがって、本推計値は本市水産業が市内にもたらす経済波及効果の全体を示すものではなく、漁業及び泊漁港エリア（泊いゆまち・なはまぐろ市場）における鮮魚小売業を中心とした限定的な参考値として捉える必要がある。

図表 1-1 業務フロー



図表 1-2 経済波及効果の算出フロー



図表 1-3 経済波及効果に係る用語について

- ① 市内最終需要増加額（直接効果）：直接的に市内に発生する経済効果
- ② 1次間接効果：直接効果から発生した原材料等の中間需要（投入）によって生じる波及効果
- ③ 2次間接効果：直接効果と1次間接効果より誘発された生産活動を通じて発生した雇用者所得のうち、消費として利用された支出から生じる波及効果
- ④ 原材料投入額：需要増加額のうち原材料に消費される金額
- ⑤ 粗付加価値誘発額：雇用者所得等を含めた利益分（原材料を控除した分）
- ⑥ 雇用者所得誘発額：雇用者の所得が増加することを示す額

図表 1-4 産業連関表を用いた分析を行う際の主な注意点

(1) 新規需要額の設定

経済波及効果等の推計を行う際に、まず必要となるのは、新たに発生すると想定される需要額の設定であるが、これは、産業連関表とは別に、各分析者が自らの判断で設定するものである。産業連関表は、このように設定された需要額を基にして、経済波及効果等を計算するための言わば「関数」である。したがって、需要額の設定によって、分析結果は大きく異なる可能性がある。

(2) 経済波及効果が達成される時期

産業連関表を用いた分析に時間的な概念はなく、経済波及効果がいつの時点で達成されるかまでは明確にされない。

(3) 波及の中断等

次に掲げるような場合には、波及の中断等により、短期的には、分析結果ほどの効果が生じない場合がある。

ア 発生した需要が生産能力を超えている場合、実際には、対応可能な範囲での生産増にとどまる場合がある。

イ 過剰在庫を抱えている部門においては、需要の発生に対し、過剰在庫の放出で対応するなど、新たな生産に直結しない場合がある。

ウ 需要が増加しても、現状の人員による時間外勤務の増加などで対応した場合、雇用増には結びつかない場合がある。

図表 1-5 結果の概要

◇「那覇市水産業の拠点」によって、市内に新たな需要(最終需要増加額)が
8,684,450 千円発生した場合の、
那覇市経済に及ぼす効果を「2020年那覇市産業連関表」により推計した。

⇒ 生産誘発額が **9,773,854** 千円発生
⇒ 粗付加価値誘発額※が **6,607,273** 千円発生

※粗付加価値額－家計外消費支出＝市内総生産（GDP）

(単位：千円)

	生産誘発額	粗付加価値誘発額	雇用者所得誘発額
直接効果	7,056,915	4,848,800	2,324,267
1次間接効果	1,368,834	860,555	497,860
2次間接効果	1,348,105	897,919	444,002
総合効果	9,773,854	6,607,273	3,266,130

(注)四捨五入の関係で、内訳の合計と合計項目の値が一致しないことがある。

図表 1-6 その他水産業と関連が深い産業の経済波及効果

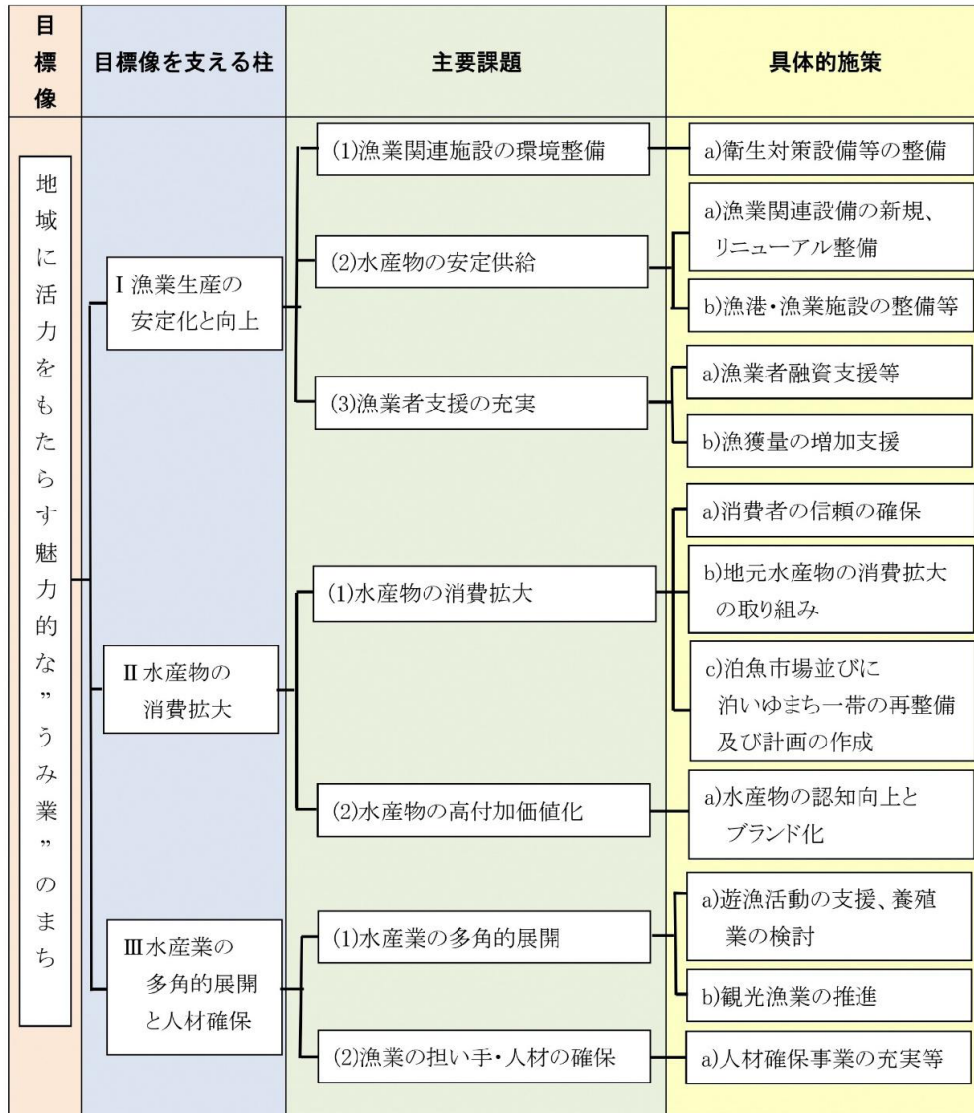
(単位：千円)

産業部門	生産 誘発額	粗付加価値	
		誘発額	雇用者所得 誘発額
漁業	3,691,077	2,508,514	773,109
小売業	3,566,839	2,479,933	1,642,028
運輸・郵便業	201,847	125,567	121,732
卸売業	111,925	87,613	49,223
宿泊・飲食サービス業	100,236	42,897	32,510
食料品	71,769	25,269	12,189
小計	7,743,693	5,269,793	2,630,791
全産業合計	9,773,854	6,607,273	3,266,130

以上の結果より、本市内に新たな需要（最終需要増加額）が 8,684,450 千円発生した場合の直接効果は 7,056,915 千円、1次間接効果は 1,368,834 千円、2次間接効果は 1,348,105 千円、総合効果は 9,773,854 千円となった。

第 3 次那覇市水産業振興基本計画（前計画）における具体的施策の総括

令和 6 年度に策定された「第 4 次那覇市水産業振興基本計画策定業務 -基礎調査報告書・基本計画骨子-」では、第 3 次那覇市水産業振興基本計画で定めた目標像や施策体系に基づき、取組項目①から⑥までの具体的施策について実施状況や成果等の総括を行っている。本項では、その内容を整理し改めて取りまとめたものである。



I 漁業生産の安定化と向上

(1) 漁業関連施設の環境整備

a) 衛生対策設備等の整備

泊魚市場及び泊漁港における水産物の衛生管理状態を保持するために設備整備、導入等を推進する。

取組項目	実施項目	効果	課題
①環境対策設備・運用の改善	H28 那覇市戦略的水産拠点強化事業衛生管理等に関する調査の実施、問題点の抽出と課題の分析と整理 H30 泊魚市場施設改修事業 ・衛生管理改善を目的とし、泊魚市場荷捌き施設床面補修工事及び鳥獣の侵入防止のための防鳥ネットの設置に対する補助	衛生環境が一定程度向上	泊漁港一帯の衛生改善項目は多岐に渡り、今後も協議を続ける。 衛生環境整備は単協では難しい(沿岸漁協) 継続した取組が必要
②泊漁港排水処理施設の改善	漁協などが独自に実施	敷地内の排水性が悪く雨が降ると水が溜まる	—

(2) 水産物の安定供給

a) 漁業関連設備の新規・リニューアル整備

漁業者、仲卸業者が水産物の保全や安定供給等に必要な冷蔵冷凍設備、新規整備、リニューアル整備を推進する。

取組項目	実施項目	効果	課題
③泊魚市場 冷凍冷蔵設備	・沖縄県近海鮪漁協及び那覇地区漁協が共同で行う老朽化した冷凍冷蔵施設	餌や氷の保管庫の整備により資材の保管・供給に有効に活用されている	泊漁港では岸壁周りの電気・水道の設備が不足している

	設の改築支援（補助を実施） ・水産物加工の為の、急速冷凍機や、干物機の導入費用補助 ・漁具倉庫を改修（県漁連の焼却場跡を使用目的を変更して行った）（地区漁協）		
--	---	--	--

b) 漁港・漁業施設の整備等

漁港施設における係留施設の耐震化や漁業施設の整備、検討を推進する。将来、泊漁港においては、海外で操業している在籍漁船が、泊漁港を拠点とする可能性もある事から、係留施設等拡充も検討する。

取組項目	実施項目	効果	課題
④泊漁港 係留施設の耐震化及び係留施設等拡充の検討	泊漁港再整備の検討・ゾーニングを踏まえ、今後必要な岸壁の強度に応じた再整備をする必要がある。(沖縄県)	—	→泊漁港等整備基本計画策定事業に引き継ぐ
⑤泊漁港 廃船処理	沖縄県県管理漁港放置艇5か年計画、泊漁港放置艇5か年計画に基づき、放置艇の処理対策を実施。現在は、令和4年度から令和8年の五か年計画に基づき年2艇処理の計画で対策を推進している。(沖縄県)	4隻の放置艇を処理	13隻の放置艇が残っている。 継続した取組が必要

⑥安謝小型船だまり 施設整備の検討	未実施	—	製氷施設、水揚げ ホイストの改修、 船上げ台車のレー ルが必要（沿岸漁 協） 継続した取組が必 要
⑦垂川漁港船揚場の整備の検討	販売所の設置を進 めている。浄化槽の 設置を行っている (沿岸漁協)	—	ウインチ・漁具倉庫 の老朽化（沿岸漁 協） 継続した取組が必 要
⑧瀬長島海浜利用者の移転・代替施設の整備	那覇空港南側エリア（那覇市字具志地先）に船だまりを整備する	—	継続した取組が必 要

(3) 漁業者支援の充実

a) 漁業者融資支援等

漁業者に対する支援で継続の要望がある漁船装備の近代化機械設置推進事業等を今後とも継続する。

取組項目	実施項目	効果	課題
⑨漁船近代化機械設置推進事業の継続・充実	漁具、科学装備等の設置を支援(漁具 68 件、科学装備 44 件、ディーゼル機関 2 件、科学装備設置 12 件)	漁業事業者の安全操業、就労環境の改善、漁業生産の効率化に寄与	初期設置の機械老朽化等により、引き続きの補助が必要。船の冷凍設備などにも使えるようにしてほしい。(沿岸漁協) 継続した取組が必 要
⑩那覇市漁業振興資金預託融資事業の継続・充実	市内在住漁業従事者および本市に所存する漁協に対し	融資実績なし	漁業協同組合の二 ーズ・類似融資制 度の把握が必要

	て出漁整備資金等の融資を行う。		
⑫那覇市漁業振興資金預託融資事業の審査機関の短縮及び手形貸付の変更	未実施	—	—
⑬仲卸業者等の運転資金貸付制度の創出	未実施	—	—

b) 漁獲量の増加支援

漁獲量の増加を支援するパヤオ設置を継続する。また、漁業者の生産意欲向上のため優良漁業者の表彰制度等の支援を行う。

取組項目	実施項目	効果	課題
⑭パヤオ設置	<ul style="list-style-type: none"> ・表層浮漁礁を設置し、効果的な漁獲量増加、漁業者所得向上を目的とし、市内3漁協で構成される「浮漁礁管理運営委員会」の代表となる漁協に対し、経費の一部補助を行う。 ・市内在住の漁業世帯が行うウニ等の種苗放流、サメ駆除による漁場の管理改善、産卵床や浮漁礁等の設置、ヒトエグサの養殖等（表層浮漁礁設置4件、ヒトエグサ養殖マットの設置） 	<p>漁業者の所得向上及び、市場への安定供給に繋がっている</p>	<p>表層浮漁礁に代わる中層漁礁の設置。（沿岸漁協漁業者）</p> <p>継続した取組が必要</p>

⑮ 優良漁業者表彰 制度の支援	年度ごとに総会で 漁業者や仲買人の 表彰を実施(沿岸漁 協)	漁業者や仲買人の モチベーションア ップに繋がってい る	—
--------------------	---	---------------------------------------	---

Ⅱ 水産物の消費拡大

(1) 水産物の消費拡大

a) 消費者の信頼の確保

消費者に信頼される安全安心な地元水産物の安定供給を目指す。

取組項目	実施項目	効果	課題
⑯ 泊魚市場等にお ける水産物衛生管 理状態の保持	目標像を支える柱 1 漁業生産の安定 化と向上 取組項目 ①にて対応	—	—
⑰ 泊いゆまちにお ける漁業者、流通業 者の顔の見える販 売	未実施	—	漁船シールなど検 討したい 継続した取組が必 要
⑱ 那覇市沿岸漁業 協同組合のセリ市 場の活性化	沿岸朝イチを年に 1 回、これまでに 2 回 行っている。300 - 400 人の参加があ る。(沿岸漁協)	沿岸漁協の活性化 に繋がっている	継続した取組が必 要

b) 地元水産物の消費拡大の取組

市魚マグロ等地元水産物の消費拡大、支援事業や利用促進等のための取り組みを推進する。

取組項目	実施項目	効果	課題
⑲ 市魚マグロ等水 産物流通支援事業 の継続	市魚「マグロ」の知 名度向上及び消費 促進、水産業振興と 観光客の誘致、市内 飲食店の活性化に つなげる目的で「マ	目標を上回る来場 者数、広い世代への 将来的な地産地消 を促す取組となっ た。	継続した取組が必 要

	<p>グロ解体ショー」等のイベント支援、マグロのPR活動及び消費促進事業を行った。</p>		
<p>⑩学校給食、市内宿泊施設、飲食店での地元水産の利用促進(マグロの消費促進キャンペーンの実施)</p>	<p>・高校生の食育教室への食材提供、ポスター・リーフレットの市内飲食店配布 ・とまりんフェスタ及び読売巨人軍歓迎セレモニーでのマグロ贈呈によるPR、学生対校まぐろレシピ選手権等の開催</p>	<p>マグロ取扱店舗を紹介する冊子の作成など、消費機会の創出</p>	<p>・ブランディング事業室のさらなる活用 ・情報発信による認知度向上が必要(沿岸漁協) 継続した取組が必要</p>
<p>⑪泊いゆまちでの外国語の水産物表記</p>	<p>・パンフレットなどは流通組合が作成 ・泊いゆまちのメニューなど事業者が個別で対応している</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑫泊いゆまちの駐車場の拡張</p>	<p>県漁連の移転に伴い駐車スペースが増えた 今後は泊再整備計画の中で実施</p>	<p>一定数の駐車スペースの増加</p>	<p>継続した取組が必要</p>
<p>⑬インターネット等を活用した情報発信の推進</p>	<p>インターネット等を活用した情報発信の推進</p>	<p>認知度の向上</p>	<p>・今後はマグロ以外にも実施したい ・漁協の認知度向上(沿岸漁協) 継続した取組が必要</p>

㊸ 那覇市第一牧志 公設市場の活用、連 携の推進	・「なはまぐる」ノボ リ、シールの配布 ・商工会議所青年部 のイベントへの後 援など	認知度の向上	継続した取組が必 要
--------------------------------	--	--------	---------------

c) 泊魚市場並びに泊いゆまち一帯の再整備及び計画の作成

泊魚市場については引き続き那覇市水産業の拠点となることから、沖縄県及び水産関係者と協議を進めながら、将来の水産物の流通も考慮しつつ那覇市としての泊魚市場並びに泊いゆまち一帯の再整備計画の検討を行い、実施を目指す。

取組項目	実施項目	効果	課題
㊸ 泊魚市場並びに 泊いゆまち一帯の 再整備計画の作成	泊漁港将来構想策 定事業で実施	—	国道整備により、地 区漁協含め面積の 減少が見込まれる。 今後の再整備の検 討とゾーニングを 踏まえ、漁業と漁業 以外の為の活用と の整理・整合を図る 必要がある。(沖縄 県) 継続した取組が必 要
㊸ 泊魚市場並びに 泊いゆまち一帯の 再整備	・泊魚市場買受人協 同組合の店舗、加工 施設を建設 ・沖縄 鮮魚卸流通協同組 合の冷蔵庫設置施 設の建設 ・県漁連の砕氷機の 新規設置	—	水揚げ作業がユニ ック2台と手狭で 時間がかかる。1日 の水揚げ制限があ り、鮮度維持の課 題となっている 継続した取組が必 要

(2) 水産物の高付加価値化

a) 水産物の認知向上とブランド化

水産物の消費拡大につなげるために、地元水産物の認知度の向上に努めるとともに、生鮮まぐろ等地元水産物のブランド化を目指す。

取組項目	実施項目	効果	課題
㉗ 水産物の認知向上	取組項目「市魚マグロ等水産物流通支援事業の継続」において「なはまぐろ」で実施	—	今後はマグロ以外での実施を検討 継続した取組が必要
㉘ 水産物のブランド化	・安値の魚種について学校給食への提供や、加工から販売までの採算性、他漁協での加工事例を調査し、市内3漁協へ調査結果を提供し漁業者の所得向上を図る。	卸先が見つからない、トビイカの量が減少傾向にあり単価が上がっている。	継続した取組が必要

Ⅲ 水産業の多角的展開と人材確保

(1) 水産業の多角的展開

a) 遊漁活動の支援、養殖業の検討

水産業の多角的展開を図り、漁業従事者の安定した収入、労働環境の向上を図るため、遊漁活動の支援、養殖業等の新たな水産業の展開を目指す。

取組項目	実施項目	効果	課題
㉙ ダイビング、釣り等の遊漁活動への支援の拡大	アソビューに登録し手数料を取っている。1-2隻/月。組合個人で行っている人もいる。(沿岸漁協)	遊漁活動の促進に繋がっている	ホテルとの連携など拡大していきたい(沿岸漁協) 継続した取組が必要

⑩ 静隠水域、チービシ周辺等を活用した養殖の検討	豊見城の船溜まり、モズク、アーサ、オゴノリなど検討したい(地区漁協) 放流のための養殖施設(シラヒゲウニ、ヤイトハタ)がある(沿岸漁協)	—	チービシについて未実施 継続した取組が必要
--------------------------	--	---	--------------------------

b) 観光漁業の推進

沖縄県経済を牽引する柱のひとつである観光産業の一翼を担える観光漁業への取り組みを推進する。

取組項目	実施項目	効果	課題
⑪ 修学旅行生を対象とした体験漁業	未実施	—	どのような要望があるか、漁協の対応状況など把握する必要がある 継続した取組が必要
⑫ 泊魚市場や養殖・畜糞いけすを活用した水産物を見て、食べる観光漁業の検討	未実施	—	生け簀を活用した集客施設の整備(沿岸仲買人) 継続した取組が必要
⑬ 遊漁活動の支援拡大、体験漁業等の新たな観光漁業を展開する	取組項目「ダイビング、釣り等の遊漁活動への支援の拡大」、「静隠水域、チービシ周辺等を活用した養殖の検討」、「修学旅行生を対象とした体験漁業」と関連	—	遊漁船による乱獲で魚が少ない。制限を設けてほしい(沿岸漁協漁業者) 継続した取組が必要

(2) 漁業の担い手・人材の確保

a) 人材確保事業の充実等

次世代を担う漁業就業者確保のための、支援を推進する。

取組項目	実施項目	効果	課題
㊸外国人漁業研修生受入推進事業の継続	・ 2 漁協の事務局である那覇地区漁業協同組合へ研修支援のための補助金交付。陸上研修（日本語習得、生活指導、マグロ延縄操業の技術習得）と海上研修を行った ・ 特定 1 号、マルシップを利用した外国人労働者の導入（地区漁協）	これまでにインドネシア人 72 人受入	・ 人員不足により、操業できない船がある。 ・ 乗船員確保のため引き続き支援の必要がある 継続した取組が必要
㊹漁師塾や研修制度の設立	小学生向けの水産教室はもっとやってほしい（近海鮪漁協） 衛生管理講習会（HACCP）を実施（沿岸漁協）	—	機器講習など今後のニーズなど確認 継続した取組が必要
㊺漁業者福利厚生施設整備の検討	未実施	—	漁業者の就労環境向上の要望がある 継続した取組が必要

那覇市水産業振興協議会委員名簿

那覇市 水産業振興協議会委員名簿
(令和 8 年 3 月時点)

No	氏 名	所 属・役職名	組 織 枠
1	おあに けんたろう 大谷 健太郎	名城大学 国際学部国際観光産業学科 教授	学識経験者
2	とよかわ さやか 豊川 明佳	沖縄大学 副学長 経法商学部 教授	
3	かみや だいすけ 神谷 大介	琉球大学 工学部 工学科 社会基盤デザインコース 教授	
4	やまうち とくしん 山内 得信	那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長	水産業関係者
5	たいら あきのり 平良 明紀	那覇市沿岸漁業協同組合 代表理事組合長	
6	とよま きよのり 當山 清範	沖縄鮮魚卸流通協同組合 理事長	
7	みやもと きみのり 宮里 公宣	那覇市観光ホテル旅館事業協同組合 青年部長	観光産業関係者
8	しまぶろ すずむ 島袋 進	沖縄県農林水産部 農漁村基盤統括監	関係行政機関
9	いしかわ たかや 石川 峻也	イオン琉球株式会社 水産商品部 部長	その他市長が必要 と認める者
10	よな かずまさ 与那 和正	沖縄県飲食業生活衛生同業組合那覇支部 副支部長	

那覇市水産業振興協議会答申



那覇市長 知念 寛 様

答 申 第 1 号
令和 8 年 3 月 1 6 日

那覇市水産業振興協議会
会長 大谷 健太郎



那覇市水産業振興協議会の答申について

令和 7 年 7 月 1 1 日付け諮問第 1 号で諮問のありました下記の事項について、
那覇市水産業振興協議会規則第 2 条の規定に基づき、別紙のとおり答申します。
なお、「(3) 泊漁港等整備基本計画策定事業」については、令和 8 年度におい
ても継続審議とします。

記

- (1) 那覇市水産業関連施策の評価及び提言について
- (2) 「第 4 次那覇市水産業振興基本計画策定事業」について

用語解説

用語	解説
【え】	
沿岸漁業	陸地から近い沿岸域（領海内）で行われる漁業のこと。
遠洋漁業	太平洋・大西洋・インド洋など日本から遠く離れた世界の海で、大型漁船を使い、数週間から 1 年以上かけてマグロやカツオ、イカなどを獲る漁業のこと。
【お】	
卸売価格	水揚高を水揚量で除して算出した 1 kgあたりの平均価格のこと。
沖合漁業	日本の領海（排他的経済水域内、陸地から 200 海里以内）で、沿岸漁業よりは遠く、遠洋漁業よりは近い海域で行われる漁業のこと。
【か】	
海面漁業	海面において水産動植物を採捕する事業（くじら、いるか以外の海獣を猟獲する事業を除く。）のこと。
海面養殖業	海面に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業のこと。
【き】	
漁業基盤 (水産生産基盤)	安定した水産物の生産と供給、資源の保全・育成のために整備された漁港、養殖場、藻場・干潟などの施設や水域環境のこと。那覇市においては、泊漁港や安謝小型船だまりにおける荷捌き施設、製氷施設、冷凍冷蔵設備などを指す。本計画では、老朽化したこれらの施設を戦略的に再整備するとともに、ICT や AI 等の先端技術、自動化設備の導入によるスマート化を図ることにより、安全で効率的な操業と高度な衛生管理への対応を目指す。
漁業経営体	過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう（但し、過去 1 年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く）。

用語	解説
【き】 漁業生産額	漁業産出額（漁業生産量に卸売価格等に乗じて推計したものに）種苗（養殖業等のために育てられた稚魚・幼魚）の生産額を加算したもの。
漁業生産量	漁業による「漁獲量」と養殖業による「収穫量」を合わせた総量（重量）のこと。
漁業 DX（デジタルトランスフォーメーション）	ICT、AI、IoT などのデジタル技術を活用して、漁業・養殖業の生産性向上、資源管理の最適化、流通の効率化、そして漁業者の収益向上と持続可能な水産業の実現を目指す変革のこと。
【こ】 高度衛生管理型荷捌施設	危害分析（HACCP の考え方）に基づき、施設（ハード）と管理体制（ソフト）の両面から徹底した衛生管理を行い、記録・点検を通じて安全・安心な水産物の供給を目指す荷捌施設（水産物の陸揚げから出荷までの一連の作業を安全かつ効率的に行う施設）のこと。
コールドチェーン	水産物が水揚げされてから消費者のもとに届くまでの全過程で、低温（冷蔵・冷凍）状態を途切れることなく維持し、鮮度と品質を保つための物流システムのこと。
【す】 スマート水産技術（スマート技術・スマート水産業）	ICT 技術を活用して漁業活動および漁場環境のデータを収集して活用することで、生産活動における省力化や操業の効率化を実現し、生産性を向上させる取り組みのこと。
水産エコラベル認証	水産資源や生態系などの環境にやさしい方法で行われている漁業や養殖業を第三者の審査機関による審査を経て認証する仕組みのこと。認証された漁業や養殖業から生産された水産物や、これらの水産物を利用して作られた製品には、水産エコラベルというロゴマークを表示することができる。
水産業	水産物を捕獲・養殖・加工・販売などで取り扱う産業の総称。
【と】 都市型漁港	都市部に位置し、高度な水揚げ・流通機能や加工施設を備え、大規模な消費地に近接している漁港のこと。産業拠点としての役割に加え、商業や観光等の都市機能が集積しており、多角的な空間利用を通じて地域経済の活性化や都市文化の発信を支える多目的な基盤としての側面を有する。

用語	解説
【と】 トレーサビリティ	生産履歴、流通・加工履歴などを必要なときに遡って追跡する仕組のこと。食品の履歴が把握できることで、食品事故が発生した際の迅速な回収等に役立つとともに、消費者の食に対する安全・安心の確保にもつながる。
【な】 内水面漁業	公共の河川・湖沼において水産動植物を採捕する事業のこと。
内水面養殖業	一定区画の河川・湖沼又は陸上において、淡水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業のこと。
【は】 浜の活力再生広域プラン	地域によって異なる水産業・漁業を振興させるため、それぞれの漁村や地域の現状に合わせて策定した計画（浜の活力再生プラン）に取り組む漁村地域が連携して、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための具体的な取り組みを定めた広域計画のこと。
【ふ】 ブルーカーボン	海草や海藻、湿地や干潟などの海洋生態系の働きによって海洋環境に吸収・貯留されている炭素のこと。これまで CO2 の主な吸収源として考えられていた森林に加えて、新たな CO2 の吸収源としてブルーカーボン生態系に注目が集まっている。なお、これら生態系が吸収した CO2 を数値化し、クレジットとして取引できる仕組を「ブルーカーボン・クレジット」という。
【ま】 マーケットイン	消費者や顧客が求める品質や加工形状、安全性などを分析し、これらのニーズに対応した生産・流通・加工・販売を行う考え方のこと。
【み】 水揚額（水揚高）	該当する卸売市場における取扱金額
水揚量	該当する卸売市場において、せり、入札、相対等によって取引された数量をいう（但し、搬入量及び冷蔵庫から出庫された量は除く）。

用語	解説
【も】 モーダルシフト	トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。
【り】 陸上養殖業	陸上に設けられた水槽等の施設において、海水又は淡水を使用して水産動植物を計画的に育成し、収穫する事業のこと。

第 4 次那霸市水産業振興基本計画

令和 8 年 3 月

那霸市経済観光部 商工農水課

Fisheries Promotion Basic Plan



発行 : 那覇市 経済観光部 商工農水課
〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話番号 : 098-951-3209
編集協力 : ブルームーンパートナーズ 株式会社
株式会社 流通研究所 (基礎調査事業者)